

第六次富士市総合計画

前期基本計画（案）

令和3年4月

富士市企画課

目 次

第1部 総論	1
第1章 計画のフレーム	2
第1節 人口・世帯	2
第2節 土地利用	4
第3節 財政	8
第2章 めざす都市像の実現に向けた基本姿勢	10
第1節 SDGsの活用	10
第2節 デジタル変革の推進	11
第3章 政策の体系	12
第4章 重点戦略	14
第1節 重点課題	14
第2節 5つの重点戦略	16
第2部 各論	21
各論の見方	22
基本目標1 安心できる暮らしを守るまち	
政策分野1 危機管理	24
政策分野2 消防・救急・救助	26
政策分野3 市民安全	28
政策分野4 市民活躍	30
基本目標2 次代を担うひとを育むまち	
政策分野1 子育て	32
政策分野2 子ども・若者	34
政策分野3 学校教育	36
政策分野4 社会教育	38
政策分野5 市民スポーツ・市民文化	40
基本目標3 支え合い健やかに過ごせるまち	
政策分野1 保健	42
政策分野2 医療	44
政策分野3 包括的支援	46
政策分野4 地域福祉	48

基本目標 4	豊かな環境を保ち継承するまち	
政策分野 1	地球環境	50
政策分野 2	自然・生活環境	52
政策分野 3	循環型社会	54
政策分野 4	水利用	56
基本目標 5	活力を創り高めるまち	
政策分野 1	ものづくり産業	58
政策分野 2	商業・流通・サービス産業	60
政策分野 3	農林水産業	62
政策分野 4	中小企業等振興	64
基本目標 6	魅力を活かし人と人を繋ぐまち	
政策分野 1	観光	66
政策分野 2	シティプロモーション	68
政策分野 3	交流	70
基本目標 7	快適な暮らしを続けられるまち	
政策分野 1	市街地形成	72
政策分野 2	交通・道路	74
政策分野 3	景観・公園・住宅	76
第 3 部	総合計画の推進にあたって	79
第 1 章	総合計画を推進するための取組	80
第 1 節	質が高く柔軟な行政経営	80
第 2 節	持続可能な財政運営	83
第 2 章	総合計画の進行管理	85
第 1 節	行政評価を活用した指標の進行管理	85
第 2 節	P D C A サイクルによる継続的な改善	86
第 4 部	地区別計画	

第六次富士市総合計画 ◆

めざす都市像

富士山とともに 輝く未来を拓くまち ふじ

◆第1部 総論

第1章 計画のフレーム

第1節 人口・世帯

第2節 土地利用

第3節 財政

第2章 めざす都市像の実現に向けた基本姿勢

第1節 SDGsの活用

第2節 デジタル変革の推進

第3章 政策の体系

第4章 重点戦略

第1節 重点課題

第2節 5つの重点戦略

第1章 計画のフレーム

第1節 人口・世帯

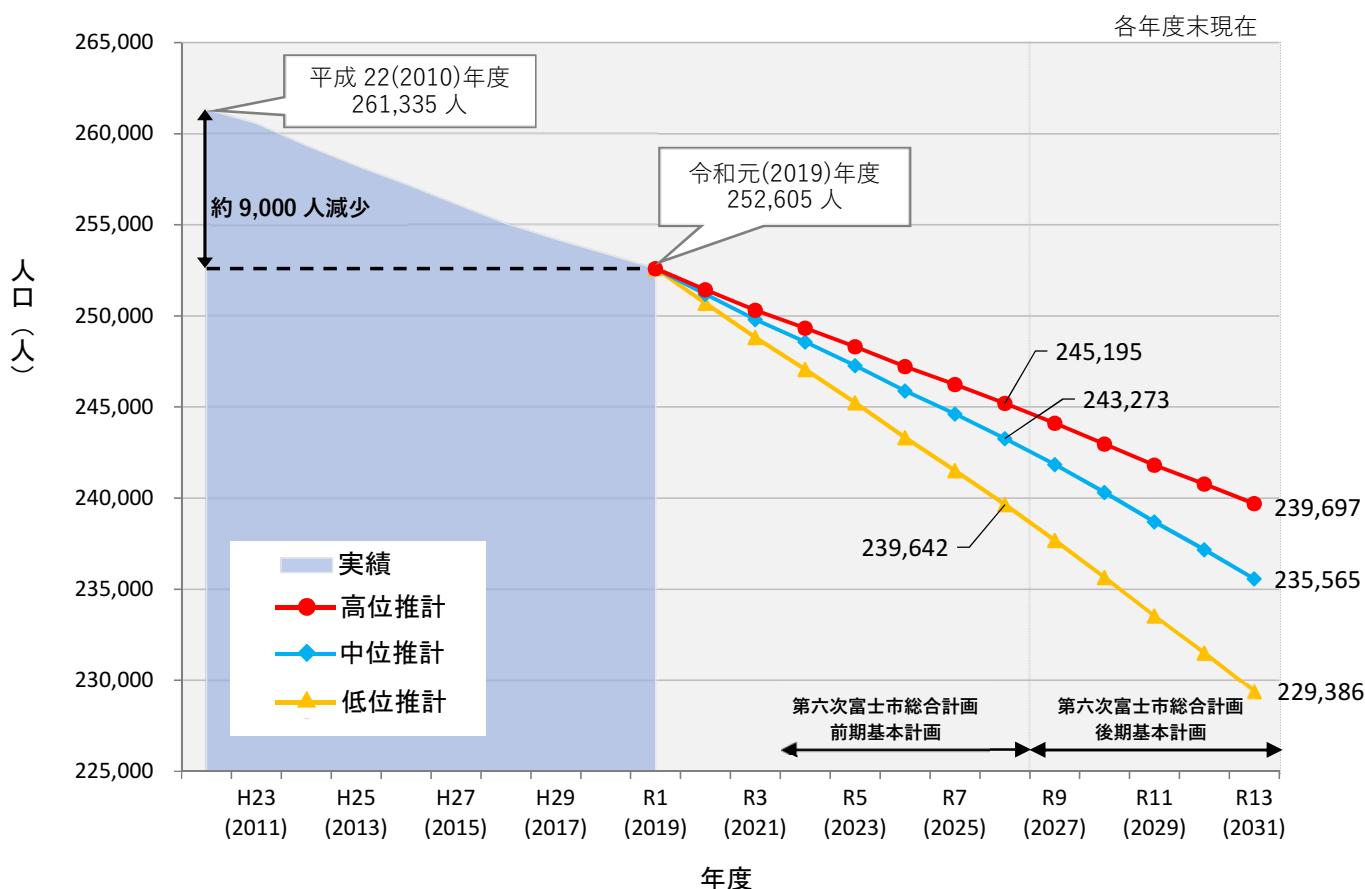
1 人口

本市の人口は、平成 22 (2010) 年をピークに減少に転じ、令和元 (2019) 年度末の人口は 252,605 人であり、第五次富士市総合計画が開始した平成 22 (2010) 年度末から約 9,000 人減少しています。死亡数が出生数を上回る自然減と転出者数が転入者数を上回る社会減が人口減少の要因となっていますが、近年は自然減の減少幅が拡大する一方で、社会動態は増加に転じています。

人口動向の予測は、今後のまちづくりを考える上で基礎的なデータとなることから、本計画の策定にあたり、「出生率が上昇し、転入超過が継続するケース (高位推計)」、「出生率は横ばいに推移し、転入超過が継続するケース (中位推計)」、「出生率が減少し、転出入が均衡するケース (低位推計)」の 3 つのケースで、新たに人口推計を実施しました。

推計の結果、前期基本計画が終了する令和 8 (2026) 年度末の人口は、高位推計が 245,195 人、中位推計で 243,273 人、低位推計で 239,642 人になり、その後も減少傾向が続くと予測されます。

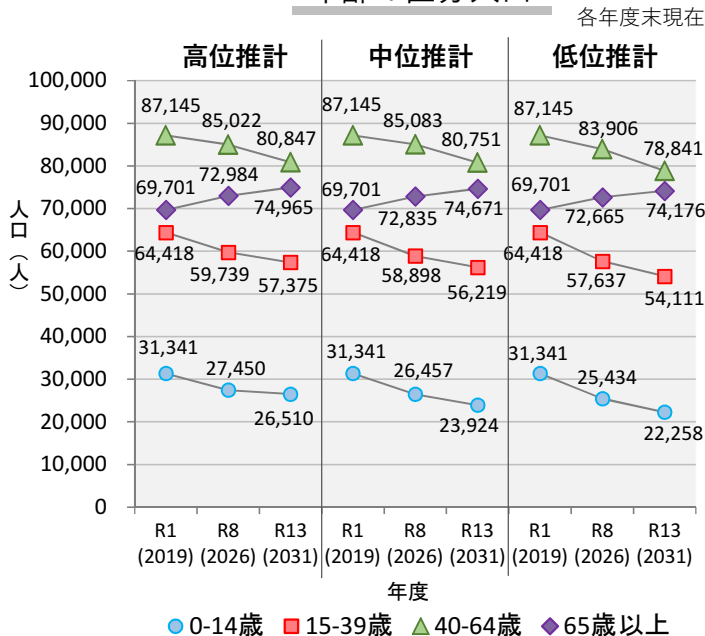
令和 13 (2031) 年度までの人口推計



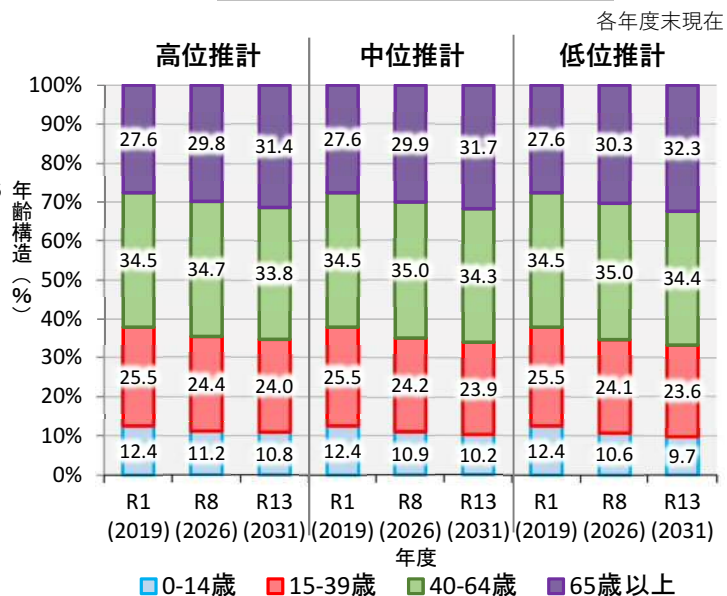
※人口推計は、住民基本台帳をベースに、出生率・生存率・移動率などの仮定値を用いて推計するコーホート要因法により、本市独自に推計しました。出生率は、国立社会保障・人口問題研究所の高・中・低位の仮定値を補正したものを採用しました。移動率は、本市の令和元 (2019) 年から過去 1 年間の移動率を高位、過去 3 年間の移動率を中位、過去 7 年間の移動率を低位として採用しました。

年齢4区分人口は、老年人口（65歳以上）が一貫して増加し、令和8（2026）年度には29%、令和13（2031）年度には31%を超えると予測されます。一方で、それ以外の年齢区分人口は減少し、少子高齢化が一層進むと予測されます。

年齢4区分人口



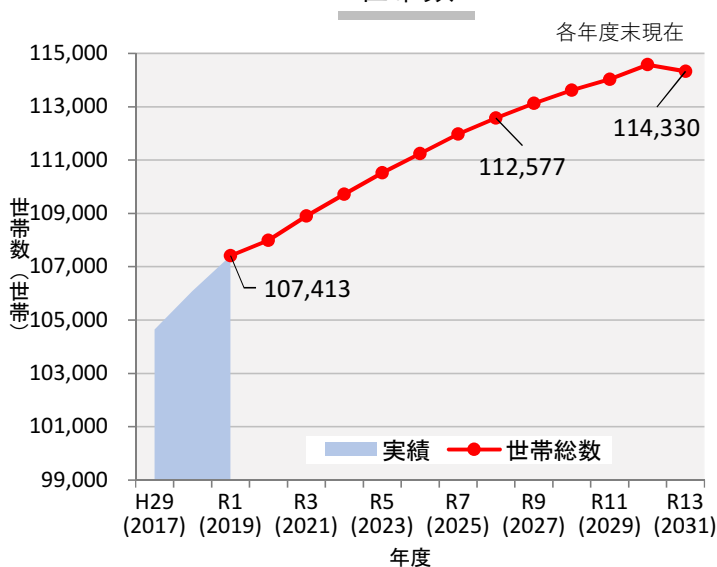
年齢4区分別人口割合



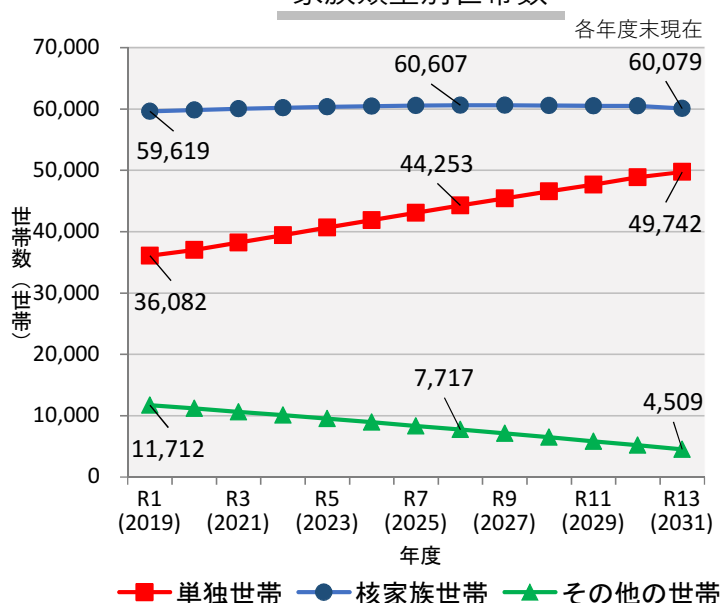
2 世帯

世帯数は、人口が減少する一方で、単独世帯の増加により今後も増加し、令和8（2026）年度には112,577世帯となりますが、令和12（2030）年度をピークに減少していくと予測されます。これは、家族類型別の世帯数において、核家族世帯が令和10（2028）年度から減少に転じ、令和13（2031）年度に核家族世帯とその他世帯の減少数の合計が単独世帯の増加数を上回るためです。

世帯数



家族類型別世帯数



※世帯推計は、住民基本台帳と人口の中位推計を用いて、本市独自に推計しました。

第2節 土地利用

1 土地利用の現状と課題

本市の市域は、24,495haあり、その内の半分近くである12,086haを森林が占め、次いで宅地が4,313ha、以下農地が2,467ha、道路が1,638ha、水面等が905ha、原野が29ha、その他3,057haとなっています。

今日、地球規模の環境問題はますます深刻化し、本市においても世界遺産である富士山、富士川及び駿河湾の景観など、雄大な自然をはじめとした環境の保全と共生が重要な課題となっています。

また、南海トラフ巨大地震をはじめとした自然災害への不安の高まり、人口減少や少子高齢化の急速な進行に伴う都市のスポンジ化^{※1}が危惧される中で、誰もが安心して快適に暮らせるまちづくりと、新東名高速道路など広域交通網等の優位性を活かし、新たな産業の誘致や創造、広域圏を踏まえた都市の基盤づくりや機能の充実が求められています。

2 土地利用の基本方針

土地は、現在及び将来における市民のための限られた資源であるとともに、市民生活や産業活動の共通の基盤です。このため、本市の土地利用は、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、豊かで住みよい生活環境の確保と市域の均衡ある発展を図ることを基本理念として、次のような点に重点をおき、総合的かつ計画的に行います。

(1) 環境との共生を目指した土地利用

- 富士・愛鷹山麓地域をはじめとする自然環境との共生
- 自動車に依存した都市構造の見直し

(2) 安全・安心を重視した土地利用

- 災害に強いまちづくりの推進
- 防犯に配慮した土地利用

(3) 快適な暮らしを実現する土地利用

- 地域の魅力を活かした土地利用
- ひとにやさしい「歩いて暮らせる」まちづくり

(4) まちの活力を生み出す土地利用

- 重要な東西交通路上に位置する優位性等の利活用
- まちなか^{※2}への都市機能誘導施設^{※3}等の集積促進

(5) 市民・事業者との協働による計画的な土地利用

- 市民・事業者への啓発活動
- 市民・事業者の参画によるまちづくり

※1都市のスポンジ化……都市において、空き地・空き家等の低・未利用地がランダムに発生すること。

※2まちなか……市民や来訪者など、あらゆる人が集まり、交流し、文化・情報の発信などを行う本市の賑わいの中心地。具体的には、富士市集約・連携型都市づくり推進戦略の立地適正化計画編における、富士駅周辺、吉原中央駅・吉原本町駅周辺、新富士駅周辺の都市機能誘導区域。

※3都市機能誘導施設……教育、文化、行政、医療、商業など、都市の魅力や活力を向上させる又は日常生活の利便性向上に寄与する施設等。

3 利用区分ごとの土地利用の基本方向

宅地（住宅地）
工業用地、
事務所の用地等

住宅地については、集約・連携型の都市づくりを推進するため、無秩序な拡大を防止するとともに、まちなか居住の促進にも配慮しながら、「都市活動の地域」への誘導を図ります。

工業用地については、既存の工業系用途地域内の効率的な利用を図るとともに、企業の立地に必要な基盤整備を推進し、産業構造のバランスを考慮しながら企業の新たな立地を促進します。

事務所・店舗等の用地については、土地の有効利用や高度利用を促進し、快適な環境の形成に配慮しつつ、商業・業務施設等の集積度を高めます。

教育・文化・福祉等の公共公益施設用地については、災害時における避難、防災機能の発揮などにも配慮しつつ、市民の多様な需要に対応するため、必要な用地を適切に確保します。

農地

農地については、地域の特性を活かした農業生産を推進し、農業の活性化を図るため、農業生産の効率化等に資する優良農地の確保と保全を推進します。

市街化区域内農地については、良好な都市環境の形成など、計画的な保全と利用を図ります。

森林

林業の持続的かつ健全な発展にも配慮しながら、適正な維持管理による保全と基盤整備を図ります。

道路

暮らしやすいまちの実現を図るため、自動車・自転車・歩行者が安全で快適に利用できる空間として、適切な管理と整備を推進します。

水面等

水面・河川については、雨水対策等による安全性の確保、良好な水環境の保全・回復、水資源の有効利用を図るため、適切な管理と整備を推進します。

水路については、農業生産性の向上、自然災害の防止を図るため、農業用排水路等の整備を推進します。

原野

増加の防止に努めるとともに、周辺土地利用と調整しながら、災害の防止、自然環境の保全に配慮しつつ、有効利用を推進します。

その他

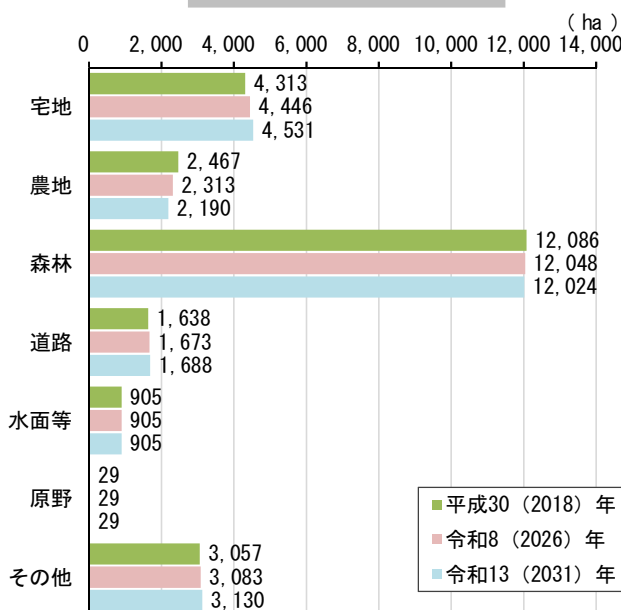
公園・緑地については、環境を活かした体系的な整備を推進します。港湾施設用地については、質の高い港湾環境整備に努めるとともに、津波対策を推進します。

荒廃農地や遊休地等の低・未利用地については、周辺環境と調和した有効利用を促進します。

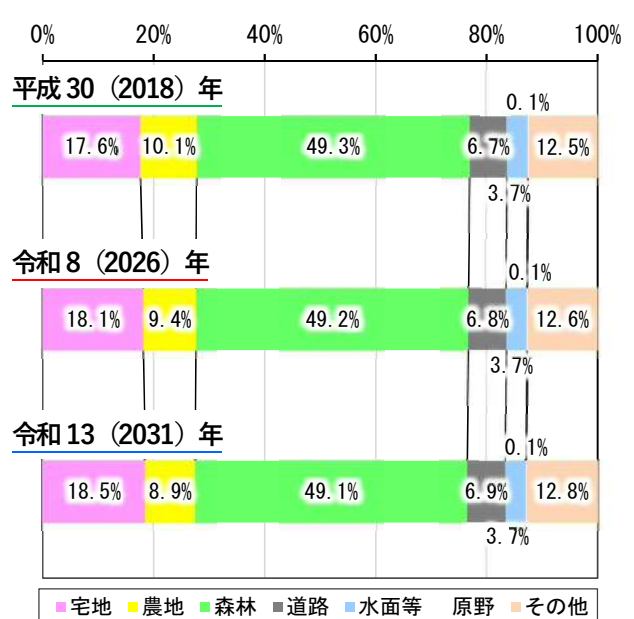
4 利用区分ごとの規模の予測

これまでの利用区分ごとの推移等を踏まえ、今後の規模（面積）を予測すると、宅地や道路等は増加しますが、農地及び森林は減少することが見込まれます。

利用区分ごとの面積



利用区分ごとの構成比



5 土地利用構想

地域区分は、市域における自然的・社会的・経済的条件等を考慮し、保全の地域、保全と共生の地域、共生の地域、都市活動の地域の4区分とします。また、9つのゾーンを設定し施策を推進します。

地域区分

(1) 保全の地域

富士・愛鷹山麓の森林などを、積極的に保全する地域

(3) 共生の地域

現状の土地利用を踏まえ、農地と住宅地・工業用地など、自然的土地利用と都市的土地利用との調和・共存を図る地域

(2) 保全と共生の地域

富士・愛鷹山麓及び富士川背後の丘陵地等の森林や農地を保全しながら、住宅地などとの共生を図る地域

(4) 都市活動の地域

環境への負荷の低減を目指しつつ、都市基盤施設を整備し、良好な市街地環境を形成していく地域

ゾーン

1 産業活力創造ゾーン

大淵地区の工業団地・住宅団地に隣接する地域については、優れた自然環境・地域環境への配慮のもと、計画的な整備を推進し、地域振興及び産業振興のための工場等の一層の集積を図ります。

2 インターチェンジ周辺新市街地形成ゾーン

東名高速道路及び新東名高速道路のインターチェンジ周辺については、幹線道路沿線において民間活力による産業施設等の立地を適正に誘導するなど、地域のもつ優位性を活かした新市街地の形成を図ります。

3 歴史・文化ふれあい交流ゾーン

岩本山・富士川楽座周辺については、梅や桜の名所であるとともに本市固有の景観を有する岩本山公園及び龍巖淵、地域の貴重な歴史・文化資源である實相寺及び古谿荘等と、交流拠点である富士川楽座等を活用した交流基盤づくりを推進します。

4 富士川レクリエーション交流ゾーン

富士川河口河川敷一帯については、河川敷を活かしたスポーツ・レクリエーション空間等として充実を図るなど、交流を軸としたふれあい、にぎわいのある地域を形成します。

5 まちなかまちづくりゾーン

富士駅周辺地区、吉原中央駅・吉原本町駅周辺地区、新富士駅周辺地区一帯については、総合的な市街地の再生整備、土地の高度利用などを促進し、商業・業務機能や文化・行政機能等の複合的な集積を図ります。あわせて、公共交通システムの充実や歩行者自転車空間の形成、街並み景観の誘導・形成、魅力ある商業地づくりやまちなか居住を促進します。また、新設の主要幹線道路沿線については、都市構造への影響や地域の景観との調和等を踏まえ、適正な土地利用を図ります。なお、新富士駅周辺については、広域都市圏における玄関口としての立地特性を活かした土地利用の再編と計画的な整備を促進します。

6 田子の浦港みなとまちづくりゾーン

田子の浦港周辺地区については、津波対策を推進し、産業を支える物流・生産機能の拡充に対応した安全・安心な港湾施設整備を促進するとともに、特産物や富士山と駿河湾の眺望を活用したにぎわい空間の形成を図ります。

7 浮島ヶ原緑地保全ゾーン

浮島ヶ原一帯については、広大な農地や周辺に残る自然環境の保全を基本として、農業基盤整備や機械化などを推進し、農業の振興を図るとともに、豊かな自然環境を享受できる遊歩道等、沼川や自然を活かした環境整備を推進します。

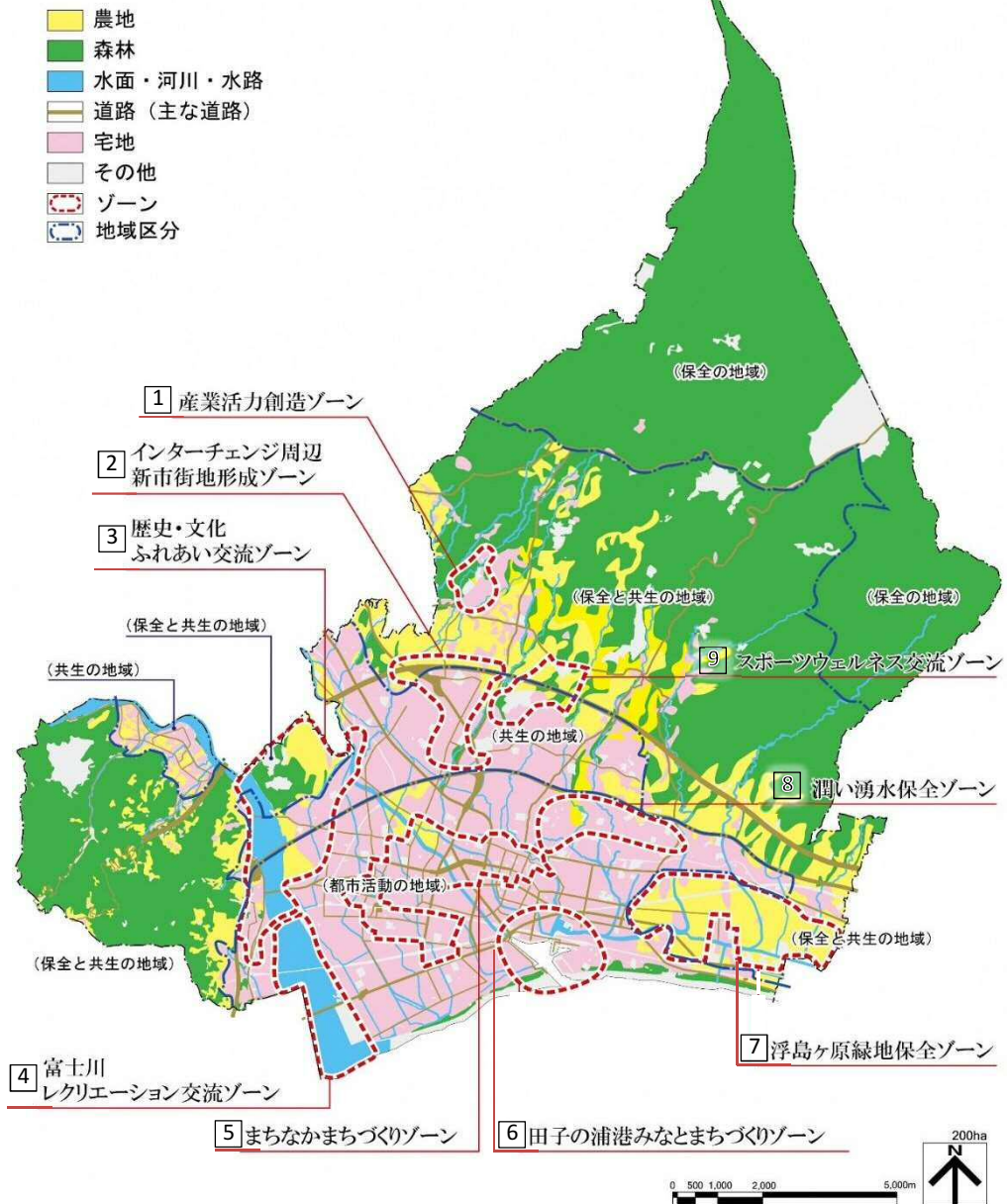
8 潤い湧水保全ゾーン

今泉・原田・吉永地区の既成市街地一帯については、豊かな湧水や歴史を活かしたやすらぎのある居住環境づくりを推進し、住んでよい、訪れて美しい、水湧き踊る泉の郷の保全を図ります。

9 スポーツウェルネス交流ゾーン

大淵・青葉台地区の新東名高速道路沿道周辺については、農地としての土地利用に配慮しつつ、近接する新富士インターチェンジや富士山の眺望等の立地優位性を活かし、ゾーン内に集積するスポーツ関連施設や、新環境クリーンセンター循環啓発棟等との機能連携・相互利用を図り、スポーツや健康を通じた交流拠点を形成します。

土地利用構想図



第3節 財政

1 財政の推移と予測

平成 23（2011）年度から令和 2（2020）年度における本市の財政規模は、高齢化の進行による社会保障や医療関係経費の増加、新環境クリーンセンターの建設、小中学校校舎等公共施設の長寿命化、都市活力再生に向けた取組などにより拡大してきました。

令和 4（2022）年度以降の本市の財政状況は、少子高齢化の進行や、人口減少が急速に進む中、新環境クリーンセンター建設に伴う公債費の増加などにより、一層厳しさを増していくと予測されます。

歳入では、新型コロナウイルス感染症の拡大により、大きく減収となった主要な一般財源^{※1}である市税は徐々に回復すると見込む一方、歳出では義務的経費^{※2}の増加が顕著であるため、投資的経費^{※3}をはじめ、その他経費（物件費など）は縮小すると見込まれます。

前期基本計画の予算規模は概ね 4,256 億円、このうち普通建設事業等に係る投資的経費は 561 億円になると見込まれ、計画全体の予算規模は概ね 8,488 億円、このうち普通建設事業等に係る投資的経費は 1,079 億円になると見込まれます。

2 市債の推移と予測

公共施設の整備には多額のコストがかかることから、税金や交付金だけで費用を賄おうとすると、他に必要な市民サービスの提供に支障が出てしまいます。このため、特定の年度の財政負担を軽減し、他の年度へ財政負担を平準化させるとともに、返済を分割することにより、世代を超えて少しずつ負担を分け合うことを目的に市債を活用しています。

計画期間中は、総合体育館を始めとする大規模投資事業のほか、小中学校の校舎など老朽化が進む公共施設の整備や道路整備を行う必要がありますが、市債残高は令和 2（2020）年度末の 792 億円をピークにその後は減少し、令和 8（2026）年度末の市債残高は 736 億円、公債費は 73 億円、市民一人当たりの市債残高は約 30 万 2 千円になると見込まれ、令和 13（2031）年度末の市債残高は 641 億円、公債費は 68 億円、市民一人当たりの市債残高は約 27 万 2 千円になると見込まれます。

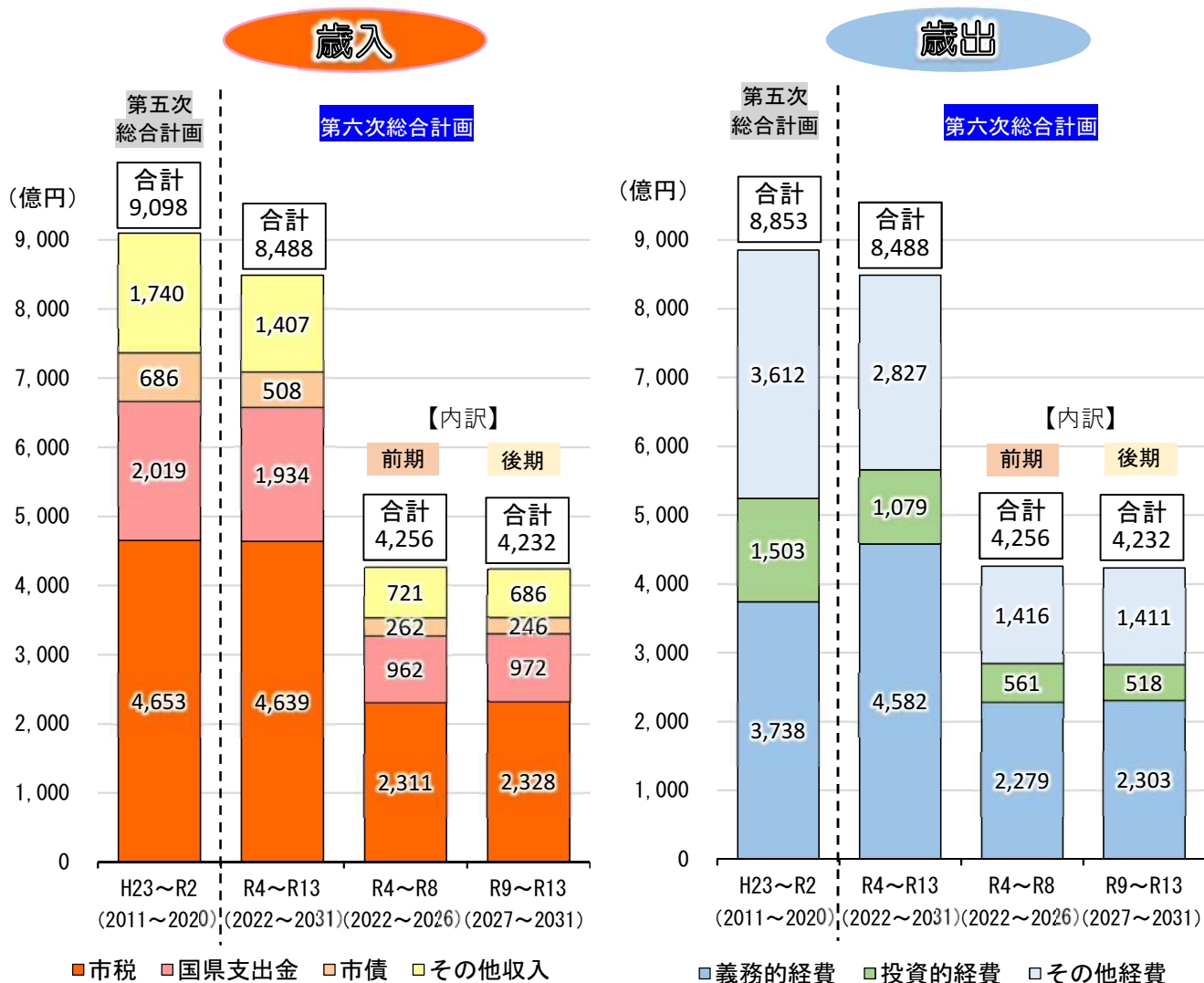
なお、本市では、E S C O 事業や P F I などの民間活力の活用により、施設や設備等の整備更新を進めていますが、これらの経費は公債費に準じる経常的な固定費となっています。

※1 一般財源：用途が特定されず、自由に使える収入。主なものとして、市税、地方譲与税、各種交付金などがあります。
一方、特定の事業目的のために得られる国庫補助金、市債などを特定財源といいます。

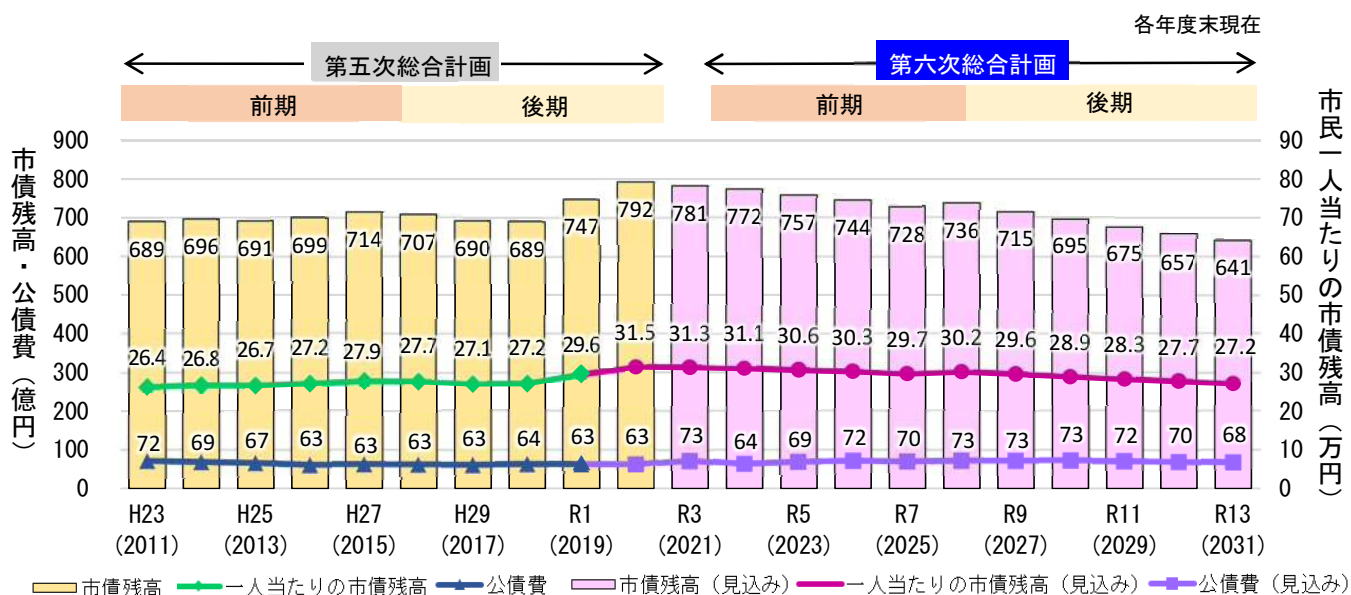
※2 義務的経費：歳出のうち、経常的に支出される経費。職員の給与等の人件費、生活保護費等の扶助費及び市債の元利償還金等の公債費からなっています。

※3 投資的経費：普通建設事業費（道路、橋りょう、公園、学校、公共施設の建設等社会資本の整備等に要する経費）と災害復旧事業費等の合計であり、その支出効果が長期間にわたるものです。

財政の推移と予測(一般会計)



市債残高及び市民一人当たりの市債残高の推移と予測 (一般会計)



- ・平成 23 (2011) 年度から令和元 (2019) 年度までは決算額、令和 2 (2020) 年度以降は見込み額
- ・一人当たりの市債残高は、令和 2 (2020) 年度に推計した各年度の人口予測 (中位推計) を基に算出
- ・令和 8 (2026) 年度以降「第二東名 IC 周辺地区土地区画整理事業特別会計」分を含む

第2章 めざす都市像の実現に向けた基本姿勢

社会情勢が目まぐるしく変化し、社会課題の複雑化や市民ニーズの多様化が進む中において、新たな価値の創造や課題の解決を図り、市民生活の質や利便性を向上していくために、本市は、令和2（2020）年度に「SDG s 未来都市」に応募し選定されるとともに、「デジタル変革宣言」を行いました。

SDG s の理念や考え方とデジタル技術の進展は、今後の社会を大きく変容させる可能性を持つことから、本計画では、「SDG s の活用」と「デジタル変革の推進」を基本姿勢とし「めざす都市像」の実現を図ります。

第1節 SDGsの活用

SDG s の理念に沿って、経済、社会、環境の三側面における取組を推進することにより、政策推進の全体最適化や地域課題の解決の加速化を図るとともに、多様な課題を解決するためのパートナーシップによる連携を強化します。

（1）政策推進の全体最適化

事業を立案及び実施する際には、SDG s の考え方を用いた発想による行政課題の解決や、経済、社会及び環境の相互的関連を意識し、統合的取組により相乗効果を創出するなど、SDG s の理念や視点を取り入れ、政策推進の全体最適化を図ります。

（2）地域課題の解決

SDG s という世界共通のものさしで、地域を俯瞰して見ることにより、本市固有の特徴や長所・短所を再認識し、独自性のある魅力的なまちづくりを進めローカルアイデンティティを強化し、地域課題の解決を図ります。

（3）パートナーシップの推進

SDG s を共通言語とすることにより、グローバルな問題から地域の課題など多様な課題についての共通理解を深め、本市のSDG s 推進の基盤となるプラットフォームを活用し、様々なステークホルダーとの連携を強化し、パートナーシップによる課題解決を図ります。



第2節 デジタル変革の推進

デジタル変革宣言におけるデジタル技術の最大限の活用は、本市が取り組むあらゆる分野において、市民生活の利便性と満足度を高めるために有効な手段です。

このため、「市民サービス」、「地域活性化」、「行政経営」のデジタル変革を3つの柱として、デジタル技術の活用を強力に推進します。

富士市デジタル変革宣言

富士市は、急速に進化するデジタル技術を最大限活用し、様々な社会的課題に果敢に取り組むことにより、暮らしの質や価値を高め、安心して豊かなまちづくりを推進していくことを宣言します。

《 デジタル変革を推進する3つの柱 》

「市民サービス」 のデジタル変革

いつでも、どこからでもオンラインでできる手続を拡充し、デジタル格差に配慮しつつ、便利で安心な市民サービスの実現を目指します。

行政手続のオンライン化

スマートフォンアプリの活用

マイナンバーカードの活用

「地域活性化」 のデジタル変革

デジタル格差のない魅力的な地域づくりとともに、産業の活性化や都市機能の高度化を目指します。

G I G Aスクール構想の推進

キャッシュレスの推進

テレワーク先進都市の実現

「行政経営」 のデジタル変革

新たなデジタル技術の活用を積極的に進め、生産性の高い行政経営を目指します。

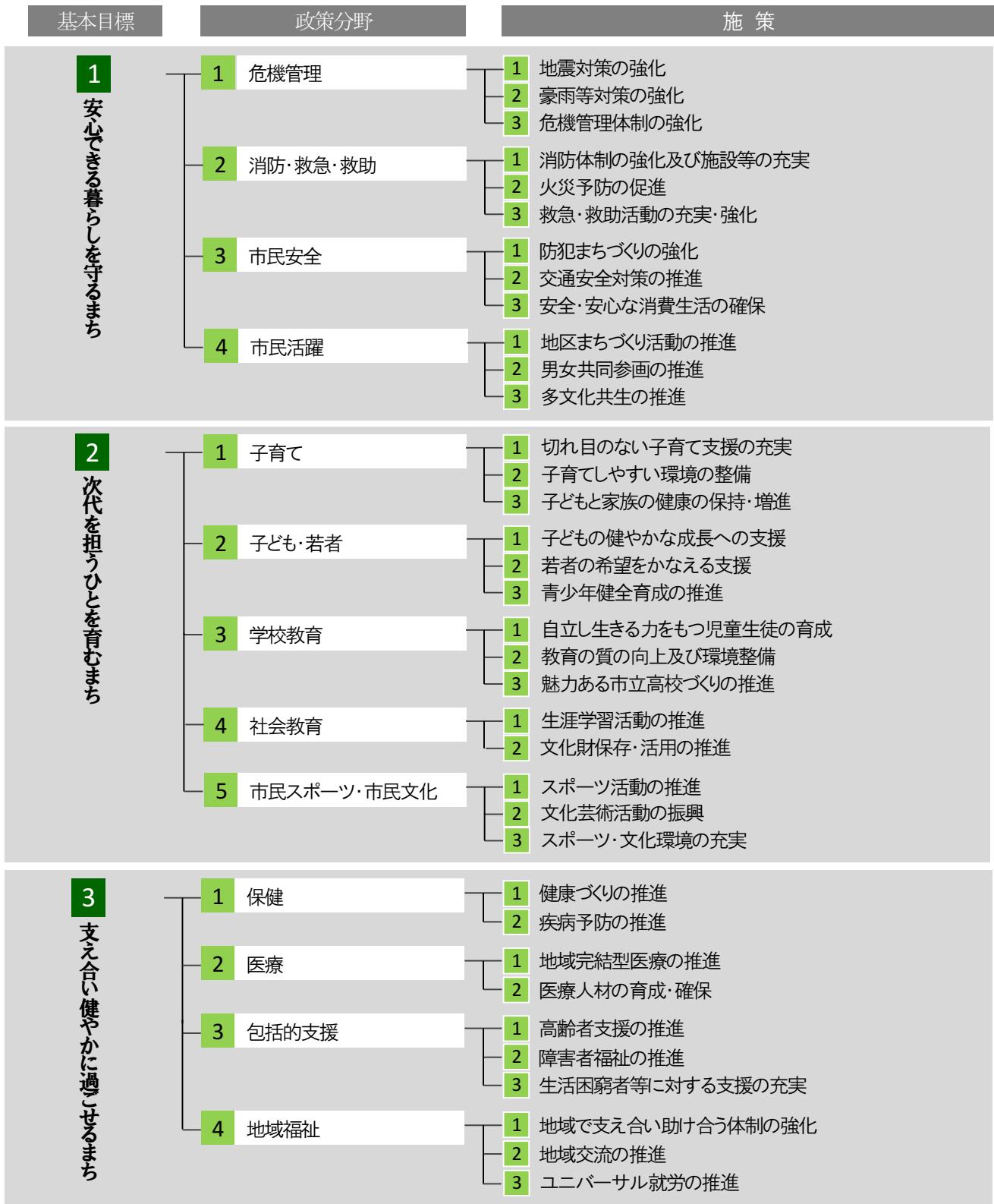
先端技術の積極活用

デジタルマーケティングの推進

ワークスタイル変革の推進

第3章 政策の体系

「めざす都市像」を具現化するための7つの基本目標、27の政策分野について体系化し、各政策分野に位置付ける73施策を表しています。



基本目標

政策分野

施策

4
豊かな環境を
保ち継承するまち

- 1 地球環境
 - 1 気候変動対策の推進
 - 2 環境教育・環境活動の推進
- 2 自然・生活環境
 - 1 自然環境の保全・再生
 - 2 良好な生活環境の確保
- 3 循環型社会
 - 1 廃棄物の3Rの推進
 - 2 廃棄物適正処理の推進
- 4 水利用
 - 1 安全で安心できる水道水の持続的な供給
 - 2 生活排水対策の推進

5
活力を創り高めるまち

- 1 ものづくり産業
 - 1 新産業・成長産業への参入支援
 - 2 既存産業の活性化支援
 - 3 工業立地の促進
- 2 商業・流通・サービス産業
 - 1 まちなかのにぎわい創出支援
 - 2 商業振興によるまちの活性化
 - 3 港湾の利活用推進
- 3 農林水産業
 - 1 地場産品の生産支援と付加価値の向上
 - 2 生産基盤の保全・拡充
 - 3 担い手の確保・育成
- 4 中小企業等振興
 - 1 経営基盤の強化及び起業・創業支援
 - 2 雇用及び就労への支援
 - 3 労働環境の充実

6
魅力を活かし
人と人を繋ぐまち

- 1 観光
 - 1 富士山活用の推進
 - 2 観光資源の活用
 - 3 観光インフラの整備
- 2 シティプロモーション
 - 1 まちのブランドの強化及び愛着と誇りの醸成
 - 2 移住定住の促進
- 3 交流
 - 1 スポーツツーリズムの推進
 - 2 文化芸術を通じた交流の創出
 - 3 国際交流の促進

7
快適な暮らしを
続けられるまち

- 1 市街地形成
 - 1 土地利用の適正化
 - 2 魅力あふれるまちなかの形成
 - 3 都市のスポンジ化の抑制
- 2 交通・道路
 - 1 公共交通の充実
 - 2 快適な道路ネットワークの構築
 - 3 道路メンテナンスの推進
- 3 景観・公園・住宅
 - 1 美しい景観の保全・創出
 - 2 花と緑の環境の創出
 - 3 安心して快適な住宅の確保

第4章 重点戦略

本市では、少子高齢化と人口減少の進行により、将来的に市民生活や企業活動の維持が難しくなっていくことが見込まれます。

本市のめざす都市像である「富士山とともに 輝く未来を拓くまち ふじ」を具現化するためには、急激な人口減少を緩やかにするとともに、地域経済が発展し、まちに活気が溢れ、市民が充実感をもって暮らすことができるような好循環を構築する必要があります。

このため、人口減少や新型コロナウイルスの感染拡大による影響、「フジ6 未来創造懇話会」の意見、市民アンケート等を踏まえ課題を整理し、これらを克服するための重点戦略により総合計画の着実な推進を先導していきます。

第1節 重点課題

1 本市が抱える課題

(1) 人口減少対策に取り組む必要性

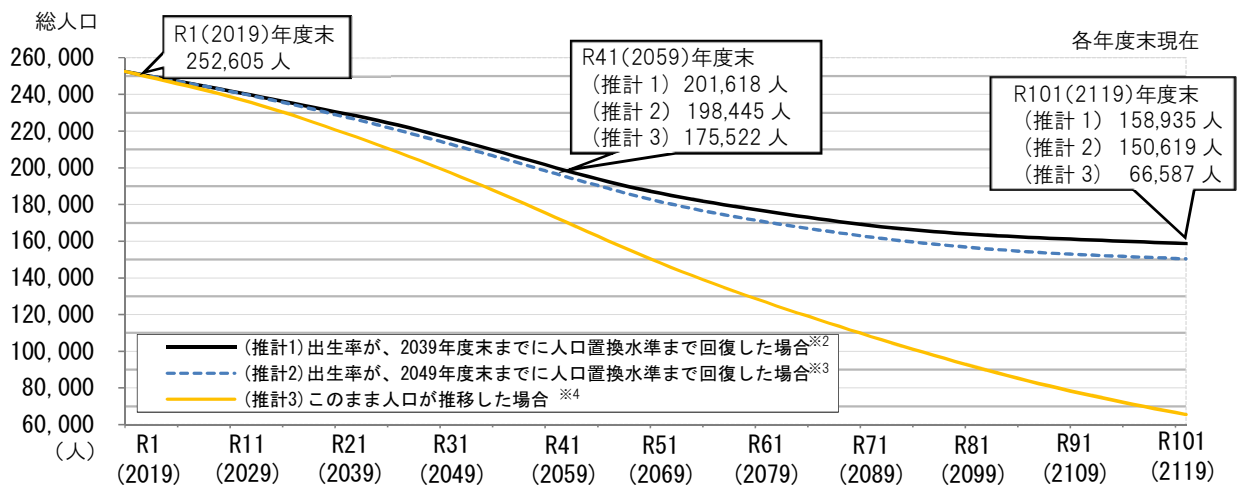
急速な少子高齢化の進行により、地域経済や防災、公共交通、まちなにぎわい等の様々な面において影響があり、現状の社会生活が維持できなくなることが予測されています。

本市の人口推移の長期見通しでは、このまま人口が推移した場合には、40年後の人口は175,522人まで減少し、約100年後には、70,000人を切った後、さらに減少していくと見込んでいます。

これに対して、令和21(2039)年度末までに人口置換水準である2.07まで出生率が回復した場合は、令和41(2059)年度末までには20万人程度を確保し、令和91(2109)年度前後には、総人口が約16万人程度で定常状態になることを見込んでいます。

さらに、人口置換水準への出生率の回復が令和31(2049)年度末になった場合には、令和91(2109)年度前後に総人口が約15万人程度で定常状態になること見込んでおり、出生率の向上をはじめとする人口減少対策に早期に取り組むことが、将来的な人口の確保に繋がります。

本市の人口推移の長期的見通し※1



- ※1 人口推移の長期的見通しは住民基本台帳人口をベースに、コーホート要因法により、富士市独自に推計したものです。
- ※2 (推計1)については、人口推計の高位推計と同様の条件で推計したものです。
- ※3 (推計2)については、出生率の回復を10年間遅らせ、人口推計の高位推計と同様の条件で算出したものです。
- ※4 (推計3)については、人口推計の中位推計と同様の条件で推計したものです。

(2) 市民からの意見

「フジ6未来創造懇話会」や本計画の策定に伴い実施した市民アンケート、事業所アンケートなどにおいて、本市について感じていることや要望、将来への不安について意見をいただきました。



暮らしの質

- 公共交通機関が不便。将来、車がないと生活できないのではないかと不安だ。
- まちなかの渋滞が多い。
- 富士駅周辺が寂れていてさみしい。
- 商店街に空き店舗が多い。
- 高齢者になったとき買い物難民になりそうで不安だ。

にぎわい・情報発信

- 若者が集まれる場所が無く、娯楽施設が少ない。
- 市内でどんなことを行っているか市の情報をもっと発信してほしい。
- 市外の人を案内できる場所が少ない。
- 市内外に向けて富士市をもっとPRしてほしい。

まちの安全・安心

- 災害について考えると不安。災害時の対策をもっと強化して欲しい。
- 市民と行政が一緒になって地域防災に取り組んでほしい。
- 災害や感染症などの緊急時に、市に素早い対応をしてほしい。
- 安心して暮らせる犯罪の無いまちにしてほしい。

子育て・教育

- 出産・子育ての経済的負担を減らしてほしい。
- 子どもを連れて遊べる場所がない。
- 子供を預けやすく、休みを取りやすい職場環境を整備してほしい。
- 大学や専門学校があればいいと思う。

産業の活性化・就労

- 若い人たちが魅力的に感じる仕事をつくってほしい。
- 市内の産業（紙・パルプ）産業についてPRしてほしい。
- どの人にも安定雇用を確保してほしい。
- 市内の産業が低迷している。
- ショッピングやレジャー施設を充実してほしい。



2 重点課題の整理

人口減少による影響や市民からの意見を参考に、本市が持続的に発展する好循環を構築するために取り組む重点課題を整理しました。

課題1 自然災害や新たな感染症などへの対策の推進

市民や事業者の生命・財産を守るため、防災・減災、感染症対策の充実が求められています。

課題2 魅力的な就労場所の確保と地域産業の活性化

仕事を理由とした移動が多いため、魅力ある就労機会の確保や地域産業の活性化が必要です。

課題3 結婚、出産、子育てへの不安の解消

結婚、出産、子育てに不安を感じている方が多いため、地域全体で支援することが求められています。

課題4 将来にわたって生活の質を確保

人口減少の進行により、生活インフラ等の確保が難しくなることが予想されるため、将来にわたって暮らしやすい環境の維持が求められています。

課題5 住む楽しさやまちの魅力の創出

まちに魅力を創出し人を呼び込むため、シティプロモーションの推進や多様な交流機会の創出が必要です。

第2節 5つの重点戦略

本市の重点課題に対して、迅速かつ効果的に取組を進めていくための重点戦略として、次の5つの戦略を位置付け、「富士市まち・ひと・しごと創生総合戦略」※1として展開し、人口減少による将来の影響を抑え、現状の課題に対応しながら、地域における好循環の形成を図ります。

また、重点戦略の推進にあたっては、SDGsの理念や考え方を取り入れ、デジタル技術の最大限の活用を図っていきます。

戦略 1 災害等への対策を強化し、安全・安心なまちづくり

自然災害等に対する安全・安心の確保は、市民生活や企業活動を将来にわたって継続的に
行うための根幹となります。

このため、激甚化する豪雨・水害などへの対策を強化するなど安全・安心なまちづくりに
引き続き取り組むとともに、今後想定される大規模地震等による被害の軽減を図るほか、新
たな感染症の拡大を予防するなど、市民や事業者が安心して活動できる社会基盤の強化を目
指します。

主な取組

- 地震対策の強化
 - 危機管理体制の強化
 - 防犯まちづくりの強化
 - 医療人材の育成・確保
- など



戦略 2 活力ある産業が集積し、やりがいを感じるしごとづくり

生活基盤を安定させ、充実した生活を送るためには、魅力ある多様な就労機会を創出し、個々
のライフスタイルに合った就労を支援する必要があります。

このため、コロナ禍により影響を受けた地域経済の速やかな回復を図るとともに、産学金官
の連携による新産業の創出や既存産業の活性化支援、企業誘致などにより、産業の集積と雇
用の機会の拡大を図ります。

また、女性が活躍できる産業の創出や、働きたくても働くことのできない方への支援を行い、
就労を希望する人がやりがいをもって仕事ができる環境の創出を推進します。

主な取組

- ユニバーサル就労の推進
 - 新産業・成長産業への参入支援
 - 既存産業の活性化支援
 - 経営基盤の強化及び起業・創業支援
- など



※1 富士市まち・ひと・しごと創生総合戦略：人口急減・超高齢化という大きな課題に対して、本市の特徴を活かした自律的で持続的な社会を創生することを目指した戦略であり、第1期計画を平成27(2015)年に策定している。

戦略 3 結婚・出産・子育て等の希望を実現できる社会づくり

若い世代の未婚率の増加や出生率の低下は、経済的負担感や結婚、出産、子育ての各ステージにおける生活の変化に対する不安などの要因が複雑に絡み合っていることから、結婚・出産・子育ての各ステージにおける希望を実現できる社会環境を整える必要があります。

のため、結婚・妊娠・出産・子育てに至る切れ目ない支援を行うとともに、教育環境の充実やワークライフバランスの実現に向けた取組を推進します。

主な取組

- 切れ目のない子育て支援の充実
- 子育てしやすい環境の整備
- 教育の質の向上及び環境整備
- 労働環境の充実 など



戦略 4 地域と拠点がつながり、快適に暮らせる環境づくり

安心して住み続けたいと思うまちを実現するためには、都市機能の充実や日常生活におけるサービス機能を維持・確保する必要があります。

このため、生活に必要な施設を公共交通の結節点である拠点に集約配置し、これらの拠点と各地域が連携し、生活の質が低下しないまちづくりを進めるとともに、既存集落地における暮らしの質の維持やまちなかにおけるにぎわい空間の創出を図ります。

主な取組

- 地区まちづくり活動の推進
- 魅力あふれるまちなかの形成
- 都市のスポンジ化の抑制
- 公共交通の充実 など



戦略 5 人が集まり、にぎわいと交流を生む魅力づくり

多様な人を呼び込み、地域を活性化していくためには、本市の特色などを活かした魅力の向上や市内外に本市の情報を発信していく必要があります。

このため、本市の魅力をより一層高めるとともに、シティプロモーションによる市内外への発信を強化するほか、国内外から人々が集まる機会を創出し、交流人口や定住人口の増加、地域に関わりを持つ関係人口の拡大を目指します。

主な取組

- 富士山活用の推進
- まちのブランド強化及び愛着と誇りの醸成
- 移住定住の促進
- スポーツツーリズムの推進 など



重点戦略において目指す理想の姿

変化する時代においても好循環が構築され持続的に発展するまち

めざす都市像である「富士山とともに 輝く未来を拓くまち ふじ」を具現化するため、市民や企業の皆さんとともに、変化する時代においても好循環を構築し、持続的に発展できるまちをつくります

暮らしの質を維持

- ・日用品を買う店が地域にある
- ・まちなかにふさわしい商業施設やサービス関連施設がある
- ・地域で支えあう環境が整っている
- ・良好な景観や住環境が整っている
- ・幹線道路が整備されて渋滞が緩和されている
- ・公共交通の利便性が向上している

安全・安心

- ・犯罪や事故が少なくなっている
- ・医療体制が充実している
- ・市民力・地域力が高くなっている

SDGs の活用

SDGsの目標達成に向け、多様なパートナーシップにより、地域課題の解決や新たな価値を創造



子どもを生き育てやすい環境

- ・結婚、出産、子育てに夢をもち、希望するライフデザインを実現できている
- ・子どもや家族の健康が守られている
- ・子育てに関する情報を手にはいる
- ・地域に子育ての悩みを相談している
- ・子どもに確かな学力がついている

まちに活気

- ・市内のイベントなどに参加する人が増えている
- ・市外からの移住者が増加し、市民と交流している
- ・本市を訪れ、地域を回遊する観光客が増えている
- ・本市の知名度が高まり、住みたくなるまちになっている
- ・本市を好きな人が市内外で増えている
- ・多様な人が集まり、新たな交流が創出されている

- ・自然災害への備えができています
- ・道路や公園などが安全に保たれている
- ・迅速な救急・救助体制が整っている

デジタル変革の推進

デジタル技術を活用し、質や価値を高め、安心して豊かなまちづくりの推進

デジタル変革の3つの柱		
「市民サービス」のデジタル変革	「地域活性化」のデジタル変革	「行政経営」のデジタル変革
いつでも、どこからでもオンラインでできる手続きを拡充し、便利で安心な市民サービスの実現を目指します。	デジタル機器のない障がい者な地域づくりとともに、産業の活性化や都市機能の高度化を目指します。	数字からデジタル技術の活用を推進し、生産性の高い行政経営を目指します。

産業・経済が成長

- ・競争力を備えた産業基盤が整っている
- ・起業・創業する人が増加している
- ・中小企業等が元気になり、地域の産業が活性化している
- ・農業や林業の担い手となる若者が増えている
- ・多様な働き方への関心が高まり、自分に合った働き方をしている

めざす都市像

富士山とともに 輝く未来を拓く^{ひら}まち ふじ

◆第2部 各論

基本目標1 安心できる暮らしを守るまち

基本目標2 次代を担うひとを育むまち

基本目標3 支え合い健やかに過ごせるまち

基本目標4 豊かな環境を保ち継承するまち

基本目標5 活力を創り高めるまち

基本目標6 魅力を活かし人と人を繋ぐまち

基本目標7 快適な暮らしを続けられるまち

各論の見方

● 将来のまちの姿

政策を推進した結果、本市がどのような姿になっているかを表しています。

● 政策分野

基本目標に繋がる政策分野を表しています。

● 基本目標

「めざす都市像」を具現化するための7つの基本目標がタイトルになっています。

基本目標1 安心できる暮らしを守るまち

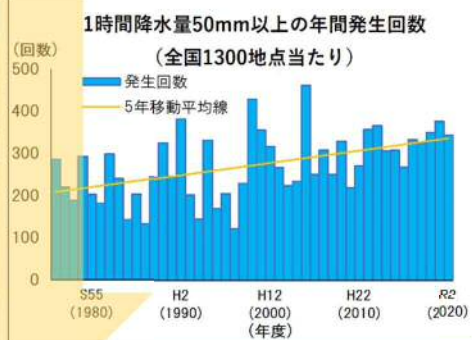
政策分野1 危機管理

■ 将来のまちの姿

地震や風水害などへの備えが充実した 災害に強いまち

■ 現状と課題

- 1 南海トラフ地震の発生や津波の襲来が想定される中、高齢化の進行や外国人人口の増加など地域の状況が激しく変化しており、その変化に対応するため共助の取組を強化することが求められています。
- 2 近年、局所的な集中豪雨など大規模自然災害が増加し、甚大な被害が発生する恐れがあることから、河川や水路等の総合的な対策を実施するとともに、市民一人ひとりが、災害リスクを把握した避難行動をとることが必要です。
- 3 緊急時の避難情報や支援情報を、誰もが確実に入手できるように、多様な手段や主体による情報提供の充実が求められているとともに、災害発生時及び復旧期における被災者の支援を強化する必要があります。



■ 基本方針

- 1 地域の自主防災活動における、協働の取組の充実や、震災時の住宅等の安全性を確保するなど、地震対策の強化を図ります。
- 2 豪雨や台風等による災害リスクの周知を推進するとともに、国や県と連携しながら河川や水路の整備、急傾斜地崩壊対策を推進するなど、豪雨等対策の強化を図ります。
- 3 緊急時の情報提供は、誰にとってもわかりやすい情報となるよう努めるとともに、平常時に災害時の要配慮者を把握し、災害発生時に迅速かつ円滑に支援する体制を強化するなど、危機管理体制の強化を図ります。

■ 成果指標

地震や風水害などへの備えが充実した 災害に強いまちである

現状 [令和3年度]

%

目標 [令和8年度]

%

● 現状と課題

この政策分野の政策を推進する理由となる、本市の現状と課題を表しています。

● 基本方針

課題を解決するための基本的な考え方と政策の方向性を表しています。

● 成果指標

この政策分野の成果を示す指標であり、総合計画モニターへのアンケート調査により現状値を把握しました。

■施策

基本方針を踏まえた具体的な取組内容を表しています。

《主な構成事業》

施策に記載された取組に該当する事務事業を表しています。

SDGsアイコン

当該施策が寄与するSDGsの17のゴールを表しています。

■施策

1 地震対策の強化



- ▶ 地域防災指導員など防災活動のリーダーとなる人材の育成を図るとともに、事業者や市民団体などとの協働による防災活動を促進するなど、地域防災力の向上を図ります。
- ▶ 防災セミナーや防災出前講座、防災啓発動画などにより防災意識の高揚を図ります。
- ▶ 木造住宅の耐震化や、危険なブロック塀等の撤去・改善を促進し、震災時の被害軽減を図ります。
- ▶ 国や県と連携し、ソフトとハード対策を組み合わせた津波対策や災害に強い港づくりを推進します。

《主な構成事業》

自主防災組織育成事業、防災訓練事業、プロジェクト「TOUKAI-0」事業、田子の浦港津波対策事業

2 豪雨等対策の強化



- ▶ 主要河川や水路及び雨水渠等の整備を推進するとともに、排水機場や調整池等の雨水流出抑制施設の充実を図ります。
- ▶ 水防団に対して資材・装備等の支援を行うなど地域の水防力の向上を図ります。
- ▶ 排水設備の事故を未然に防止するため、維持管理にかかる計画を作成します。
- ▶ 国や県と連携し、急傾斜地崩壊対策など砂防施設の整備を推進します。
- ▶ 市民一人ひとりが居住する場所の災害リスクを把握し、避難行動を取れるようハザードマップの活用講座等を実施します。

《主な構成事業》

富士早川改修事業、水防団活動支援事業、河川機能維持事業、急傾斜地整備事業、防災啓発事業

3 危機管理体制の強化



- ▶ 国、県、防災関係機関等との連携体制の強化や民間施設等との災害時応援協定締結を推進するなど、災害時の応援及び受援体制の強化を図ります。
- ▶ 地震や豪雨、富士山噴火等の緊急時における情報収集と共有を図り、同報無線やテレビ、ラジオ、スマートフォン等の多様なメディアを活用した情報発信体制の整備を進めます。
- ▶ 災害時に誰もがトイレで困ることのないよう災害時のトイレ対策の充実を図ります。
- ▶ 福祉施設や地域の支援者と協力し、高齢者など災害時に配慮が必要な人への支援体制を強化します。

《主な構成事業》

危機管理体制整備事業、災害時協力機関関係強化事業、防災無線整備事業、要援護者支援事業

■関連計画

国土強靱化富士市計画、地域防災計画、国民保護計画、津波避難行動計画、耐震改修促進計画

■関連計画

この政策分野に関連する個別計画を表しています。

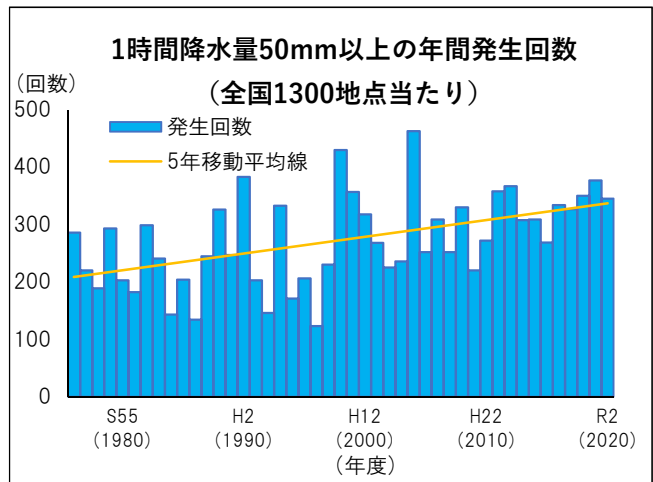
政策分野1 危機管理

■将来のまちの姿

地震や風水害などへの備えが充実した 災害に強いまち

■現状と課題

- 1 南海トラフ地震の発生や津波の襲来が想定される中、高齢化の進行や外国人人口の増加など地域の状況が激しく変化しており、その変化に対応するため共助の取組を強化することが求められています。
- 2 近年、局所的な集中豪雨など大規模自然災害が増加し、甚大な被害が発生する恐れがあることから、河川や水路等の総合的な対策を実施するとともに、市民一人ひとりが、災害リスクを把握した避難行動をとれることが必要です。
- 3 緊急時の避難情報や支援情報を、誰もが確実に入手できるよう、多様な手段や主体による情報提供の充実が求められているとともに、災害発生時及び復旧期における被災者の支援を強化する必要があります。



■基本方針

- 1 地域の自主防災活動における、協働の取組の充実や、震災時の住宅等の安全性を確保するなど、地震対策の強化を図ります。
- 2 豪雨や台風等による災害リスクの周知を推進するとともに、国や県と連携しながら河川や水路の整備、急傾斜地崩壊対策を推進するなど、豪雨等対策の強化を図ります。
- 3 緊急時の情報提供は、誰にとってもわかりやすい情報となるよう努めるとともに、平常時に災害時の要配慮者を把握し、災害発生時に迅速かつ円滑に支援する体制を強化するなど、危機管理体制の強化を図ります。

■成果指標

地震や風水害などへの備えが充実した 災害に強いまちである

現状 [令和3年度]

%



目標 [令和8年度]

%

■施策

1 地震対策の強化



- ▶ 地域防災指導員など防災活動のリーダーとなる人材の育成を図るとともに、事業者や市民団体などとの協働による防災活動を促進するなど、地域防災力の向上を図ります。
- ▶ 防災セミナーや防災出前講座、防災啓発動画などにより防災意識の高揚を図ります。
- ▶ 木造住宅の耐震化や、危険なブロック塀等の撤去・改善を促進し、震災時の被害軽減を図ります。
- ▶ 国や県と連携し、ソフトとハード対策を組み合わせた津波対策や災害に強い港づくりを推進します。

《主な構成事業》

自主防災組織育成事業、防災訓練事業、プロジェクト「TOUKAI-0」事業、田子の浦港津波対策事業

2 豪雨等対策の強化



- ▶ 主要河川や水路及び雨水渠等の整備を推進するとともに、排水機場や調整池等の雨水流出抑制施設の充実を図ります。
- ▶ 水防団に対して資材・装備等の支援を行うなど地域の水防力の向上を図ります。
- ▶ 排水設備の事故を未然に防止するため、維持管理にかかる計画を作成します。
- ▶ 国や県と連携し、急傾斜地崩壊対策など砂防施設の整備を推進します。
- ▶ 市民一人ひとりが居住する場所の災害リスクを把握し、避難行動を取れるようハザードマップの活用講座等を実施します。

《主な構成事業》

富士早川改修事業、水防団活動支援事業、河川機能維持事業、急傾斜地整備事業、防災啓発事業

3 危機管理体制の強化



- ▶ 国、県、防災関係機関等との連携体制の強化や民間施設等との災害時応援協定締結を推進するなど、災害時の応援及び受援体制の強化を図ります。
- ▶ 地震や豪雨、富士山噴火等の緊急時における情報収集と共有を図り、同報無線やテレビ、ラジオ、スマートフォン等の多様なメディアを活用した情報発信体制の整備を進めます。
- ▶ 災害時に誰もがトイレで困ることのないよう災害時のトイレ対策の充実を図ります。
- ▶ 福祉施設や地域の支援者と協力し、高齢者など災害時に配慮が必要な人への支援体制を強化します。

《主な構成事業》

危機管理体制整備事業、災害時協力機関関係強化事業、防災無線整備事業、要援護者支援事業

■関連計画

国土強靱化富士市計画、地域防災計画、国民保護計画、津波避難行動計画、耐震改修促進計画

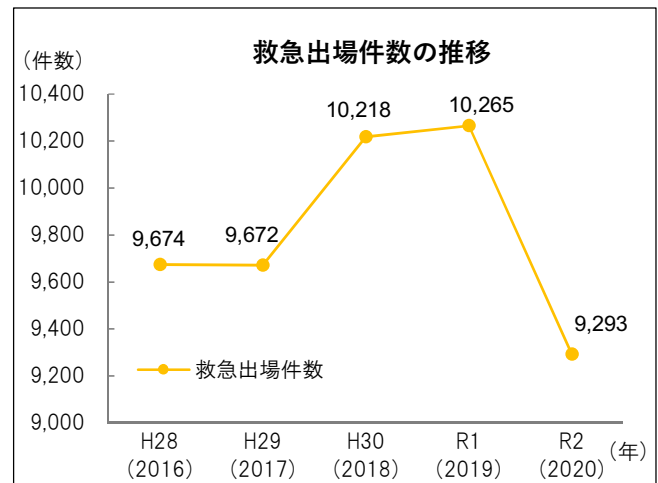
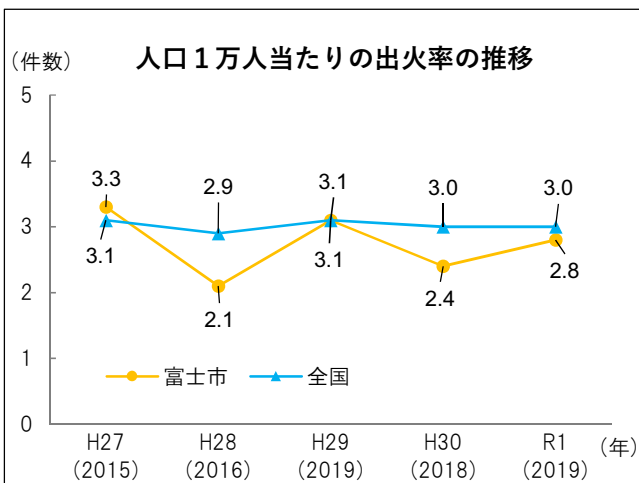
政策分野2 消防・救急・救助

■将来のまちの姿

安全・確実・迅速な消防体制が備わったまち

■現状と課題

- 1 複雑・多様化し、予想することが困難な災害に対する被害を軽減するため、強く迅速な常備消防と地域防災力の中核的役割を担える消防団が求められています。
- 2 市内には、化学工場や製紙工場が多く立地するとともに、高齢化の進行等により社会福祉施設が増加していることから、火災による被害を最小限に抑え、死傷者の減少を図ることが求められています。
- 3 台風や大地震等の自然災害や火災、交通事故、水難事故等に備え、救急・救助活動の高度化や救急現場での救命率の向上が求められています。



■基本方針

- 1 地域特性に応じた消防力の適正配置及び消防設備、地域防災力の中核的役割を担う消防団の支援など、消防体制の強化及び施設等の充実を図ります。
- 2 工場や不特定多数の人が集まる施設や危険物取扱事業所等における防火安全対策指導を進めるなど、火災予防の促進を図ります。
- 3 救急資機材の整備や救急救命士の育成強化、救急現場での市民による応急手当の普及を推進するなど、救急・救助活動の充実・強化を図ります。

■成果指標

安全・確実・迅速な消防体制が備わったまちである

現状 [令和3年度]

%



目標 [令和8年度]

%

■施策

1 消防体制の強化及び施設等の充実



- ▶ 地域特性及び消防需要に対応した効率的かつ効果的な消防力の適正配置を推進します。
- ▶ 活動拠点である消防施設と老朽化している防火水槽の長寿命化対策を進めます。
- ▶ 消防車両及び消防資機材等の整備を推進し、災害活動の高度化を図ります。
- ▶ 消防団員が活動しやすい環境を整えるとともに、詰所及び装備等の整備を進めます。

《主な構成事業》

消防庁舎整備事業、地震対策消防水利整備事業、消防車両・資機材管理事業、消防団組織運営事業

2 火災予防の促進



- ▶ 工場や不特定多数の人が集まる施設等における火災危険性を考慮し、優先順位に基づく立入検査を実施し、適切な防火管理体制の整備を促進します。
- ▶ 危険物取扱事業所等に対する適正な許認可及び指導を実施することにより、法令順守の徹底を図ります。
- ▶ 社会福祉施設の防火管理体制指導マニュアルに基づき訓練指導を実施します。

《主な構成事業》

火災予防査察事業、危険物製造所等設置事業、消防訓練指導事業

3 救急・救助活動の充実・強化



- ▶ 救急救命士を専門研修所へ派遣し、指導救命士の育成を促進することにより、救急隊員への指導を効果的に行う体制を構築します。
- ▶ 救助隊員を消防大学校等へ派遣し、化学災害などの特殊災害へ対応する高度救助隊員の育成を強化します。
- ▶ 救命講習を実施するなど、市民による応急手当の普及を推進することにより、救急現場における救命の連鎖の円滑化を図ります。
- ▶ 関係医療機関と連携し、救命処置を検証することにより、医療器具を使用した気道確保などの特定行為の技術を向上させ救命率の改善を図ります。
- ▶ 水難事故、山岳事故を想定した救助訓練を重ね、搜索ルート等の的確な初動体制の確立と情報共有体制の強化を図ります。

《主な構成事業》

救急体制強化事業、救急普及啓発事業、救助技術推進事業、遭難対策事業

■関連計画

富士市国土強靱化地域計画

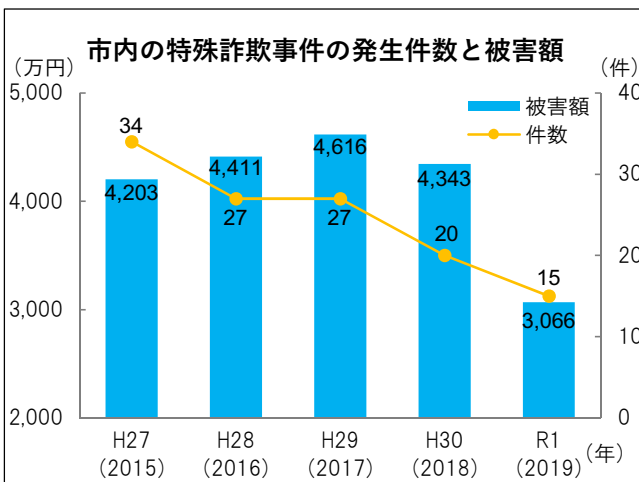
政策分野3 市民安全

■将来のまちの姿

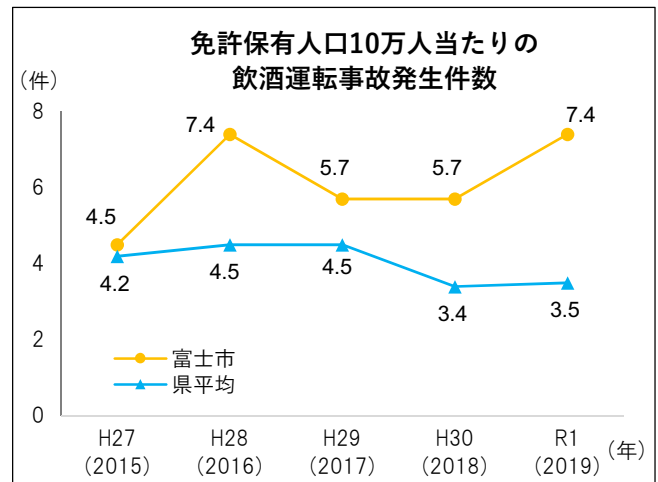
犯罪や交通事故のない 安心して生活できるまち

■現状と課題

- 1 子どもや女性、高齢者などが犯罪の被害に遭わないよう防犯意識の高揚を図る必要があるとともに、インターネットの普及により違法薬物を入手しやすい環境があることから、違法薬物の乱用防止に向けた啓発の強化が必要です。
- 2 高齢者や未成年者が事故に遭う危険性が高く、飲酒運転や無免許運転など悪質交通違反も多いことから、交通安全活動を官民一体となって強化していくことが求められています。
- 3 インターネットの普及により消費生活の多様化が進んでいることや高齢者を狙った悪質商法等が後を絶たないことから、子どもや高齢者に対する消費者教育を強化する必要があります。



出典：犯罪白書（富士警察署、富士防犯協会）



出典：交通年鑑（静岡県警察本部）

■基本方針

- 1 市民一人ひとりの日常生活における防犯意識を高め、地域の防犯活動を促進するとともに、薬物に対する正しい知識を普及し規範意識を高めるなど、防犯まちづくりの強化を図ります。
- 2 高齢者や未成年者の交通安全意識を高めるとともに、警察や市民団体等との連携を進めるなど、交通安全対策の推進を図ります。
- 3 消費者相談に的確な対応が出来る体制を整えるとともに、被害に遭わないよう相談・啓発活動を強化するなど、安全・安心な消費生活の確保を図ります。

■成果指標

犯罪や事故のない安心して生活できるまちである

現状 [令和3年度]

%



目標 [令和8年度]

%

■施策

1 防犯まちづくりの強化



- ▶ 防犯パトロールや防犯講座を通じ、市民や事業者等との協働による安全なまちづくりを推進します。
- ▶ 町内会が保有する防犯灯の LED 化を促進し、夜間における安全な通行と犯罪の抑止を図ります。
- ▶ 覚醒剤や大麻等の薬物乱用の危険性について啓発する、市民大会や街頭啓発を実施します。

《主な構成事業》

防犯まちづくり事業

2 交通安全対策の推進



- ▶ 交通安全推進団体や警察等と連携した交通事故防止の街頭啓発を実施します。
- ▶ 高齢の運転免許返納者の公共交通の利用を助成するなど、運転免許の自主返納を促進します。
- ▶ 交通安全関係団体や警察・市民等と協働し、交通安全教室や高校生の自転車マナー街頭指導などの交通安全運動を実施します。

《主な構成事業》

交通安全運動推進事業、交通安全教育推進事業、交通安全団体支援事業

3 安全・安心な消費生活の確保



- ▶ 高齢者を対象とした啓発講座や、中学生を対象とした家庭科連携授業など、ライフステージに応じた消費者教育を実施し、消費者被害への対策を強化します。
- ▶ 家庭や地域などにおける、高齢者や障害のある方の見守り活動を促進します。
- ▶ 消費者教育の担い手を育成し、事業者や消費者団体など多様な主体との協働による消費者教育を推進します。

《主な構成事業》

消費者行政推進事業

■関連計画

第 11 次富士市交通安全計画、第 2 次富士市消費者教育推進計画

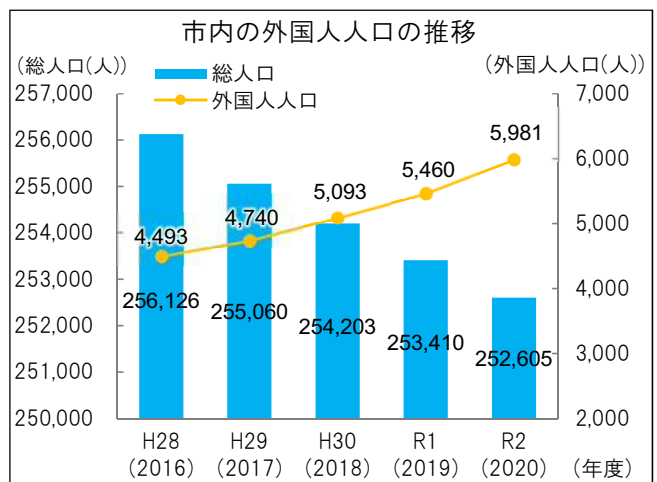
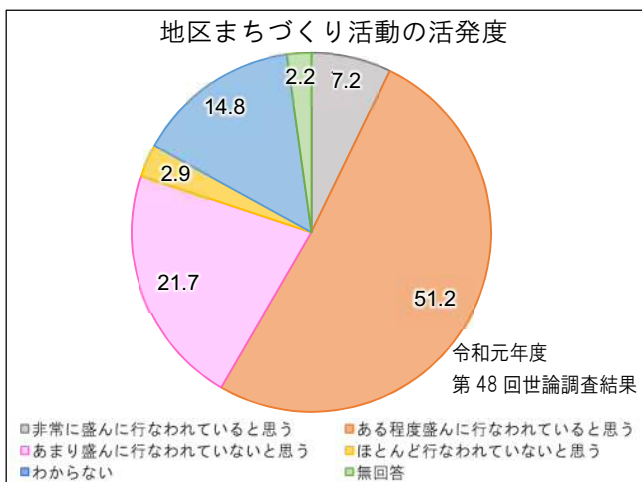
政策分野4 市民活躍

■将来のまちの姿

市民一人ひとりの個性が活かされ活躍できるまち

■現状と課題

- 1 高齢化の進行によりまちづくりの担い手が減少する一方で、地域における福祉、防災、環境などの課題が増加しているため、課題解決の担い手として、地域コミュニティの活性化が必要となっています。
- 2 性別等による固定的な価値観が根強く残っているため、男女それぞれの意識改革を促進するとともに、性別、国籍、年齢などに捉われず、多様性を尊重する社会の実現が求められています。
- 3 在住外国人の定住化や企業における外国人人材の雇用が増えていることから、日本人市民と外国人市民が、地域で暮らす社会の構成員として共に尊重できる多文化共生社会の実現が求められています。



■基本方針

- 1 持続可能な地域コミュニティづくりと活性化を図るとともに、地区住民による主体的な地区運営を支援するなど、地区まちづくり活動の推進を図ります。
- 2 性別に捉われず家庭や社会で活躍できるよう、ワークライフバランスの確保を促進するほか、LGBTなどのセクシュアル・マイノリティや外国人などの多様性を尊重し、男女共同参画の推進を図ります。
- 3 日本人市民と外国人市民が、文化や生活習慣等の違いを超えて、互いを理解し、尊重し、共に地域の生活者として暮らせるよう、多文化共生の推進を図ります。

■成果指標

市民一人ひとりの個性が活かされ活躍できるまちである

現状 [令和3年度]

%



目標 [令和8年度]

%

■施策

1 地区まちづくり活動の推進



- ▶ 財政支援や情報交換の場の提供などにより、地区の課題解決に取り組むまちづくり協議会の活動を支援します。
- ▶ 地区まちづくり活動の担い手となる人材の育成講座を実施します。
- ▶ まちづくりセンターのリニューアルなど整備を進め、まちづくり活動の拠点の利便性を高めます。

《主な構成事業》

地域自治振興事業、コミュニティづくり推進事業、まちづくりセンター施設整備事業

2 男女共同参画の推進



- ▶ 小中学校において男女共同参画のキャリア教育授業を実施するとともに、事業者を対象としたセミナーやイベントを開催します。
- ▶ 男女共同参画地区推進員の育成及び啓発事業を実施し、生活に身近な地域から男女共同参画を推進します。
- ▶ 事業者や市民団体等と連携して啓発活動やセミナー等を実施します。
- ▶ 市民一人ひとりが互いの人権を尊重できるよう、女性に対する暴力等を根絶するための啓発活動を実施します。
- ▶ 「富士市パートナーシップ宣誓制度」の導入に伴い、セクシュアル・マイノリティに関する周知及び理解促進に努めます。

《主な構成事業》

男女共同参画推進事業、男女共同参画普及啓発事業、男女共同参画センター事業、女性の社会参加自立支援事業

3 多文化共生の推進



- ▶ 地域における交流事業、地域活動への参加促進、異文化理解に関する取組などにより、多文化共生への理解を促進します。
- ▶ 日本語学習支援、やさしい日本語の普及啓発に関する取組などにより、多文化共生を担う人材の育成や発掘を行います。
- ▶ 外国人市民の生活相談、防災意識の啓発、事業者との連携による労働環境の整備などにより、安心して暮らせる環境づくりを進めます。

《主な構成事業》

地域国際化事業

■関連計画

富士市まちづくり活動推進計画、第4次富士市男女共同参画プラン、第二次富士市多文化共生推進プラン

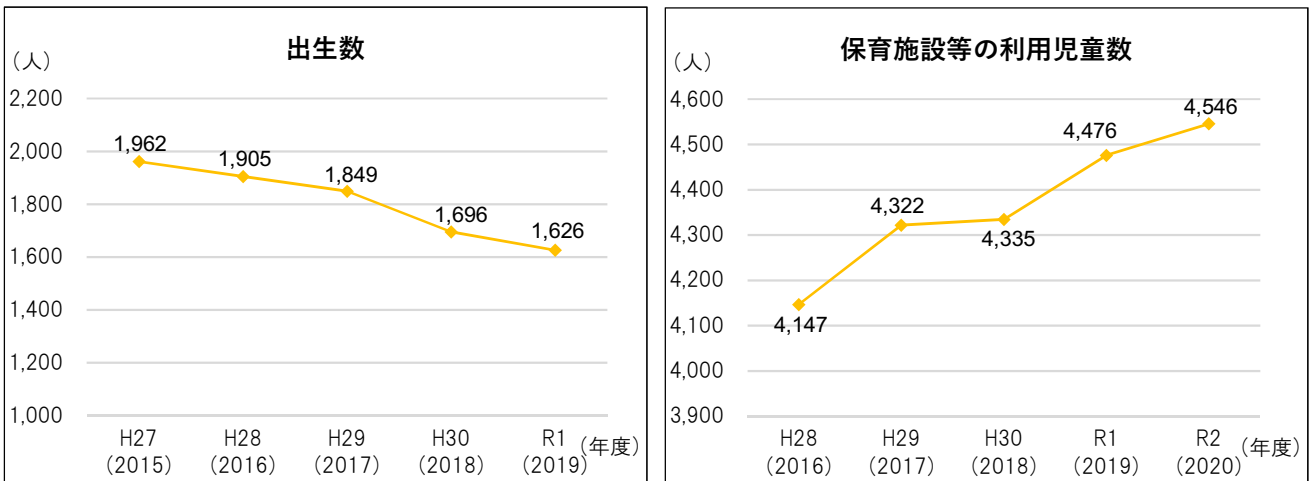
政策分野1 子育て

■将来のまちの姿

安心して子どもを生み 健やかに育てられるまち

■現状と課題

- 1 ライフスタイルや価値観の変化により妊娠・出産・子育てに対する意識が多様化する中、子育てなどに関する負担や不安感が増加しているため、安心して子どもを生み、育てることができるよう、各ステージに応じた支援を行うことが求められています。
- 2 就労環境の多様化や共働き世帯の増加などにより、子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化している中、だれもが安心して子どもを預けることができる教育・保育環境の整備と、社会全体が妊娠・出産・子育てを大切にすると意識を共有することが求められています。
- 3 核家族化や地域の繋がり希薄化が進む中、妊娠から子育てまでの正しい情報を得る機会や乳幼児と触れ合う機会がないまま妊娠・出産を迎える方が増えていることから、地域ぐるみで子どもを育むことができる環境づくりが求められています。

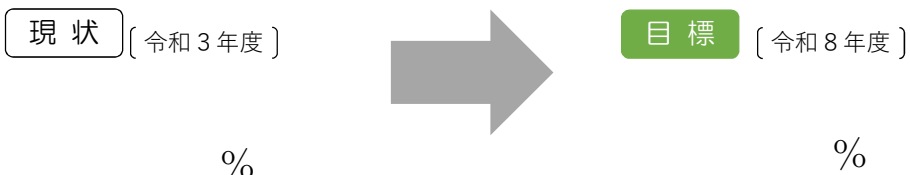


■基本方針

- 1 妊娠・出産・子育てに関していつでも気軽に相談できる体制や、各種の助成等により、切れ目のない子育て支援の充実を図ります。
- 2 乳幼児期・学童期の子どもに対し教育や保育の場を提供し、安心して質の高い幼児教育・保育を受けられるよう、子育てしやすい環境の整備を図ります。
- 3 子育てについて関心を持ち、支える人材を増やすとともに、妊娠期から子育て期までの正しい知識の普及啓発や健康診査・保健指導の実施等により、子どもと家族の健康の保持・増進を図ります。

■成果指標

安心して子どもを生み 健やかに育てられるまちである



■施策

1 切れ目のない子育て支援の充実



- ▶ 妊娠期から子育て期までの幅広い相談にワンストップで対応できるよう、子育てに関する総合相談窓口の充実を図ります。
- ▶ 子育て支援アプリを運用するなど、子育てに関する情報を積極的に発信します。
- ▶ 児童手当の支給やこども医療費の助成により、経済的な負担軽減を図ります。
- ▶ ひとり親家庭への経済的負担の軽減や、自立支援をする相談体制の充実を図ります。
- ▶ 子育て支援センターや児童館など親子で安心して過ごせる場や、地域とのつながりを持てる場の充実を図ります。
- ▶ 不妊・不育治療に要する費用の一部補助を行い、不妊・不育に悩む方の経済的負担の軽減を図ります。

《主な構成事業》

妊娠・子育て相談事業、妊産婦支援事業、家庭支援事業、児童手当支給事業、不妊・不育事業

2 子育てしやすい環境の整備



- ▶ 幼稚園教諭や保育士のための研修などを実施し、教育・保育の質の更なる向上を図ります。
- ▶ 公立幼稚園・保育園等の幼稚園教諭や保育士を計画的に採用するとともに、私立及び民間施設に対して人材確保のための支援を行います。
- ▶ 「公立教育・保育施設再配置計画」に基づき、公立幼稚園・保育園等の適正な配置を行うとともに、公立施設の大規模修繕等を計画的に実施し、施設の長寿命化を図ります。
- ▶ 放課後児童クラブの運営を実施し、充実した育成支援の環境を整えるとともに、提供する育成支援サービスの平準化・統一化を図ります。
- ▶ 子育てを温かく見守り支援する体制を構築する「はぐくむF U」| オフィシャルサポーター認定制度」の推進を図ります。

《主な構成事業》

保育士等管理事業、保育園等入園事務事業、放課後児童クラブ運営委託事業

3 子どもと家族の健康の保持・増進



- ▶ 健康診査等を実施し、乳幼児と家族の健康の保持・増進を図ります。
- ▶ 妊娠期の家族を対象に、両親教室を開催します。
- ▶ 地域の人や場に繋がる機会を提供し、妊娠中や子育て中の家族を支援します。
- ▶ 子育て支援の啓発と人材育成を進め、子育てを見守り育む地域づくりを推進します。

《主な構成事業》

乳幼児保健事業、妊産婦保健事業、母子訪問指導事業、思春期保健事業、母子歯科保健事業

■関連計画

第二期富士市子ども・子育て支援事業計画、富士市公立教育・保育施設再配置計画、健康ふじ21計画Ⅲ

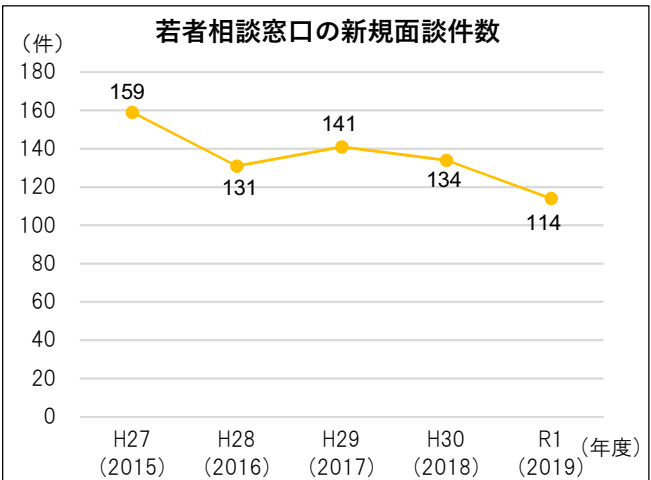
政策分野2 子ども・若者

■将来のまちの姿

すべての子どもや若者が夢や希望を持ち 大切にされるまち

■現状と課題

- 1 すべての子どもが健やかに自分らしく成長できるまちを実現するため、家族形態の変化や家庭環境の複雑化を背景に様々な事情で配慮が必要な子どもや家庭への支援を行うとともに、社会全体で子どもたちを支援する体制づくりが求められています。
- 2 若者の県外流出に歯止めがかからず、少子化が進行していることから、本市の中で若者が希望をかなえることができる環境づくりが求められています。
- 3 地域の大人と子ども・若者との関わりが希薄化するとともに、社会生活を営む上で困難を抱える子ども・若者が増加していることから、すべての若者が自分の未来に夢や希望をもって生き生きと社会生活を営むための機会の提供が求められています。



■基本方針

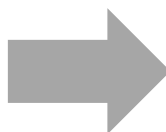
- 1 子どもの権利を保障し、すべての子どもが安心して自分らしく生きることができる体制・環境づくりを進め、子どもの健やかな成長への支援を図ります。
- 2 若者が人生設計において多くの選択肢の中から希望する人生を歩むことができるよう、若者の希望をかなえる支援を図ります。
- 3 地域全体で青少年に対する様々な交流や体験の機会を創出するとともに、困難を抱える子ども・若者の状況に応じた適切な支援を行い、青少年健全育成の推進を図ります。

■成果指標

すべての子どもや若者が夢や希望を持ち 大切にされるまちである

現状 [令和3年度]

%



目標 [令和8年度]

%

■施策

1 子どもの健やかな成長への支援



- ▶ 子どもの権利に関する普及・啓発を行うとともに、権利を保障するための救済制度や仕組みを構築します。
- ▶ 生活困難な家庭を早期に発見し、適切な支援に繋げるための包括的支援体制の整備・強化を図ります。
- ▶ 児童虐待を防止するため関係機関と連携を図るとともに、体罰禁止の啓発を進めます。
- ▶ サポート員等を配置し、公立幼稚園・保育園などにおける障害を持つ児童の受入体制の充実を図ります。
- ▶ こども療育センターにおいて、関係機関との連携を密に図りながら、発達相談及び個々の状態に応じた療育の助言・指導を行います。

《主な構成事業》

子ども・子育て支援事業計画推進事業、家庭支援事業、療育相談室発達相談事業

2 若者の希望をかなえる支援



- ▶ 市内への高等教育機関の誘致等について調査・検討します。
- ▶ 結婚相談や出会いの場の創出により、結婚を希望する方への支援を行います。
- ▶ 若い世代を対象としたライフデザインセミナーにより、結婚や出産、子育てを含めた将来の人生設計について考える機会を提供します。

《主な構成事業》

結婚支援事業

3 青少年健全育成の推進



- ▶ 青少年体験交流事業など様々な青少年の体験・交流活動を実施します。
- ▶ 青少年育成ボランティア養成講座を実施するなど青少年健全育成活動や社会貢献活動の担い手を育成します。
- ▶ 仲間づくりや豊かな教養を身に付けるための青年教養講座を実施し、青年の主体的な社会参加を図ります。
- ▶ 不登校児童生徒を支援するステップスクールや、困難を抱える若者を支援する相談窓口「ココ☆カラ」を関係機関と連携しながら運営します。

《主な構成事業》

青少年体験交流事業、青少年リーダー育成事業、青少年教育センター事業、青少年相談事業

■関連計画

富士市こどもの未来サポートプラン、はぐくむ FUJI 少子化対策プラン、富士市子ども・若者育成支援計画

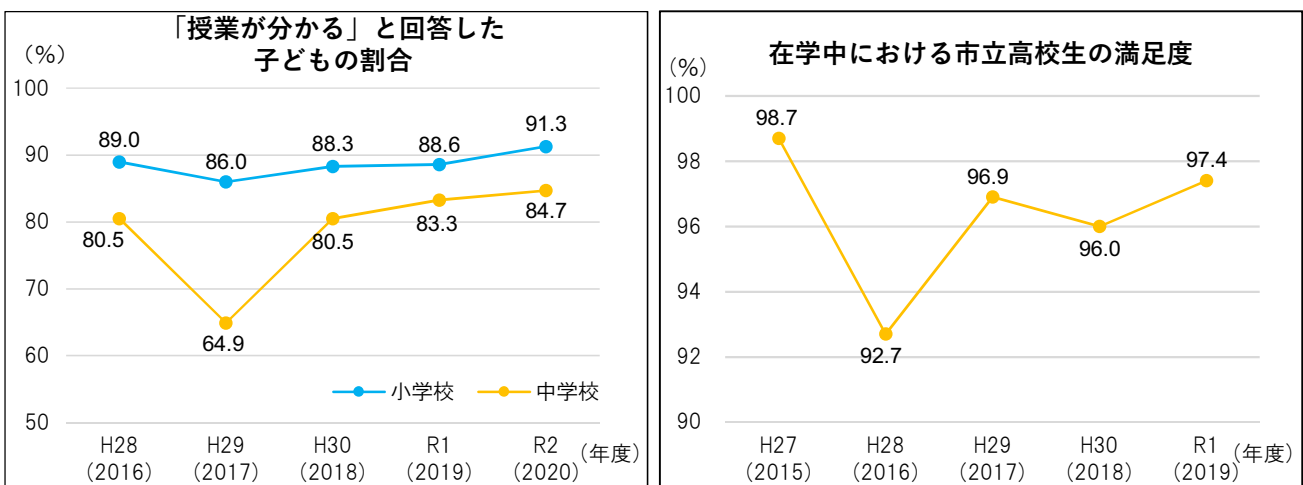
政策分野3 学校教育

■将来のまちの姿

すべての子どもが学びを楽しむことができるまち

■現状と課題

- 1 急速に進む国際化・情報化を見据え、児童生徒一人ひとりの特性や多様性（国籍・障害・LGBT等）を認める教育を推進するため、時代の変化に対応できる児童生徒と教職員の育成が求められています。
- 2 特色ある学校づくりを目指し、家庭、学校、地域の連携が求められる中、より良い教育環境と児童生徒の安全安心を確保していく必要があります。
- 3 少子化の時代において社会が求める人材を育成する高等学校教育を実現するため、市立高校独自の教育活動の充実が求められています。



■基本方針

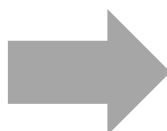
- 1 持続可能な社会の担い手となる子どもたちの「豊かな心」を育む教育を総合的に推進するとともに、外国語教育やICT教育など時代に対応した頼もしい教職員の育成を推進し、自立し生きる力をもつ児童生徒の育成を図ります。
- 2 地域とともにある学校づくりを推進し、少子化に対応した学校規模の適正化を進めていくことや、老朽化している学校施設を計画的に整備することなどにより、教育の質の向上及び環境整備を図ります。
- 3 探究学習を更に充実し、個に応じた学びと多様な進路の実現など独自性を強化し、社会に貢献する人材の育成を図り、魅力ある市立高校づくりを進めます。

■成果指標

すべての子どもが学びを楽しむことができるまちである

現状 [令和3年度]

%



目標 [令和8年度]

%

■施策

1 自立し生きる力をもつ児童生徒の育成



- 道徳教育やキャリア教育を充実させ、児童生徒がよりよい生き方について考える環境を整えます。
- 体験活動やコミュニケーション活動を重視し、表現する環境を積極的に設定し、児童生徒の言語能力を育みます。
- 特別支援教育に関するサポート員や特別支援教育センターの専門職員、巡回学習相談員などによる、きめ細かな個別支援を行います。
- 働き方改革や研修などを通じて、質の高い教職員の育成を支援します。

《主な構成事業》

教育研究事業、学習支援事業、特別支援教育充実事業、教職員研修運営事業

2 教育の質の向上及び環境整備



- G I G A スクール構想に基づき、教育の I C T 化に向けた環境整備の充実させます。
- 少子化に対応した学校規模の適正化などを進め、児童生徒のよりよい学びの環境を整備します。
- 富士市学校施設長寿命化計画に基づき、老朽化した学校施設の整備や長寿命化の推進を図ります。
- 学びの連続性を意識した学習指導、合同研修、児童生徒の交流などを推進します。
- コミュニティ・スクールの指定校を拡充し、地域とともにある学校づくりを進めます。

《主な構成事業》

教育政策推進事業、小中学校施設管理事業、教育構想策定事業

3 魅力ある市立高校づくりの推進



- 課題解決型学習「^{きゅう}究タイム」や学科あるいは教科を通じて探究を意識した教育活動を進めます。
- 一人ひとりの生徒が目指す進路の実現に向け、専門教育、キャリア教育の充実を図ります。
- 富士市立高等学校運営協議会を開催し、家庭や地域からの意見や提言を学校運営に反映させていきます。

《主な構成事業》

高等学校教育推進事業、高等学校運営管理事業、高等学校施設管理事業

■関連計画

富士市教育振興基本計画、富士市小中連携・一貫教育基本方針、富士市立小中学校適正規模・適正配置基本方針、富士市学校施設長寿命化計画

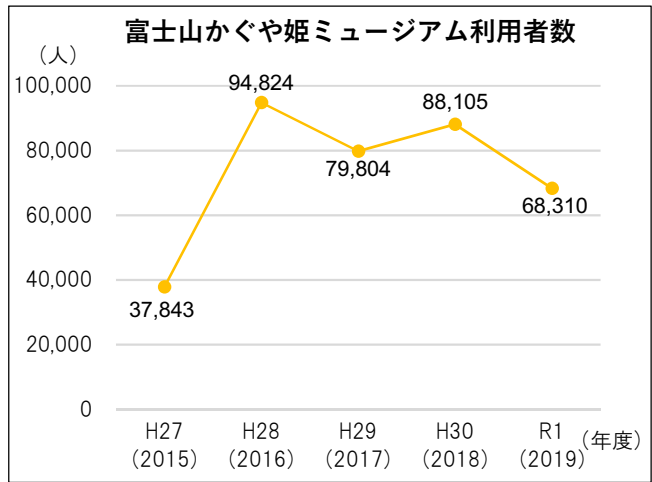
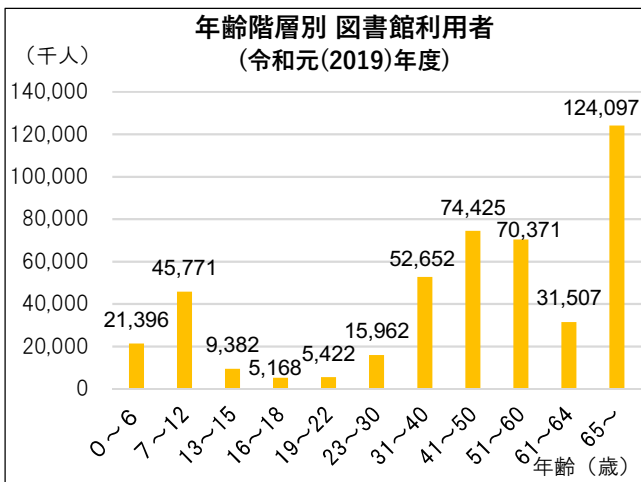
政策分野4 社会教育

■将来のまちの姿

生涯にわたり学び続け 心豊かに暮らせるまち

■現状と課題

- 1 市民一人ひとりが生きがいを持ち、学び続けられる環境づくりが求められているとともに、ライフスタイルの変化による若者の読書離れが進んでいることから、生涯を通じて心豊かな人生を送るための支援が求められています。
- 2 少子高齢化、人口減少、個人の価値観の変容等を背景に、文化財の価値を継承する人材不足により、文化財を適切に保存・活用することが困難になっているため、地域社会全体で文化財を保存・活用していくことが求められています。



■基本方針

- 1 市民や大学等と連携した多様な学びの機会の提供や地域の担い手づくりを促進する社会教育事業を実施するとともに、家庭・地域・学校等と連携し、協働で、子どもの頃から読書に親しむ環境を整え、生涯学習活動の推進を図ります。
- 2 文化財の魅力の発信や文化財にふれる多様な機会の提供により、市民の理解を深めることで、文化財保存・活用の推進を図ります。

■成果指標

生涯にわたり学び続け 心豊かに暮らせるまちである

現状 (令和3年度)

%



目標 (令和8年度)

%

■施策

1 生涯学習活動の推進



- 地域の担い手づくりや課題解決のための「人づくり講座」を企画・運営します。
- 大学と連携し、より専門的な知識を学ぶ富士市民大学前期ミニカレッジや、著名な有識者や文化人等による後期講演会を開催します。
- 読書に関する講座や本の楽しさを伝える行事等を開催するとともに、電子書籍等の導入も視野に入れ、図書館資料の充実を図ります。
- 絵本の楽しさを伝える「ブックスタートふじ」を乳児検診時等に行い、乳幼児期から家庭における読書活動の推進を図ります。

《主な構成事業》

社会教育推進事業、市民大学事業、図書館資料収集・管理事業、図書館資料貸出事業

2 文化財保存・活用の推進



- 「富士市文化財保存活用地域計画」に基づき、未指定を含めた市内の文化財の計画的な保存・活用を図ります。
- 文化財を活用したイベントや歴史講座の開催、先端技術を活用した取組等を通じ、市内の文化財情報を発信します。
- 富士山かぐや姫ミュージアムにおいて、だれにでもわかりやすい展示や体験事業を開催します。

《主な構成事業》

文化財保護調査事業、文化財啓発事業、埋蔵文化財発掘調査事業、博物館展示・教育普及事業

■関連計画

富士市教育振興基本計画、富士市文化振興基本計画、富士市観光計画、第三次富士市子ども読書活動推進計画、富士市文化財保存活用地域計画

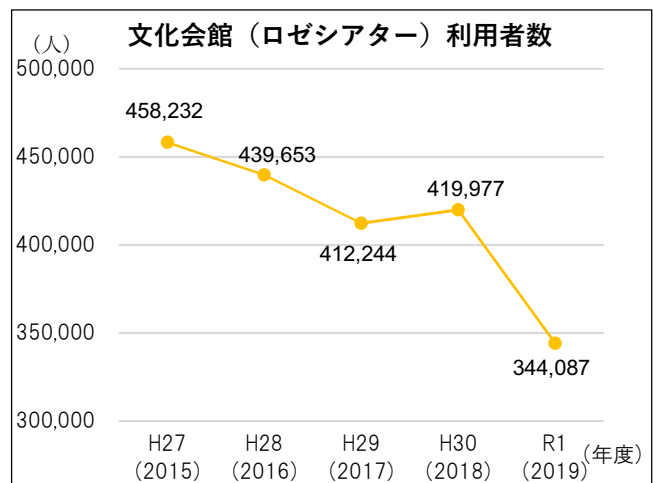
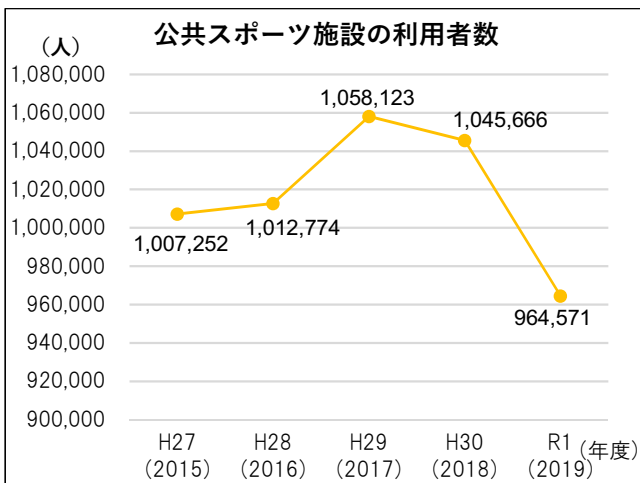
政策分野5 市民スポーツ・市民文化

■将来のまちの姿

だれもが いつでも いつまでも スポーツと文化に親しめるまち

■現状と課題

- 1 スポーツは世代、性別、障害の有無にかかわらず人生を充実させ豊かなものにするために必要であり、スポーツによる体力向上や健康増進などの効果は健康寿命に繋がることから、だれもがいつでもどこでも気軽にスポーツに接し、楽しむ機会の創出が求められています。
- 2 芸術文化に親しむ機会が少ないと思う市民が多いことから、市民が文化芸術を楽しみ、触れる機会の充実が求められています。
- 3 スポーツ・文化施設の老朽化が進んでいるため、だれもが継続的にスポーツ・文化活動ができる場の整備が求められています。



■基本方針

- 1 ライフスタイルに合わせ、身近なところで気軽にスポーツに参加できる機会・情報の提供や、スポーツを支える多様な人材の発掘と育成などにより、スポーツ活動の推進を図ります。
- 2 市民だれもが文化芸術活動に主体的に取り組むことができる機会の提供や市民の活動への支援を行うなど、市民による文化芸術活動の振興を図ります。
- 3 だれもが安心して利用できるようスポーツ・文化活動の拠点となる施設を計画的に整備・改修し、スポーツ・文化環境の充実を図ります。

■成果指標

だれもが いつでも いつまでも スポーツと文化に親しめるまちである

現状 [令和3年度]

%



目標 [令和8年度]

%

■施策

1 スポーツ活動の推進



- ▶ 世代、性別、障害の有無にかかわらず、スポーツを楽しむことができるよう、きっかけづくりやニーズに応じたスポーツプログラムの充実を図ります。
- ▶ 学校体育施設を利用したスポーツ教室の開催など、身近なところで気軽にスポーツに参加できる機会を提供します。
- ▶ 市民の幅広いニーズに適切に対応できるよう、スポーツ指導者養成のための講習会を開催します。

《主な構成事業》

スポーツイベント開催事業、スポーツ指導者養成事業、スポーツ団体育成事業

2 文化芸術活動の振興



- ▶ 公募展や文化祭の開催など、市民が気軽に文化芸術活動に参加する機会を創出します。
- ▶ 文化振興基金の活用や後援などを通して、市民や団体の主体的な文化芸術活動を支援します。
- ▶ 市民の文化芸術活動を SNS などを活用して幅広く情報発信することにより、市民の文化芸術に対する関心を高めます。

《主な構成事業》

芸術文化普及事業、芸術文化啓発事業、芸術文化助成事業

3 スポーツ・文化環境の充実



- ▶ だれもが安心してスポーツ施設を利用できるよう、老朽化した施設の大規模改修を計画的に進めます。
- ▶ スポーツ環境の拠点的役割を担い、競技スポーツと生涯スポーツが両立する多機能型の総合体育館を建設します。
- ▶ 各種スポーツ・文化施設の指定管理者の指導及び監督を行い、円滑な施設運営を図ります。

《主な構成事業》

スポーツ施設整備事業、スポーツ施設管理事業、文化会館施設管理事業、文化会館運営管理事業

■関連計画

第三次富士市スポーツ推進計画、富士市文化振興基本計画、富士市教育振興基本計画

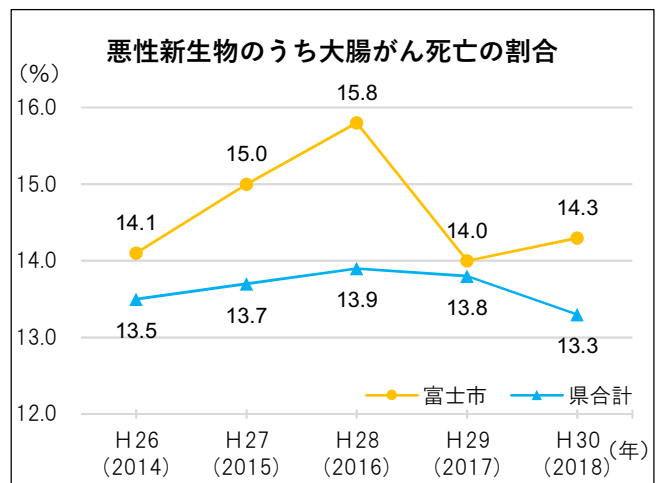
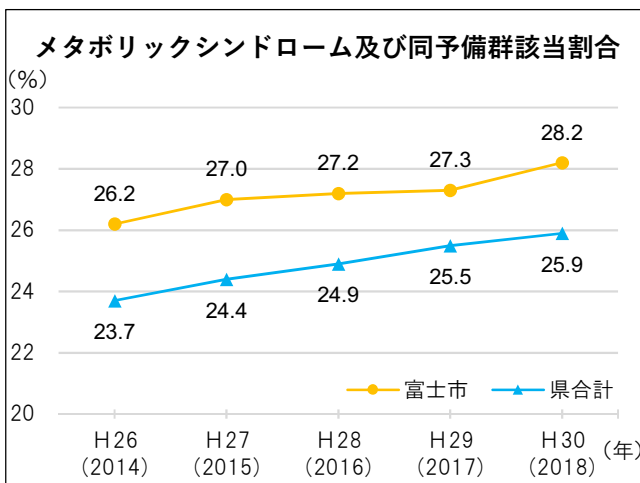
政策分野1 保健

■将来のまちの姿

一人ひとりが健康づくりや疾病予防に取り組むまち

■現状と課題

- 1 高齢化の進行やライフスタイルの変化に伴い生活習慣病が増加しているため、だれもが元気に活躍できるよう、地域や事業所等との連携を強化し、生涯を通じた健やかな生活習慣を形成することが求められています。
- 2 特定健診の結果において、生活習慣病と関係の深い肥満者の割合や、がんの標準化死亡比が、県に比べ高いことが特徴であることから、特定健診受診をきっかけとした生活習慣病の発症予防や早期発見、重症化予防を推進するとともに、がんの早期発見のための対策を強化する必要があります。



■基本方針

- 1 ライフステージに応じた健康づくりや生活習慣の改善に取り組む人を切れ目なく支援するとともに、医療機関や職域、地域等との連携により、一人ひとりが健康に関心を持ち、健康づくりが実践しやすい環境を整備するなど、生涯を通じた健康づくりの推進を図ります。
- 2 がん検診や特定健診を受診しやすい体制を整備するとともに、健康・医療・介護データを活用して健康課題を明確化・共有化し、生活習慣病の発症予防や早期発見、重症化予防などの保健事業を効果的に展開することにより、疾病予防の推進を図ります。

■成果指標

一人ひとりが健康づくりや疾病予防に取り組むまちである

現状 [令和3年度]

%



目標 [令和8年度]

%

■施策

1 健康づくりの推進



- 地域の健康推進員・食生活推進員や、ふじ職域健康リーダー・介護予防サポーターの育成と活動支援を行うとともに、関係機関と連携し、健康づくりの普及啓発を行います。
- 特定健診等のデータを活用し、健康課題である肥満の予防及び解消のための食生活改善の実践や、日常生活における活動量増加を促す取組を推進します。
- 心身の健康と豊かな人間性の基礎となる食育を推進し、子どもの頃からの基本的な生活習慣や食習慣の確立を図ります。

《主な構成事業》

健康づくり活動支援事業、健康相談、教育・訪問事業、健康対策事業、食育推進事業

2 疾病予防の推進



- 生活習慣病の発症リスクが高い市民をデータ分析により明確にすることにより早期発見に繋げ、重症化予防に向けた保健指導を行います。
- 受診しやすい検診体制を充実させ、がん検診受診機会の拡大を図ります。
- 働き盛り世代等を対象にがん予防に関する知識の普及啓発を行います。
- 感染のおそれがある疾病の発生とまん延を予防するための予防接種事業を推進します。
- ジェネリック医薬品の利用促進や医療費通知を活用した重複多受診者に対する適正受診の啓発などにより、医療費適正化等を推進し、国民健康保険事業の健全運営に努めます。

《主な構成事業》

がん検診推進事業、結核健康診断推進事業、国保健康推進事業、後期高齢者保健事業

■関連計画

健康ふじ 21 計画Ⅲ、第 3 次富士山おむすび計画、富士市国民健康保険第二期データヘルス計画（第三期特定健康診査等実施計画）、富士市自殺対策計画 ほか

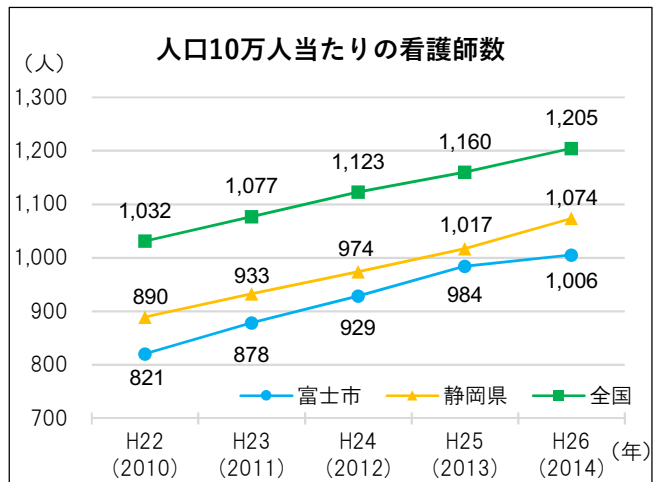
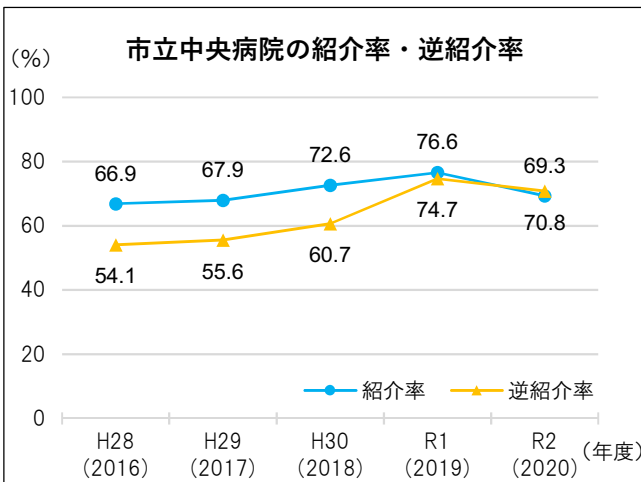
政策分野2 医療

■将来のまちの姿

安定した医療提供体制のもと 適切な医療が受けられるまち

■現状と課題

- 1 高齢化の進行や感染症への対策など医療ニーズが増加し多様化する中、安心して医療を受けることができるよう、公立病院と地域の医療機関が連携し、地域で完結する医療体制を構築するとともに、救急搬送者へ適切に対応するため、救急医療の提供体制を確保する必要があります。
- 2 医療需要の増加が見込まれる中、本市の医療従事者は、国及び県の平均に比べて少ない状況であることから、地域の需要に即した医療を適切に提供できるよう、医療人材を育成・確保する必要があります。



■基本方針

- 1 医療機関同士の連携を適切に進めるとともに、急病時に安心して医療を受けられる救急医療体制を確保し、地域完結型医療の推進を図ります。
- 2 医療ニーズの多様化や医療現場におけるデジタル化等に適切に対応することのできる質の高い看護師を育成するとともに、これから看護師を目指す人や医療現場を離れている潜在看護師などが市内医療機関で活躍できるよう支援を充実させ、地域医療を担う医療人材の育成・確保を図ります。

■成果指標

安定した医療提供体制のもと 適切な医療が受けられるまちである

現状 [令和3年度]

%



目標 [令和8年度]

%

■施策

1 地域完結型医療の推進



- ▶ 病病連携・病診連携を進め、各医療機関の役割を踏まえた上で医療機能の分化を図り、医療ニーズの変化に対応し、地域全体で適切な医療を安定して提供する体制の充実に向け支援します。
- ▶ 地域の基幹病院である市立中央病院において、医療技術の進歩に対応した高度・専門医療を提供するとともに、病院施設の更新について検討します。
- ▶ 富士市医師会や医師派遣を行う大学との連携を強化し、救急医療センターに必要な医師を確保することにより、救急医療体制の維持を図ります。

《主な構成事業》

地域医療推進事業、中央病院経営健全化推進事業、中央病院環境整備事業、救急医療事業

2 医療人材の育成・確保



- ▶ 市立看護専門学校において、ICT・シミュレーションを活用したアクティブラーニングを推進するなど、看護師に求められる実践能力の向上に向け、教育環境の整備及び充実に図ります。
- ▶ 看護師としての基礎的な知識・技術・態度等を習得・再認識することのできる機会を提供し、看護師の資質向上を図るとともに、これから看護師を目指す人や潜在看護師の市内医療機関への就職を支援します。

《主な構成事業》

看護専門学校運営管理事業、看護師等確保事業、看護教育事業、看護専門学校施設維持管理事業

■関連計画

富士市立中央病院第三次中期経営改善計画、共立蒲原総合病院第三次中期経営計画

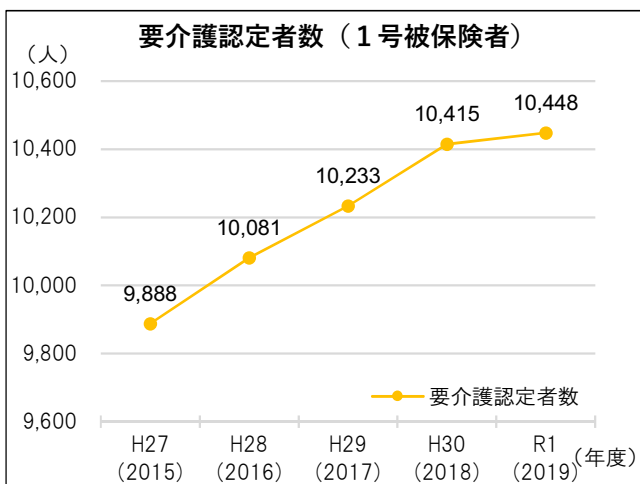
政策分野3 包括的支援

■将来のまちの姿

住み慣れた地域で 一人ひとりの状態に合った支援を受けられるまち

■現状と課題

- 1 超高齢社会の到来により、様々な支援を必要とする高齢者が増加するため、住み慣れた自宅や地域で生活ができるよう、医療、介護、福祉等のサービスを切れ目なく提供することが求められています。
- 2 障害があっても社会の中で普通に暮らし続けることが自然であるという考えのもと、家庭や住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らせるよう、多様なニーズに応じて支援する必要があります。
- 3 不安定な経済状況や高齢化等を背景として生活の困窮やDV、虐待等の問題を抱える人が増加している中、こうした人を早期に把握し、社会的に孤立することがないように支援する必要があります。



■基本方針

- 1 高齢者を地域において包括的に支援し、必要なサービスを提供する地域包括ケアシステムの体制整備を進め、高齢者支援の推進を図ります。
- 2 個々の障害や生活状況に適した支援を提供するとともに、多様なサービスを行える体制づくりを進め、障害者福祉の推進を図ります。
- 3 生活の困窮やDV、虐待などに至る様々な原因を把握し、自立し安定した生活、人権が尊重された生活を送ることができるよう、関係機関との連携を強化し、生活困窮者等に対する支援の充実を図ります。

■成果指標

住み慣れた地域で 一人ひとりの状態に合った支援を受けられるまちである

現状 [令和3年度]

%



目標 [令和8年度]

%

■施策

1 高齢者支援の推進



- ▶ 高齢者の自立支援や介護予防、要介護状態の重度化防止の取組の拡充、生活支援サービスの充実など、地域包括支援センターの機能強化を図ります。
- ▶ 高齢者が安心して在宅療養できるよう、医療と介護の専門職が相互に連携し、切れ目のないサービスを提供する体制づくりを行います。
- ▶ 権利擁護を必要とする人が成年後見制度をスムーズに利用できるような体制を整備します。
- ▶ 認知症サポーターの養成などにより、認知症高齢者を地域で見守り、支援する体制を強化します。

《主な構成事業》

地域包括ケア推進事業、介護予防・日常生活支援総合事業、認知症高齢者支援事業

2 障害者福祉の推進



- ▶ 個々の障害や生活状況に応じて、在宅系サービスや就労系サービスなどの障害福祉サービスを円滑に利用できるよう、相談支援体制の充実を図ります。
- ▶ 関係機関との連携による支援ネットワークを充実させ、障害者のライフステージに沿った支援を行います。
- ▶ 訪問サービスや通所サービスなどの新規事業所の参入促進や人材育成などを行い、障害福祉サービスの提供体制の充実を図ります。

《主な構成事業》

障害者地域生活支援事業、障害者就労等訓練事業、障害者福祉相談事業

3 生活困窮者等に対する支援の充実



- ▶ 暮らしや仕事などの問題を抱える人が速やかに相談・支援を受けられるよう、相談窓口の周知を行います。
- ▶ 関係機関等と連携し、問題を抱える人の早期把握に努め、問題の解決に向けて作成する支援計画に基づき継続的な支援を行います。
- ▶ 社会的に孤立し、生活困窮やDVなどの複合的な問題に直面している人への支援ネットワークの充実を図ります。

《主な構成事業》

生活困窮者自立支援事業、生活保護事業、女性保護相談事業

■関連計画

第9次高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画、第4次富士市障害者計画、第6期富士市障害福祉計画、第2期富士市障害児福祉計画、第三次富士市DV対策基本計画 ほか

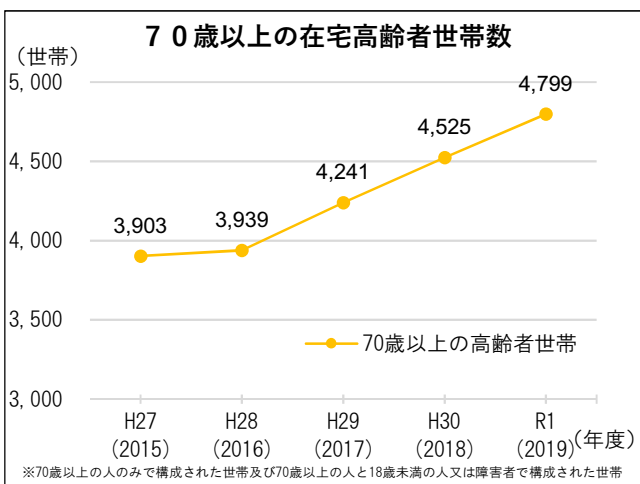
政策分野4 地域福祉

■将来のまちの姿

地域で支え合い 助け合い 生きがいを持って暮らせるまち

■現状と課題

- 1 地域において、公的な支援やサービスだけでは対応できない生活課題が発生しており、問題を抱える世帯などが地域社会から孤立しないよう、支え合い、助け合いの充実が求められています。
- 2 ひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯の急増、世帯の核家族化、ひとり親世帯の増加などにより、地域の繋がりが希薄化しているため、地域住民自らが福祉の担い手となり、参加・活動する機会の創出が求められています。
- 3 様々な理由で働きづらさを抱えている人がいることから、それぞれの状態や課題に応じた就労機会を提供できる環境を更に充実させ、希望に合わせて働き、生きがいを持って参画できる社会を実現することが求められています。



■基本方針

- 1 住み慣れた地域で、だれもが必要なサービスを受けることができるよう、住民や各種団体、関係機関等と連携し、地域で支え合い助け合う体制の強化を図ります。
- 2 地域で孤立することがないよう、高齢者などが気軽に参加できる交流の場づくりを進めるとともに、地域福祉を担う様々な年代の人材を育成するなど、地域交流の推進を図ります。
- 3 働く意欲のある全ての人に就労機会を提供できるよう、ユニバーサル就労支援センターでの相談・支援を充実・強化するとともに、企業等との連携を進め、ユニバーサル就労の推進を図ります。

■成果指標

地域で支え合い 助け合い 生きがいを持って暮らせるまちである

現状 (令和3年度)

%



目標 (令和8年度)

%

■施策

1 地域で支え合い助け合う体制の強化



- ▶ 様々な団体や地域組織、関係機関が役割を分担し、連携して地域の多様な福祉ニーズに対応することができるよう、情報交換などを行い、ネットワークの充実を図ります。
- ▶ 民生委員・児童委員などの福祉の担い手が、地域の課題を早期に発見し、的確に対応することができるよう、支援に必要な情報を分かりやすく提供するなど、相談スキルの習得・向上を支援します。
- ▶ 支援が必要な人を関係機関等に適切に繋がられるよう、地域住民と行政とのつなぎ役である民生委員・児童委員との連携を強化するとともに、地域における見守り活動等を支援します。

《主な構成事業》

福祉思想普及啓発事業、民生委員・児童委員支援事業、保護司支援事業

2 地域交流の推進



- ▶ ふれあい・いきいきサロンや老人クラブ活動など、元気な高齢者が住み慣れた地域で交流する機会や場を充実させ、地域における住民主体の活動を支援します。
- ▶ 福祉活動に対する意識の醸成を図り、富士市社会福祉協議会と連携して地域で活動するボランティアの育成を行います。

《主な構成事業》

社会福祉協議会支援事業、老人クラブ活動振興事業、社会福祉センター運営管理事業

3 ユニバーサル就労の推進



- ▶ 働きづらさを抱える市民一人ひとりに合わせたオーダーメイド型の就労支援を行います。
- ▶ ユニバーサル就労に関する企業説明会を定期的で開催し、協力企業を開拓するとともに、業務の切り出しや、就労希望者とのマッチングを支援します。
- ▶ 各種イベントの開催や情報誌の発行、ユニバーサル就労サポーターの登録促進などにより、市民や企業等へユニバーサル就労の最新情報を様々な方法で発信します。

《主な構成事業》

ユニバーサル就労推進事業

■関連計画

第五次富士市地域福祉計画、富士市ユニバーサル就労推進基本計画 ほか

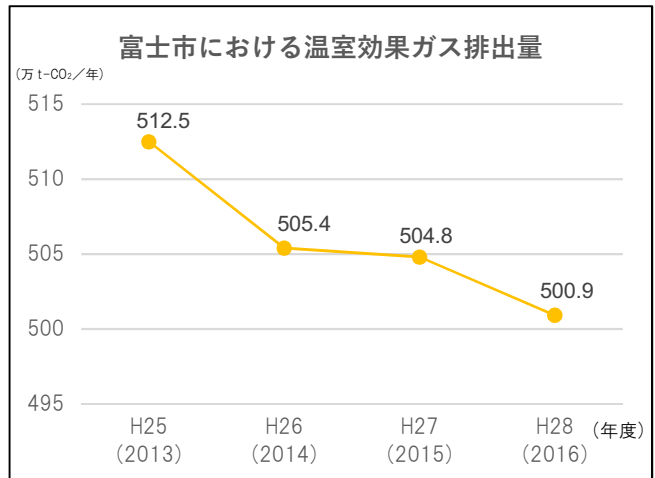
政策分野1 地球環境

■将来のまちの姿

地球にやさしい暮らしに みんなで取り組むまち

■現状と課題

- 1 地球規模での気候変動による影響が、今後も一層深刻化していくことが懸念される中、市民・事業者・行政等が連携し、市域における温室効果ガス排出量の削減に向けた取組と、気候変動による様々な影響への適応に向けた取組を同時に進めていく必要があります。
- 2 環境問題への対応が、世界共通の課題となっている中、個人のライフスタイルを地球にやさしいものに変革することが解決への第一歩となることから、市民一人ひとりが環境に対する意識を高め、日々の生活から具体的な行動に繋げていくことが求められています。



■基本方針

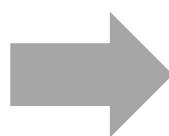
- 1 2050年二酸化炭素実質排出ゼロに向けて、環境負荷の低減に繋がるエネルギー利用の促進や、既に生じている地球温暖化による影響への対応などを進めることにより、気候変動対策の推進を図ります。
- 2 事業者・市民団体等と協働して、環境について学び、考え、行動することができる機会を充実させることにより、環境教育・環境活動の推進を図ります。

■成果指標

地球にやさしい暮らしに みんなで取り組むまちである

現状 (令和3年度)

%



目標 (令和8年度)

%

■施策

1 気候変動対策の推進



- ▶ 市民や事業者に対して、省エネルギー機器の設置及び普及を支援するとともに、太陽光をはじめとした再生可能エネルギーの利用を促進します。
- ▶ クリーンエネルギー自動車やコージェネレーション※1などの革新的なエネルギー高度利用技術の普及を促進します。
- ▶ E S C O事業などの民間活力の活用、環境アドバイザーとの連携により、公共施設の省エネルギー化を積極的に推進します。
- ▶ 地球温暖化などの気候変動への適応に向け、影響などについて情報を収集するとともに、市民や事業者等と広く連携し取り組みます。

《主な構成事業》

新エネルギー・省エネルギー普及事業、地球温暖化対策実行計画推進事業、環境基本計画推進事業

2 環境教育・環境活動の推進



- ▶ 環境に関するイベントの開催などにより、市民の環境問題に対する意識の向上を図ります。
- ▶ 環境に関する知識や経験を持つ環境アドバイザーを地域や学校などへ派遣し、環境学習の充実を図ります。
- ▶ 市民団体等の地球温暖化対策、環境美化、ごみ減量等の自主的な環境保全活動を支援します。
- ▶ 新環境クリーンセンターの「ふじさんエコトピア」を活用し、環境に関する啓発及び教育を推進します。
- ▶ 「クールチョイス 22」などの普及啓発により、事業活動や日常生活におけるエコ活動を促進します。

《主な構成事業》

地球環境問題啓発事業、新環境クリーンセンター循環啓発棟運営管理事業

■関連計画

第三次富士市環境基本計画、富士市地球温暖化対策実行計画（区域施策編、事務事業編）、生物多様性ふじ戦略

※1 コージェネレーション：天然ガス、石油等を燃料として発電し、その際に生じる廃熱も同時に回収するエネルギー効率が高いシステム。

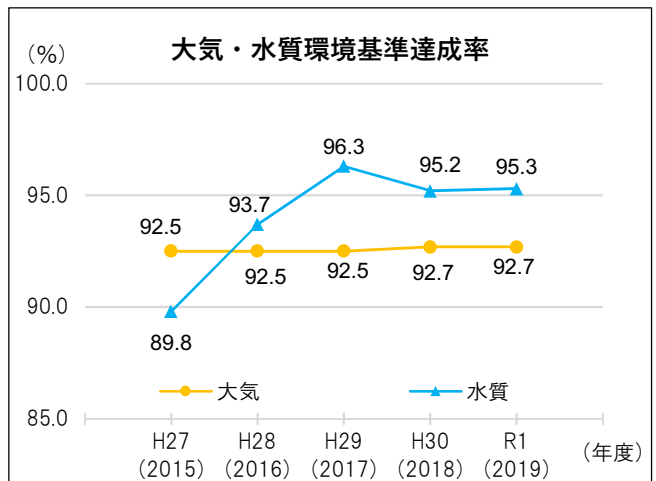
政策分野2 自然・生活環境

■将来のまちの姿

多様な生物と生態系 良好な生活環境を保全していくまち

■現状と課題

- 1 富士山麓をはじめとした豊かな自然環境は、多様な動植物が生息する場であるとともに、食や産業といった様々な分野における市民の暮らし、経済活動を支えていることから、将来にわたって豊かな自然環境を守り育て、次世代に引き継いでいく必要があります。
- 2 大気・水質などに関する苦情が依然として寄せられており、また、ごみのポイ捨てやペットのふん害など、個人のモラルやマナーに起因する問題も発生していることから、市民が安心して快適に日常生活を送ることができるよう、生活環境の改善が求められています。



■基本方針

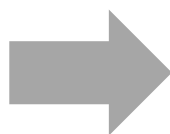
- 1 生物多様性による豊かな恵みを将来の世代に継承できるよう、市民や事業者等と協働し、自然環境の保全・再生を図ります。
- 2 大気や水質などに関する環境改善に努めるとともに、環境美化や公衆衛生向上に向けた取組を推進することにより、良好な生活環境の確保を図ります。

■成果指標

多様な生物と生態系 良好な生活環境を保全していくまちである

現状 (令和3年度)

%



目標 (令和8年度)

%

■施策

1 自然環境の保全・再生



- 「富士市富士・愛鷹山麓地域の森林機能の保全に関する条例」に基づき、森林伐採を伴う開発に対する指導を行うなど、公益的機能の保全を図ります。
- 富士山麓において、市民参加によるブナ等広葉樹の植樹を実施します。
- 市民や市民団体等と協働し、生物の分布状況等を把握するための調査を実施します。
- 重要種の保護・保全や外来種の防除、野生鳥獣との共存に向けた取組を推進します。
- 生物多様性の保全などに関する市民・市民団体・事業者の活動を促進するとともに、各主体間の連携及び協力を推進します。

《主な構成事業》

富士愛鷹山麓自然環境保全事業、生物多様性地域戦略事業、野生動植物保護事業

2 良好な生活環境の確保



- 大気・水質等の監視測定を実施するとともに、工場や事業所に対する指導及び啓発を行います。
- ごみのポイ捨て防止やペットのふん害防止など、環境美化や公衆衛生に関する啓発を図ります。
- 感染症の媒体となる害虫の駆除に努めるとともに、脱皮阻害剤の配布などにより、地域住民等の効率的な害虫駆除活動を支援します。

《主な構成事業》

大気汚染・悪臭対策事業、水質汚濁・土壌汚染対策事業、動物愛護事業、防疫予防事業

■関連計画

第三次富士市環境基本計画、富士・愛鷹山麓地域環境管理計画、生物多様性ふじ戦略

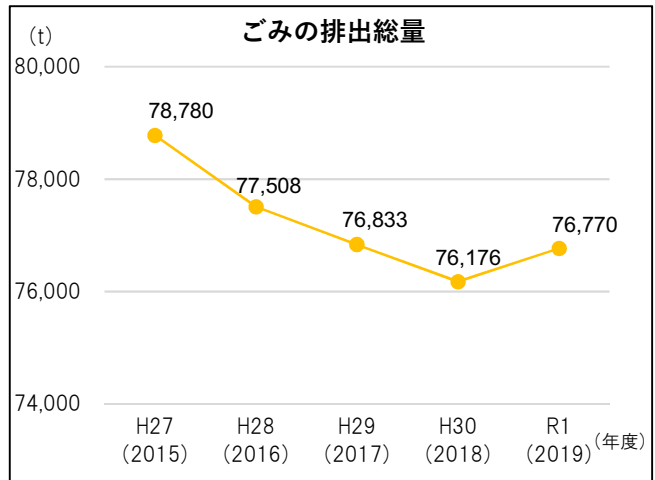
政策分野3 循環型社会

■将来のまちの姿

資源を有効に活用する できる限りごみを出さないまち

■現状と課題

- 1 市民や事業者との協働により、ごみの排出量は減少傾向にありますが、環境負荷の少ない循環型社会の形成に向けて、資源の消費や廃棄物の発生を一層抑制し、資源の循環的な利用を促進していく必要があります。
- 2 一般廃棄物の中には、分別が徹底されていないものが見受けられるとともに、山間部や海岸などにおける不法投棄が依然として発生していることから、市民や事業者の更なる意識醸成が求められています。



■基本方針

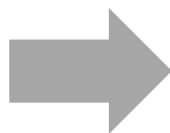
- 1 「リサイクルよりリユース、リユースよりリデュース」の考え方のもと、循環型社会の形成に向け、廃棄物の3R^{※1}の推進を図ります。
- 2 分別徹底に関する指導・啓発を進めるとともに、市民や関係団体等と連携し、不法投棄防止対策を強化するなど、廃棄物適正処理の推進を図ります。

■成果指標

資源を有効に活用する できる限りごみを出さないまちである

現状 [令和3年度]

%



目標 [令和8年度]

%

※1 3R: Reduce (リデュース=ごみの発生抑制)、Reuse (リユース=再使用)、Recycle (リサイクル=再資源化)の各々の頭文字Rを取ったもので、できる限りごみを出さない社会をつくるための基本的な考え方を示す略称。

■施策

1 廃棄物の3Rの推進



- ▶ 市民や事業者と連携し、食品ロス削減に向けた取組を推進します。
- ▶ 市民団体等と連携し、ごみの減量化やリサイクルなどの普及啓発を行います。
- ▶ 「その他の紙」をはじめとした資源物の分別を促進します。
- ▶ 新環境クリーンセンターで発生する焼却灰を資源化するなど、最終処分量の減量化を推進します。

《主な構成事業》

ごみ減量化推進事業、品目別リサイクル推進事業、新環境クリーンセンター焼却灰等資源化促進事業

2 廃棄物適正処理の推進



- ▶ 新環境クリーンセンターの適切な運転管理を実施し、一般廃棄物を安定的かつ衛生的に処理します。
- ▶ 収集運搬許可事業者及び排出元の事業者に対して、分別徹底の指導及び啓発を強化します。
- ▶ 市民ボランティア等による不法投棄防止パトロールを実施するとともに、海洋プラスチック問題に対する市民や事業者の意識醸成を図ります。

《主な構成事業》

新環境クリーンセンター運営管理事業、事業者廃棄物適正処理推進事業、不法投棄対策事業

■関連計画

第三次富士市環境基本計画、富士市ごみ処理基本計画 2015-2024

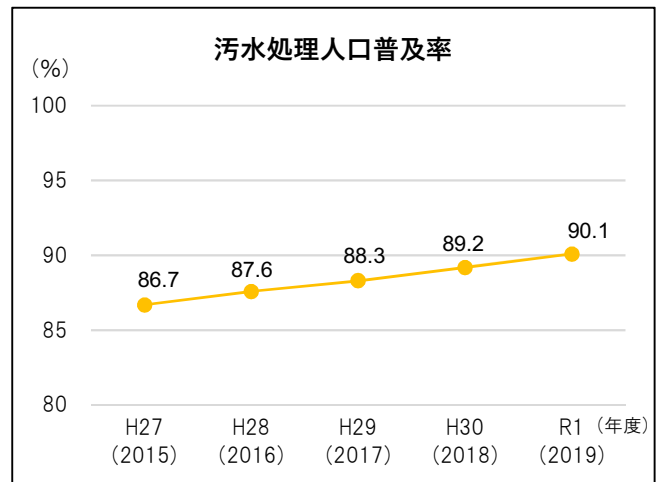
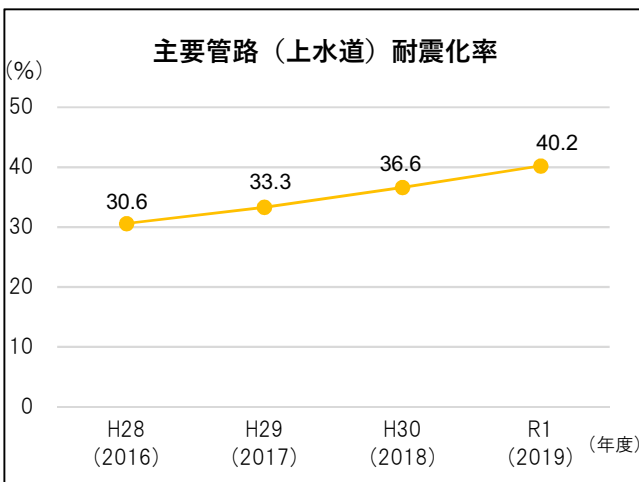
政策分野4 水利用

■将来のまちの姿

将来にわたり 良好な水環境を育むまち

■現状と課題

- 1 安全でおいしい水道水を市民に供給していますが、管路や設備等の水道施設の老朽化が今後更に進むことなどから、大規模な地震災害の発生が危惧される中、災害に強く安定したライフラインを確保することが求められています。
- 2 適切に処理されていない生活排水は、海や川などを汚染する原因となることから、公衆衛生の向上に寄与し、河川や水路などの継続的な水質保全を図るために、計画的かつ効率的な生活排水対策が求められています。



■基本方針

- 1 水道施設の計画的かつ効率的な更新及び耐震化などを進め、富士山の恵みである豊富でおいしい水資源を活かした、安全で安心できる水道水の持続的な供給を図ります。
- 2 持続的な汚水処理システムの早期構築を目指し、公共下水道の管路整備と、合併処理浄化槽への転換促進を併せて進めるなど、生活排水対策の推進を図ります。

■成果指標

将来にわたり 良好な水環境を育むまちである

現状 [令和3年度]

%



目標 [令和8年度]

%

■施策

1 安全で安心できる水道水の持続的な供給



- ▶ 大規模な地震の発生に備え、重要度により優先順位を定めた水道施設の耐震化を計画的に推進します。
- ▶ 水道施設の維持管理を適正に行い、長寿命化を図ります。
- ▶ 漏水対策を様々な手法で検討・実施し、有収率向上に向け取り組みます。
- ▶ 現在の運用状況及び将来の需要予測を基に、水道施設の配置及び規模の適正化を図ります。
- ▶ 市内全体の水道水の安定供給を目指し、各簡易水道組合との統合に向け取り組みます。
- ▶ 地下水位の観測や地下水利用者等への指導を実施するなど、地下水の保全と適正利用を推進します。

《主な構成事業》

水道施設整備事業、配水設備等改良事業、水道施設維持管理事業、簡易水道統合整備事業

2 生活排水対策の推進



- ▶ 公共下水道事業計画区域において、公共下水道の整備を計画的に進めるとともに、浄化槽処理促進区域において、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進します。
- ▶ ライフサイクルコストの最小化に向けて、管路や設備等の下水道施設の効率的な更新改築などを推進します。
- ▶ 災害時においても下水道が果たすべき機能を確保できるよう、緊急度と重要度から優先順位を定めた上で、下水道施設の耐震化を計画的に推進します。
- ▶ 各終末処理場等の適切な運転管理を実施し、放流水の水質を適正に維持します。
- ▶ 汚泥処理の過程で発生する消化ガスを活用したガス発電や、終末処理場屋上を活用した太陽光発電など、下水道資源・施設の有効活用を進めます。

《主な構成事業》

下水道管路整備事業、浄化槽普及促進事業、下水道管渠等改築事業、下水道管路耐震化事業

■関連計画

第一次富士市水道事業経営戦略プラン、富士市生活排水処理長期計画、第一次富士市公共下水道事業経営戦略プラン

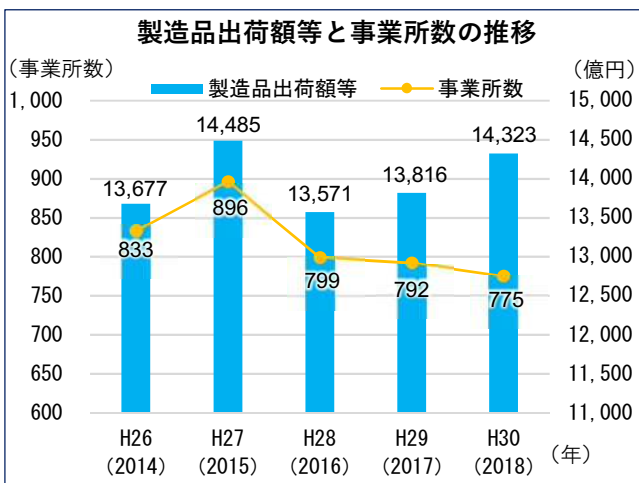
政策分野1 ものづくり産業

■将来のまちの姿

新産業と既存産業の融合により ものづくり産業が持続的に発展するまち

■現状と課題

- 1 製造品出荷額等の伸び悩みや事業所数の減少など、本市のものづくりは厳しい状況にあることから、地域経済を牽引する産業の創出や育成を図る必要があります。
- 2 人口減少や少子高齢化が進行する中、市内企業では労働力不足の解消や競争力の強化等の多様な課題が顕在化していることから、持続的な事業経営への支援が求められています。
- 3 企業立地の受け皿となる一団の用地が不足していることから、その確保に取り組むとともに、企業の良い操業環境を確保するため、インフラ整備を進める必要があります。



■基本方針

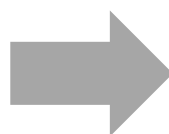
- 1 産学金官や異業種間の連携、ものづくり人材の育成を推進することにより、CNF関連産業など新産業・成長産業への参入支援を図ります。
- 2 市内企業の製品・技術の国内外への情報発信など、ものづくりのまちをPRするとともに、付加価値の高いものづくりへの支援のほか、IoTやAI、産業用ロボット等による生産技術の革新を促進し、生産性の向上を支援し、既存産業の活性化支援を図ります。
- 3 新たな工業団地を整備するなど、ものづくり企業が立地しやすい環境を整備し、工業立地の促進を図ります。

■成果指標

新産業と既存産業の融合により ものづくり産業が持続的に発展するまちである

現状 [令和3年度]

%



目標 [令和8年度]

%

■施策

1 新産業・成長産業への参入支援



- ▶ マッチング機会の創出やビジネス化の支援などにより、C N F や次世代自動車、医療、環境等をはじめとした新産業や成長産業への参入を促進します。
- ▶ バイオマス由来で幅広い用途への活用が期待されるC N Fについては、富士市C N Fプラットフォームが主体となり、実用化推進に向けた諸事業を展開します。
- ▶ 高等教育機関や公設研究機関等と連携し、企業の研究・開発部門等における高度な人材の育成・確保を支援します。

《主な構成事業》

新産業等創出支援事業、C N F 実用化推進事業

2 既存産業の活性化支援



- ▶ ものづくり産業の高度化等に向けた情報発信などを通して、企業の製造製品の高付加価値化等を支援し、本市産業を支えてきた紙・パルプ産業をはじめとする地場産業の活性化を図ります。
- ▶ デジタル技術などの新技術の導入等による生産性向上などを図り、ものづくり企業の操業の安定化と競争力の強化を支援します。
- ▶ 「ものづくり力交流フェア」等のイベント開催を通して、本市のものづくり企業の有する高い技術力や製品を市内外に発信します。

《主な構成事業》

地場産業振興事業、支援体制整備事業

3 工業立地の促進



- ▶ 企業立地促進奨励金をはじめとする各種支援制度等により、多様なものづくり企業の誘致と既存企業の留置を推進します。
- ▶ 新たな工業団地を整備するなど、市内企業の事業規模の拡大や市外企業の新たな立地の受け皿となる工業用地を創出します。
- ▶ 工業系用途地域における道路、河川、水路等の整備を図り、市内企業の操業環境の向上を推進します。

《主な構成事業》

企業立地推進事業、富士山フロント工業団地第2期整備事業

■関連計画

第2次富士市工業振興ビジョン、富士市C N F 関連産業推進構想、富士市集約・連携型都市づくり推進戦略

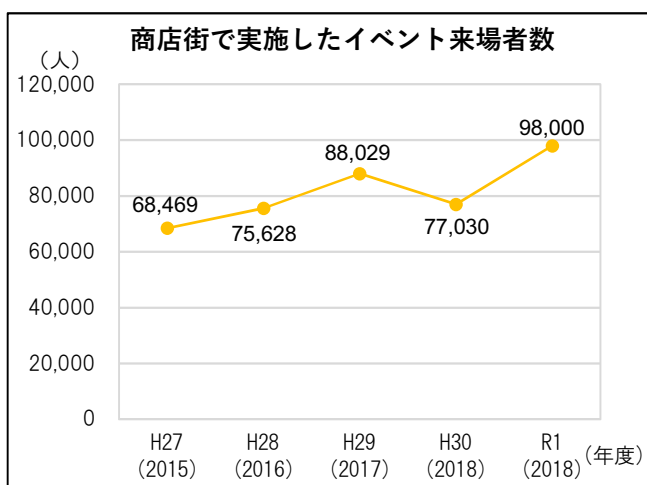
政策分野2 商業・流通・サービス産業

■将来のまちの姿

ヒト・モノ・コトがつながり にぎわいがあふれるまち

■現状と課題

- 1 商店街において空き店舗の常態化や集客の低迷が続いていることから、空き店舗の活用促進や本社機能を持つオフィスの立地などに加え、交流人口の増加によるにぎわいの創出が求められています。
- 2 郊外型大型店の進出やインターネットを利用した宅配・通販サービスが浸透していることから、市内の個店による魅力ある商品づくりや情報発信力強化への支援が求められています。
- 3 物流の効率化や貨物船の大型化に対応するため、田子の浦港の環境整備を促進するとともに、世界文化遺産である富士山を間近に仰ぐ港であることから、工業港としての機能だけでなく、富士山の眺望と地元の食を活かしたベイエリアのにぎわい創出が求められています。



■基本方針

- 1 空き店舗の解消に向けた取組やTMO^{※1}を中心とした事業を関係団体と連携して実施し、まちなかのにぎわい創出支援を図ります。
- 2 市内の特産品のPRや個店支援等を推進し、地域商業の振興と調和ある発展によるまちの活性化を図ります。
- 3 県東部の海上物流拠点である田子の浦港の機能強化、保全を促進し、利用企業の競争力を高めるとともに、富士山に最も近い港としてのPRや港に親しむ機会の創出など、港湾の利活用推進を図ります。

■成果指標

ヒト・モノ・コトがつながり にぎわいがあふれるまちである

現状 (令和3年度)

%



目標 (令和8年度)

%

※1 TMO：タウンマネジメント機関 (Town Management Organization) の略称。
 事業者・市民・NPOなどが主体となり、中心市街地 (富士駅周辺、吉原地区) のまちづくりを運営管理する機関。

■施策

1 まちなかのにぎわい創出支援



- 中心市街地の空き店舗・空きビル活用による出店者を支援するとともに、遊休不動産オーナーへの利活用促進の意識啓発を図ります。
- TMO等が実施するセミナーや各種イベントなど、まちなかの魅力をPRする事業等を支援し、固定客の増加を図ります。
- 地域拠点機能を持つオフィスやサービス関連産業のオフィスなどの立地を促進し、中心市街地に新たな人の流れを創出します。

《主な構成事業》

中心市街地活性化支援事業

2 商業振興によるまちの活性化



- 市内店舗の魅力向上や情報発信の強化を図る事業を支援し、身近な店舗で買い物がしなくなる環境づくりを推進します。
- 「富士のふもとの大博覧会」などのイベントを通して、市内商品やサービスをPRするとともに、ご当地グルメを活用した本市の魅力を発信する商業団体等の取組を支援します。
- ふるさと納税返礼品をはじめ、様々な場面で富士ブランド認定品のPRを図り、消費者に向けた情報発信や特色ある商品の販路拡大を支援します。

《主な構成事業》

地域特産品推進事業、商業振興助成事業、計量事業

3 港湾の利活用推進



- 港湾施設の整備を促進し、バルク輸送^{※2}等の大型化する貨物船などの航路機能の保全や港湾機能の維持を図ります。
- 田子の浦港の利用促進に向け、市内外の企業等に対してポートセールスを実施し、取扱量の増加を図ります。
- 田子の浦ポートフェスタの開催や大型客船等の誘致のほか、地域関係団体等と協力し、港湾のにぎわいづくりに取り組みます。

《主な構成事業》

港湾振興事業

※2 バルク輸送: 貨物を運ぶ際に、包装・箱詰めすることなく、そのままばら積み状態で輸送する方法

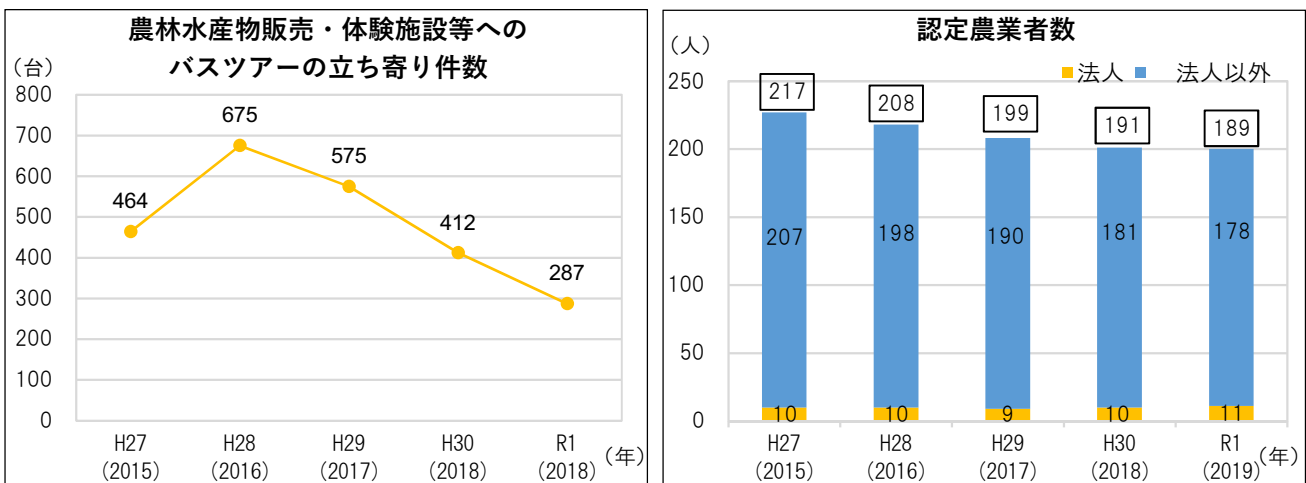
政策分野3 農林水産業

■将来のまちの姿

富士山の豊かな恵みを活かし 活力ある農林水産業が継続するまち

■現状と課題

- 1 農林水産事業者の多くが、価格競争、生産コストの高騰など厳しい経営環境にあるため、地場製品の生産支援、競争力強化及び販路拡大に対する支援が求められています。
- 2 耕作放棄地や未整備山林の増加、農林水産業の関連施設が老朽化していることから、基盤整備や持続可能な生産基盤の保全が求められています。
- 3 価格低迷や長時間労働などによる後継者や新規就業者の減少により、深刻な担い手不足となっていることから、担い手の安定経営や新規参入者の確保が求められています。



■基本方針

- 1 農林水産事業者と連携し、地場産品の特産化を進めるとともに、市内外へ積極的にPRするなど、地場産品の生産支援と付加価値の向上を図ります。
- 2 持続可能な生産性の確保を支援するとともに、自然災害への対策を進めるなど、農地及び山林等の生産基盤の保全・拡充を図ります。
- 3 意欲的な担い手や新規参入者の生産規模拡大を支援し、経営の安定化と耕作放棄地などの活用を促進し、担い手の確保・育成を図ります。

■成果指標

富士山の豊かな恵みを活かし 活力ある農林水産業が継続するまちである

現状 (令和3年度)

%



目標 (令和8年度)

%

■施策

1 地場産品の生産支援と付加価値の向上



- 富士のほうじ茶のブランド化や梨、キウイフルーツなどの落葉果樹の特産化を推進するとともに、各種補助制度により、農産物の競争力強化を図ります。
- 民間事業者と連携し、増産体制の強化を図り、原木の安定供給体制の確立を進めます。
- 首都圏の工務店等と連携を図り、富士ヒノキの販路拡大を推進します。
- 富士ヒノキ製玩具を新生児の誕生祝として贈呈するなど、木の温もりを感じる取組を通じて、富士ヒノキをPRします。
- 地理的表示であるGI登録産品の強みを活かし、市内外に田子の浦しらすをPRします。

《主な構成事業》

茶業振興事業、農業振興事業、林業普及事業、水産業振興事業

2 生産基盤の保全・拡充



- 農業基盤整備により優良農地を創出し、農業の生産性や効率性の向上と耕作放棄地の解消を図ります。
- 農業用水路や農道などの農業用施設の保全・整備に取り組み、多様な農業生産物の安定的な生産体制の確保と自然災害などによる農地への被害軽減を図ります。
- 造林・間伐・林地保全などを支援し、健全な森林を造成することにより、資源の循環利用を進め、持続可能な森林経営を推進します。

《主な構成事業》

富士南麓樹園地整備事業、農道・農業施設維持管理事業、林業振興事業、林地保全事業

3 担い手の確保・育成



- 県や関係団体と連携し、技術習得や参入希望者の裾野を広げ、新たな担い手の確保に取り組みます。
- 意欲のある担い手へ農地や森林の集積と集約を進め、事業規模の拡大、経営の効率化及び高度利用化を図ります。
- 農地を所有し、農業経営を行うことができる市内外の農業参入法人に対して誘致活動を行います。
- 中高生向け林業現場見学会や就労体験等を行い、林業就業者における新たな世代の担い手確保・育成を図ります。

《主な構成事業》

担い手確保育成事業、農地集積事業

■関連計画

富士市農業振興ビジョン、富士市森林整備計画、富士市農業振興地域整備計画

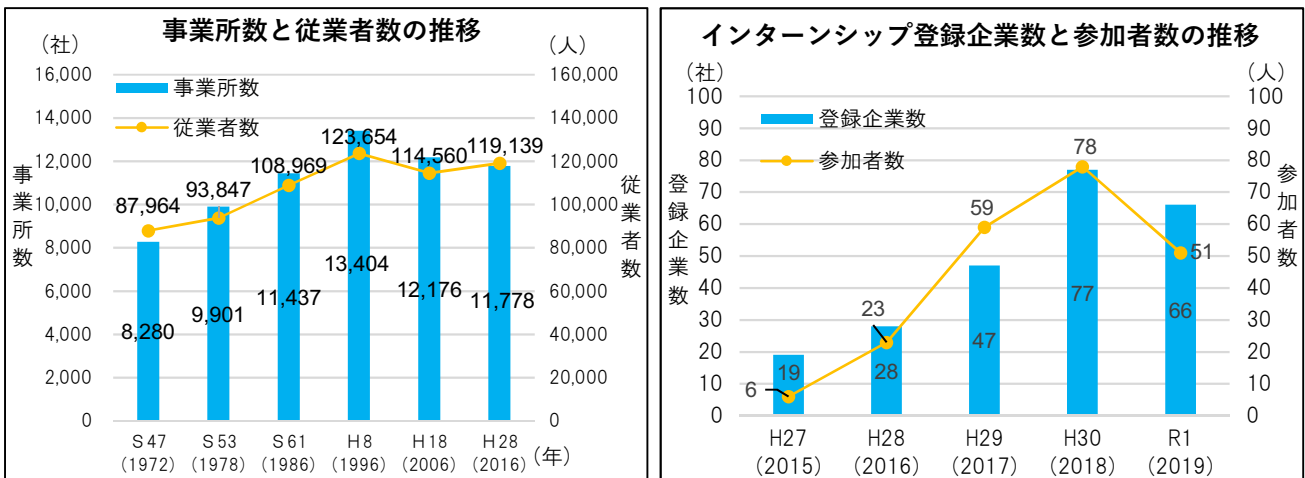
政策分野4 中小企業等振興

■将来のまちの姿

中小企業等が地域経済の原動力となり 活躍し続けられるまち

■現状と課題

- 1 市内企業の99.7%を占める中小企業等の多くが、売上の減少や労働力不足等の課題に直面していることから、中小企業及び小規模企業の事業が持続的に発展するための支援を地域全体で行うことが求められています。
- 2 少子・高齢化等により生産年齢人口^{※1}の減少が深刻化していることから、多様な人材が活躍できる就労支援に取り組む必要があります。
- 3 働き方の多様化が進む中、性別・年齢に関わらず、ワークライフバランスの調和が取れ、だれもが安心して働くことのできる環境の実現が求められています。



■基本方針

- 1 「中小企業及び小規模企業振興基本条例」の理念に基づき、商工団体、金融機関と連携した包括的な支援を進め、中小企業等の経営基盤の強化及び起業・創業支援を図ります。
- 2 産業関係団体や就労支援機関、教育機関などと連携を図り、雇用情勢に応じた取組を実施し、企業や求職者に対して雇用及び就労への支援を図ります。
- 3 就労者の福利厚生の実現や能力向上を図るとともに、個々のライフスタイルに合った働き方等に係る啓発を進め、だれもが生き生きと働けるよう労働環境の充実を図ります。

■成果指標

中小企業等が地域経済の原動力となり 活躍し続けられるまちである

現状 [令和3年度]

%



目標 [令和8年度]

%

※1 生産年齢人口：15歳から64歳未満の人口

■施策

1 経営基盤の強化及び起業・創業支援



- ▶ 市内中小企業者等から意見を伺い、産業支援機関や金融機関等と連携し、中小企業が抱える人材不足や事業承継などの喫緊の課題に対して、実効性のある取組を実施します。
- ▶ 地域産業支援センターによる伴走型支援をはじめ、起業・創業、デジタル技術を活用した事業改善への支援、各種研修・セミナーの開催などを行います。
- ▶ 制度融資や補助制度の拡充など、中小企業等を取り巻く環境の変化に対応した支援や新たな事業展開に資する支援の充実を図ります。

《主な構成事業》

中小企業金融支援事業、産業支援センター事業、経営基盤強化支援事業

2 雇用及び就労への支援



- ▶ 合同企業面接会を開催するなど、ハローワーク富士と連携し、雇用状況の改善と就労支援の強化を図ります。
- ▶ 中小企業等の魅力を発信し認知度向上を図るとともに、本市に就労を希望する方とのマッチング機会を創出します。
- ▶ 県内出身者をはじめとする学生に対して、積極的にU・J・Iターン就職を促進するとともに、市内企業のインターンシップの実施を支援します。

《主な構成事業》

雇用対策事業、高齢者就業センター運営管理事業、労働統計事業

3 労働環境の充実



- ▶ 就労者を対象とした研修会等を実施し、就労における必要な知識の取得を図ります。
- ▶ 生活環境の改善に資する取組を実施するなど、就労者の福利厚生の実現を支援します。
- ▶ 就労者のキャリアデザイン力の向上が図られるよう、セミナーや各種研修会などを実施します。
- ▶ 就労者が個々の事情に応じ、多様な働き方を選択できるよう、中小企業等のテレワークの導入などを促進します。

《主な構成事業》

勤労者福利厚生助成事業、勤労者融資事業、テレワーク推進事業

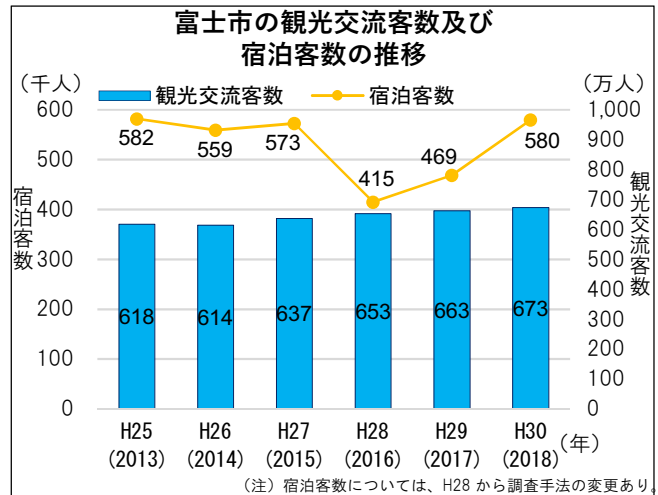
政策分野1 観光

■将来のまちの姿

「富士山」の魅力が最大限に活用され 観光交流が進むまち

■現状と課題

- 1 富士山と海の両方をもつ唯一のまちという他にはない強みや、都市圏から人を呼び込みやすい地理的優位性を有することから、本市のポテンシャルを最大限に活かした誘客の推進を図る必要があります。
- 2 観光客は特定の季節やスポットに立ち寄るだけといった傾向が見られるため、周辺地域の観光資源と組み合わせ、通年において来訪者の増加や周遊消費につながるような取組が求められています。
- 3 インバウンドや旅行ニーズの多様化など、観光事業を取り巻く環境が変化している中、観光客の利便性や満足度を高めるため、受入環境を整備する必要があります。



■基本方針

- 1 世界文化遺産・富士山を最大限活用した観光事業を展開していくとともに、効果的・広域的なPRやデータ分析などを行い、富士山活用の推進を図ります。
- 2 観光関係者と協働し、地域の観光事業の創出を促進するとともに、市外や海外から継続的に誘客できるよう、産業資源や歴史・伝統文化、自然、景観など、本市や周辺地域の観光資源の活用を図ります。
- 3 観光客のニーズなどを踏まえ、利便性の向上や既存の観光事業の継続・発展などが見込めるような観光インフラの整備を図ります。

■成果指標

「富士山」の魅力が最大限に活用され 観光交流が進むまちである

現状 [令和3年度]

%



目標 [令和8年度]

%

■施策

1 富士山活用の推進



- ▶ 富士山登山ルート3776など、本市ならではの特徴を活かした取組を推進します。
- ▶ 富士山百景写真コンテスト、富士山百景写真展、富士山ビューポイントなど、世界文化遺産・富士山を活用した事業を展開します。

《主な構成事業》

富士山活用推進事業、富士山百景推進事業

2 観光資源の活用



- ▶ まちの駅ネットワーク、観光ボランティアガイド、富士山観光交流ビューロー等との連携を強化し、ホスピタリティあふれるおもてなしを推進します。
- ▶ 観光関係者と連携し、地域全体で観光産業を底上げできるように、民間主体による観光事業の創出や活性化に向け支援します。
- ▶ 田子の浦港や観光農園、工場夜景、地元特産品など、産業資源を観光に活かした事業の情報発信と誘客を進めます。
- ▶ 本市が有する歴史や自然、景観、湧水、祭りなどの魅力発信とそれらの特性を活かした誘客促進を図ります。

《主な構成事業》

観光ボランティア推進事業、富士山観光交流ビューロー支援事業、観光基本計画推進事業

3 観光インフラの整備



- ▶ 道の駅富士川楽座や道の駅富士の計画的な施設改修等を行うとともに、道の駅の積極的な活用を図ります。
- ▶ 観光客の増加が見込める観光スポットの受入環境の向上を図るとともに、観光案内板、トイレ、駐車場などの整備を進めます。
- ▶ 国内外の旅行者が情報収集する最新の状況に応じ、動画やウェブサイト、SNS等を積極的に利用した情報発信や継続的なコンテンツの更新を行うとともに、デジタルマーケティングなどにより観光に関するアクセスデータを分析し、効果的な事業展開を図ります。

《主な構成事業》

富士川楽座施設運営管理事業、観光施設整備・点検事業

■関連計画

富士市観光基本計画

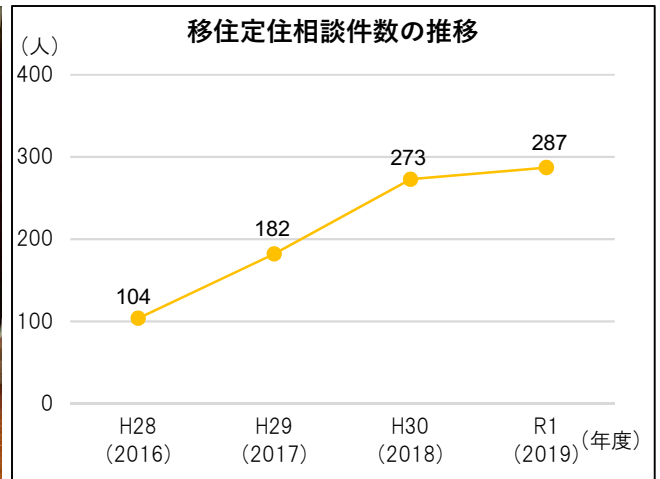
政策分野2 シティプロモーション

■将来のまちの姿

魅力や愛着を感じ だれもが住みたくなるまち

■現状と課題

- 1 少子高齢化や進学・就職に伴う若い世代の市外転出が進む中、市民のまちへの愛着や誇りを醸成していくことに加え、本市と多様に関わる関係人口の創出・拡大を図ることが求められています。
- 2 テレワークをはじめとした働き方の変化やライフスタイルの多様化が進み、東京圏在住者の地方への関心が高まっていることから、本市での暮らしの魅力を発信するとともに、移住しやすい環境づくりが求められています。



■基本方針

- 1 本市の魅力や個性を発掘・創造し、市内外へ発信するとともに、富士市ブランドメッセージ「いただきへの、はじまり 富士市」を活用する取組などにより、まちのブランド強化及び愛着と誇りの醸成を図ります。
- 2 移住までの段階や関心レベルに応じ、効果的に情報発信するとともに、移住前後の不安の解消や希望の実現に向けた取組を行い、本市への移住定住の促進を図ります。

■成果指標

魅力や愛着を感じ だれもが住みたくなるまちである

現状 (令和3年度)

%



目標 (令和8年度)

%

■施策

1 まちのブランド強化及び愛着と誇りの醸成



- ▶ ウェブサイトやSNSなど時代に合った情報発信ツールを活用し、本市の知名度や好感度、市民満足度の向上に繋がる情報を効果的に発信します。
- ▶ 富士市ブランドメッセージを活用した情報発信や啓発活動を行い、ブランドメッセージに込められた思いや意味の浸透を図り、富士市のことが好きな人を増やしていきます。
- ▶ 市内外でのミーティングやワークショップなどを戦略的に実施し、居住地に関わらず本市に様々な形で継続的に関わる人を創出・拡大するとともに、本市の魅力を語れる人や、地域参画総量^{※1}の増加を図ります。

《主な構成事業》

シティプロモーション推進事業、ブランドメッセージ推進事業

2 移住定住の促進



- ▶ ウェブサイトやSNS等を活用し、本市での暮らしをイメージできる情報を発信するなど、移住定住プロモーションを効果的に展開します。
- ▶ 東京圏在住者のテレワーク等の普及やライフスタイルの変化などによる地方への移住定住の関心の高まりやニーズの変化を踏まえ、移住希望者への支援を行います。
- ▶ 移住定住に関する情報交換等を目的とした移住者同士の交流機会の充実を図るとともに、官民連携による移住定住応援体制づくりを進めます。

《主な構成事業》

移住定住推進事業

■関連計画

富士市シティプロモーション基本方針 ほか

※1「地域参画総量」とは、市民による推奨・参加・感謝の3つの意欲について、毎年度行う世論調査において、設問として設定し数値化した指標。

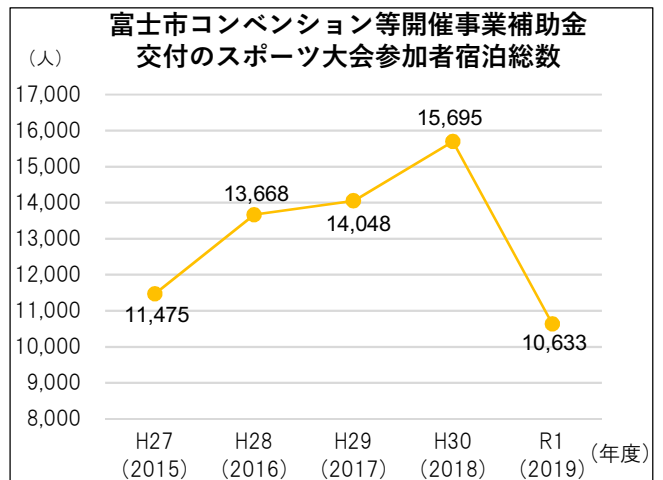
政策分野3 交流

■将来のまちの姿

国内外から人々が集い 多彩な交流が生まれるまち

■現状と課題

- 1 富士山女子駅伝やアルティメット全国大会など大規模なスポーツ大会・イベントの開催等による誘客や経済波及効果への期待が高まる中、官民連携によるスポーツ交流の推進が求められています。
- 2 ロゼシアターを中心に文化芸術環境が整い、幅広い文化活動が行われている中、文化芸術を通じ、地域の魅力向上や交流機会の創出を図る取組が求められています。
- 3 国際化が進展し、多様な文化に触れる機会が拡大する中、海外都市との交流の継続や新たな交流の創出など、地域の活性化に繋がる国際交流を進めることが求められています。



■基本方針

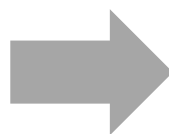
- 1 スポーツに適した本市の豊かな地域資源を活かし、全国規模のスポーツ大会・イベントを誘致するなど、スポーツツーリズムの推進を図ります。
- 2 本市の文化芸術活動の支援や魅力的な歴史・文化の発信などを行うとともに、様々な分野との連携を進め、文化芸術を通じた交流の創出を図ります。
- 3 本市と関係がある海外都市との交流を進めるとともに、民間の積極的な相互交流を支援し、異文化への理解を深め、国際交流の促進を図ります。

■成果指標

国内外から人々が集い 多彩な交流が生まれるまち

現状 (令和3年度)

%



目標 (令和8年度)

%

■施策

1 スポーツツーリズムの推進



- 全国規模のスポーツ大会・イベントの継続開催と新規誘致に向け、官民一体となって取り組みます。
- スポーツ大会・イベント等の会場となるスポーツ施設等の積極的な活用を図ります。
- 本市を拠点とするプロサイクリングチームとの連携や、本市を会場としたプロサイクルロードレースの定着化により、自転車を活用した誘客や交流の拡大を図ります。

《主な構成事業》

スポーツイベント開催事業、スポーツ交流推進事業

2 文化芸術を通じた交流の創出



- 本市の特色を活かした文化芸術活動や魅力的な歴史・文化を観光・国際交流・福祉・教育・産業などの他分野と連携することにより、文化芸術を通じた新たな交流づくりを進めます。
- 民間団体等が行う文化芸術イベントの開催を支援し、本市の魅力を市内外に発信します。

《主な構成事業》

芸術文化啓発事業、芸術文化助成事業

3 国際交流の促進



- 中国・嘉興市（友好都市）、アメリカ・オーシャンサイド市（姉妹都市）との交流を継続し、市民交流を進めます。
- 文化・スポーツ・経済団体などの相互交流を市民との協働により推進します。
- 東京オリンピックでのホストタウン等を通じ本市と縁のある海外都市等との新たな関係づくりを進め交流を促進します。

《主な構成事業》

海外都市交流事業

■関連計画

富士市スポーツ推進計画、自転車活用推進計画、富士市観光基本計画、第二次富士市文化振興基本計画、富士市文化財保存活用地域計画、第二次富士市多文化共生推進プラン

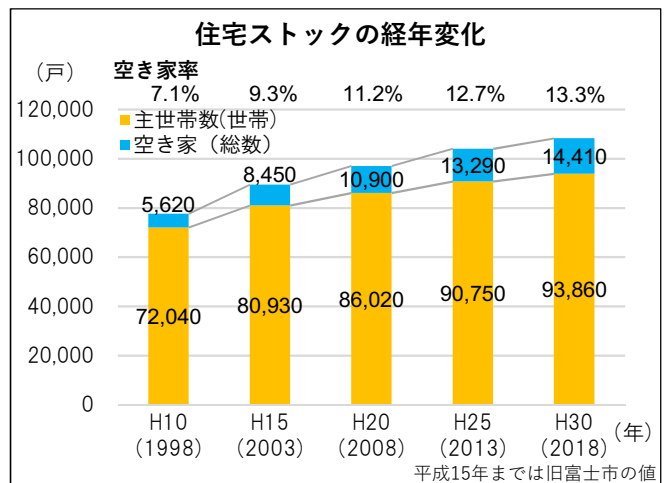
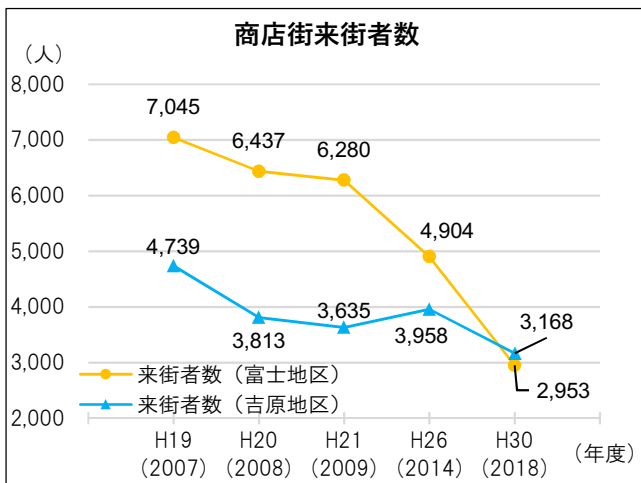
政策分野1 市街地形成

■将来のまちの姿

地域特性に応じた 魅力あふれる暮らしやすいまち

■現状と課題

- 生活利便施設の集積地においても人口減少が予測されていることなどから、「いかす・まもる」の考え方を軸足とし、長期的視点で集約・連携型の都市づくりを推進する必要があります。
- 都市の中核機能を担うまちなかにおいて空洞化が進んでいることから、利便性が高く誰もが訪れたいと思える魅力ある拠点的形成する必要があります。
- 人口減少や市街地の拡散等に伴い、空き家及び空き地が増加していることから、効果的な事後対策と予防保全策を併せて展開する必要があります。



■基本方針

- 人口が減少しても暮らしの質が維持されるよう生活に必要な機能を確保するなど、規制・誘導策を一体的に運用し、土地利用の適正化を図ります。
- 官民が連携して、多様な手法を柔軟に組み合わせ、エリアの価値や持続可能性を高めるため機能の更新・活用を進め、魅力あふれるまちなかの形成を図ります。
- 官民が連携して、都市の空間に関する様々な情報を共有するとともに、空き家・空き地の増加抑制や利活用による適正な管理を促進し、都市のスポンジ化の抑制を図ります。

■成果指標

地域特性に応じた 魅力あふれる暮らしやすいまちである

現状 [令和3年度]

%



目標 [令和8年度]

%

■施策

1 土地利用の適正化



- ▶ 集約・連携型都市づくりの考えに沿った土地利用の誘導や、地域地区などの都市計画制度の適用を効果的に行い、立地の適正化を図ります。
- ▶ 地区住民等と協働で、きめ細かな都市づくりのルールである地区計画制度を導入するなどにより、地区単位での良好な市街地の形成を図ります。
- ▶ 土地の埋立てや盛土などが法令や条例に基づき適切に行われるよう取り組み、災害の防止及び環境の保全を図ります。

《主な構成事業》

都市計画マスタープラン規制誘導事業、地区計画導入事業、砂利採取・土採取等規制事業

2 魅力あふれるまちなかの形成



- ▶ 富士駅周辺及び吉原中央駅周辺において、再開発事業等により、商業・業務、交流、居住等の都市機能の更新など、市街地環境の整備改善を図り、都市拠点の活性化・再生を促進します。
- ▶ 新富士駅周辺において、土地区画整理事業や道路整備事業等の都市基盤整備により、土地利用の増進を促進し、広域の玄関口に相応しい賑わいと質の高い都市空間の創出を図ります。
- ▶ まちなかにおいて、既存ストックの改変により、居心地が良く歩きたくなる空間を形成し、官民によるゆとりと賑わいの創出を促進します。

《主な構成事業》

市街地再開発事業促進事業、新富士駅南地区整備推進事業、まちなか拠点形成事業

3 都市のスポンジ化の抑制



- ▶ パンフレットや管理ガイドによる意識啓発を行い、空き家の発生を予防します。
- ▶ 関係団体との連携を図り、危険空き家の除却のほか、空き家バンクによる利活用や適正な管理を促進します。
- ▶ 低・未利用地に関する情報を公開するとともに、官民連携によるマネジメント手法を適用するなど、適正な利用促進を図ります。

《主な構成事業》

空家等対策推進事業、土地利用対策事業

■関連計画

第四次国土利用計画（富士市計画）＜改定版＞、富士市都市計画マスタープラン、富士市集約・連携型都市づくり推進戦略、第二次富士市住宅マスタープラン（後期計画）、富士市空家等対策計画 ほか

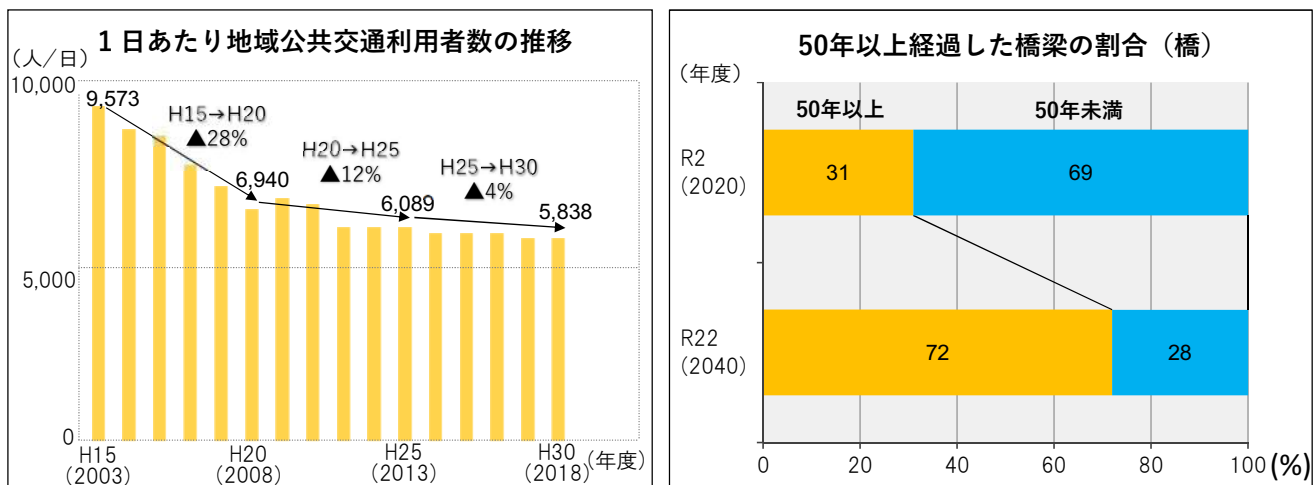
政策2 交通・道路

■将来のまちの姿

だれもが安全に円滑な移動ができる快適なまち

■現状と課題

- 1 本市は、自動車に依存した交通体系になっており、公共交通とのバランスがとれていないことから、人口減少時代においても誰もが利用できる暮らしの足を将来にわたり確保する必要があります。
- 2 渋滞解消のほか、誰もが安全に移動できる道路が求められていることから、円滑な道路ネットワークの構築を図るとともに、歩行者や自転車の安全性に配慮した道路整備を進める必要があります。
- 3 道路施設の老朽化が進み、維持管理負担や更新需要の増大が見込まれるため、安全性の確保やトータルコストの縮減などを踏まえた維持管理を行い、快適な道路環境を持続させる必要があります。

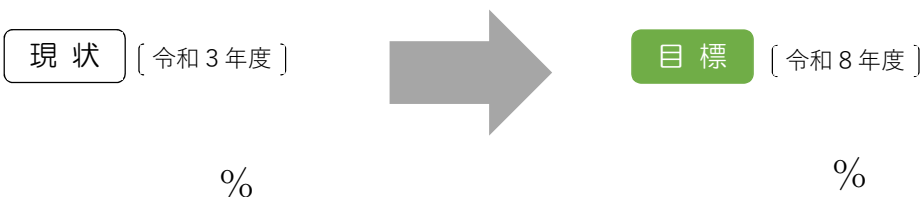


■基本方針

- 1 公共交通を集約・連携型都市づくりに欠かせない「都市の装置」として位置付け、官民の適切な役割分担により、その機能を持続させ、移動のしやすさを確保するよう公共交通の充実を図ります。
- 2 市内の南北・東西方向の道路の多重性や代替性を確保するとともに、生活道路や歩行者・自転車走行空間を整備し、安全・安心で快適な道路ネットワークの構築を図ります。
- 3 予防保全の考え方を取り入れた、道路施設の効率的かつ効果的な長寿命化など道路メンテナンスの推進を図ります。

■成果指標

だれもが安全に円滑な移動ができる快適なまちである



■施策

1 公共交通の充実



- ▶ 公共交通をみんなで支え・育て・守ることができるよう、市民・交通事業者・行政が協働して利用促進を図るための体制づくりや、市民意識の啓発、環境整備などを推進します。
- ▶ 公共交通の利用が困難で民間事業者が参入できない地区において、コミュニティ交通を行政が自主的に運行するなど、地域の実情に応じた多様な公共交通サービスの提供します。
- ▶ 地域公共交通事業者への運行支援による路線の維持・確保のほか、交通事業者との連携によりデジタル変革やバリアフリー化を促進し利用環境の改善などを図ります。

《主な構成事業》

公共交通振興事業、自主運行バス等運行事業、公共交通支援事業

2 快適な道路ネットワークの構築



- ▶ 南北交通における要である本市場大淵線や、新々富士川橋のアクセス道路となる五味島岩本線など、市内の円滑な移動を可能にする幹線道路を整備します。
- ▶ 日常生活の利便性や消防・救急活動の円滑化、日照・通風の確保など、住環境の改善が図れる安全な生活道路を整備します。
- ▶ 自転車走行空間のネットワークを形成し、安全・快適な移動の確保や本市ならではの観光資源などとの連携を図るとともに、子どもや高齢者などの交通弱者に配慮した歩道整備を推進します。

《主な構成事業》

本市場大淵線整備事業、五味島岩本線整備事業、中島林町線整備事業、左富士臨港線整備事業

3 道路メンテナンスの推進



- ▶ 橋梁等の道路施設において、長寿命化対策や定期点検の実施による予防保全的な維持管理などを推進します。
- ▶ ICTの活用や定期的なパトロールによる施設破損の早期発見などに取り組み、事故等の防止を図ります。
- ▶ 富士駅・新富士駅等の駅前広場や市営駐車場・駐輪場施設において、適切な整備及び維持管理を行い、利用者の利便性向上を図ります。

《主な構成事業》

橋梁長寿命化・耐震補強事業、道路維持管理事業、駐車場等維持管理事業、駅前広場維持管理事業

■関連計画

富士市地域公共交通計画、都市内幹線道路整備プログラム（道路整備プログラム）、富士市橋梁長寿命化修繕計画、横断歩道橋個別施設計画

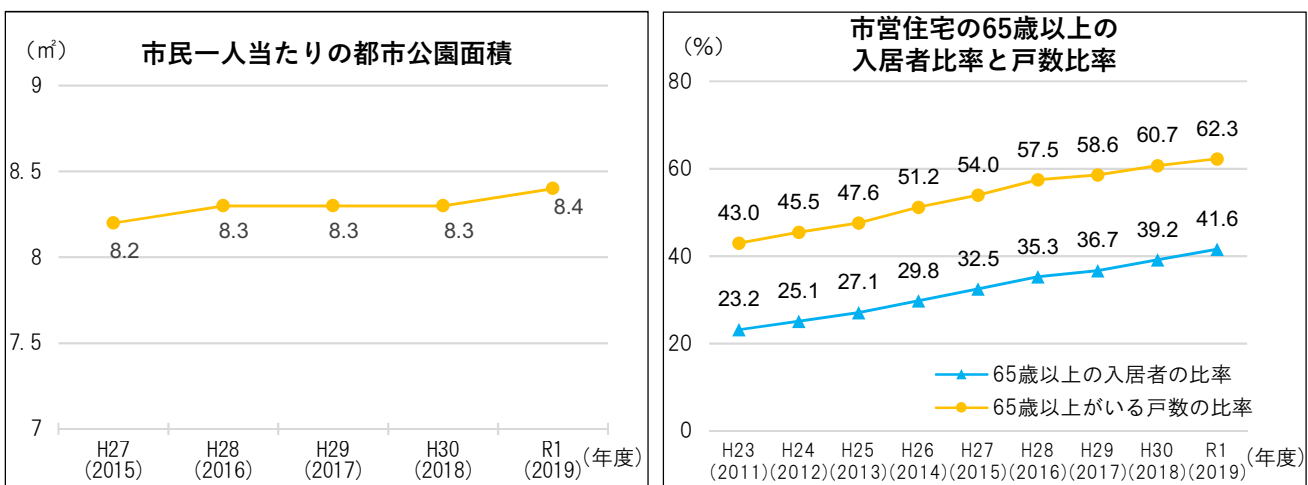
政策分野3 景観・公園・住宅

■将来のまちの姿

富士山が映える景観のもと 花と緑があふれ だれもが安心して住めるまち

■現状と課題

- 1 富士山の景観を活かした美しい都市づくりに関する市民の満足度が低いことから、将来にわたるべき市民共有の財産として、親しみや愛着が持てる景観を形成する必要があります。
- 2 市民の価値観や生活様式などの変化により、レクリエーションや防災など、公園や緑地等の需要が高まっていることから、その機能を活かせる緑のマネジメントを推進する必要があります。
- 3 高齢者の単独世帯や適切な住宅の確保が困難になっている世帯が増加していることから、多様な住宅ニーズに対応した居住環境の形成を図る必要があります。



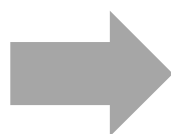
■基本方針

- 1 市民・事業者等と協働で富士山が映える都市づくりを推進し、本市の特徴を活かせる美しい景観の保全・創出を図ります。
- 2 地域の特性に応じた公園の充足や公園施設の長寿命化対策を図るとともに、多様な主体との連携により緑化を一層進め、花と緑の環境の創出を図ります。
- 3 安全で快適な住宅の建築を誘導するとともに、市営住宅がセーフティネットとして適切に機能するよう取り組むなど、誰もがいつまでも暮らせる安心で快適な住宅の確保を図ります。

■成果指標

富士山が映える景観のもと 花と緑があふれ だれもが安心して住めるまちである

現状 [令和3年度]



目標 [令和8年度]

%

%

■施策

1 美しい景観の保全・創出



- ▶ 富士山の眺望を阻害しない幹線道路沿線建築物や屋外広告物となるよう誘導するとともに、不要な煙突の撤去を促進し、良好なまちなみ景観の形成を図ります。
- ▶ 自然環境やまちなみと調和した優れた屋外広告物の表彰を行い、その内容を広く公開することで、景観に対する市民意識の高揚を図ります。
- ▶ 景観の阻害要因である電柱及び電線の地中化により道路景観の向上を図り、富士山が見える軸づくりを推進します。

《主な構成事業》

景観形成事業、屋外広告物管理事業、無電柱化推進計画策定業務

2 花と緑の環境の創出



- ▶ 富士川左岸緑地の再整備によりスポーツ観光・交流の促進を図るとともに、地域住民の意向に沿った公園整備を推進し、市民の憩いの場となる緑地空間を提供します。
- ▶ 既設の公園施設や街路樹において、予防保全型の考え方にに基づき日常点検や改修を行い、長寿命化対策と適切な維持管理を進めます。
- ▶ 家庭及び地域における緑化を推進するとともに、緑化関係団体との連携を強化し、市民の緑化意識の醸成を図ります。

《主な構成事業》

富士川左岸緑地整備事業、公園緑地維持管理事業、緑化推進活動事業、公園愛護会事業

3 安心して快適な住宅の確保



- ▶ 民間団体等との協働により、耐久性や耐震性、省エネルギー、バリアフリー、子育てに配慮した良質な住宅の普及及び啓発を図ります。
- ▶ 各市営住宅の特性を踏まえ、PPP/PFI手法の活用などの民間活力を活かした建て替えや改善による再生及び統廃合を進めます。
- ▶ 確実な法令の遵守による適正な建築物や優良建築物の普及促進などを実施し、住宅の安全性確保や良好な市街地形成を図ります。

《主な構成事業》

住宅施策計画推進事業、市営住宅運営管理事業、建築許可・認定等事業

■関連計画

第四次国土利用計画（富士市計画）＜改定版＞、富士市都市計画マスタープラン、富士市集約・連携型都市づくり推進戦略、富士市景観形成基本計画、第二次富士市住宅マスタープラン（後期計画）、富士市空家等対策計画 ほか

第六次富士市総合計画 ◆

めざす都市像

富士山とともに 輝く未来を拓くまち ふじ

◆第3部 総合計画の推進に あたって

第1章 総合計画を推進するための取組

第1節 質が高く柔軟な行政経営

第2節 持続可能な財政運営

第2章 総合計画の進行管理

第1節 行政評価を活用した指標の進行管理

第2節 PDCAサイクルによる継続的な改善

第1章 総合計画を推進するための取組

今後も確実に進行していく少子高齢化による人口減少や、社会経済情勢が急激に変化しても、限られた経営資源を効果的かつ効率的に活用するとともに、財政の健全性を維持し、本計画に位置付けた各施策を着実に推進していくための横断的な取組として、「質が高く柔軟な行政経営」と「持続可能な財政運営」を位置付けます。

第1節 質が高く柔軟な行政経営

1 現状と課題

- 1 市民の意識やライフスタイルの変容により市民ニーズが多様化・複雑化し、様々な課題を行政だけで解決することが難しくなっていることから、多様な主体との連携により協働のまちづくりを進めていく必要があります。
- 2 厳しい財政状況が続く、経営資源が制約される中においても、行政サービスの水準を落とさず、将来にわたり持続可能なまちづくりを進めていくために、民間との協働により、民間活力の一層の導入を図る必要があります。
- 3 人口減少により、単独の自治体では解決が難しい諸課題が顕在化してくることが見込まれるため、これまで以上に広域行政を推進する必要があります。
- 4 高齢化や核家族化の進行など市民生活を取り巻く環境が変化していることから、市民目線での分かりやすい窓口サービスが求められています。
- 5 情報があふれる社会においても、市民一人ひとりに、必要な市政情報を届け、まちづくりへの関心を高めるとともに、多様化する市民ニーズを的確に把握し、市政運営に活かす必要があります。
- 6 行政の透明性やコンプライアンスについての市民意識が更に高まっている中、市民への説明責任を果たすとともに、個人情報と適正に取り扱う必要があります。
- 7 少子高齢化の進行や人口構造の変化による行政コストの増大が見込まれ、これまでどおりの行政運営を続けていくことが厳しい状況であるため、より効率的で効果的な行政経営を行う必要があります。
- 8 高度化・複雑化する行政課題に的確に対応するため、市政の担い手として使命感とスピード感を持ち主体的に行動する職員を確保・育成する必要があります。

2 主な取組

(1) 多様な主体との協働

- 多様化する市民ニーズに対応するため、NPO法人をはじめとする市民活動団体や事業者、教育機関など様々な主体との協働を推進します。
- 市民、市民活動団体、地域団体等が行う新たな取組（ソーシャルビジネスやシェアリングエコノミーなど）を地域課題の解決に積極的に活用します。

- 市民活動センター等の中間支援組織と連携し、市民活動等をサポートするとともに、公益活動の担い手となる人材を確保します。
- 様々な公共データのオープンデータ化を更に進め、各主体との協働による市民生活の向上や諸課題の解決に繋がります。
- 外郭団体の経営の健全性や事業の有効性などを検証し、経営健全化の取組を促進するとともに、有意義な活用を進めていきます。

(2) 民間活力の導入

- 官民連携を進め、民間の持つノウハウやアイデアを活用することで、より効率的かつ効果的に実施できるサービスは民間に委託し、各種行政サービスの実施手法を最適化します。
- 民間に移行することで一定のサービス水準が確保され、より効率的なサービスの提供が期待できる事業については、積極的に民営化を推進します。
- 公共サービスの向上や事業コストの削減を図ることができる事業について、PFIなどの手法による民間の資金、経営能力、技術的能力の活用を積極的に推進します。

(3) 広域行政の推進

- 近隣市町と連携し、共通する広域的な行政課題の解決に向けて、都市間連携の強化を図ります。
- 情報処理、職員研修など広域的に事務処理を行うことで効果が見込まれるものについては、事務の共同化に取り組めます。

(4) 窓口サービスの充実

- 質の高いサービスを提供するため、ワンストップ総合窓口システムの効果を検証し、利便性を高めます。
- 個人番号制度に係る国の動向を注視しマイナンバーカードの普及に努めるとともに、マイナンバーカード利用による各種証明書のコンビニ交付の割合を高め、交付事務全体の効率化を進めます。

(5) 情報発信の推進と的確な市民ニーズの把握

- 多様化する広報媒体を活用し、必要とする人に必要な情報が届くよう積極的な情報発信を行います。
- 幅広い市政参画の機会を設け、きめ細かな広聴活動の実施により市政に対する意見や要望を広く聴取し、施策に反映させます。

(6) 情報公開と個人情報保護の順守

- 厳正な公文書管理及び情報公開制度の的確な運用を進め、市民への説明責任を果たすとともに行政運営の透明性を確保します。
- 「富士市個人情報保護条例」に基づき、個人情報の適正な取扱いを図ります。

(7) 業務執行体制の最適化

- 将来を見据えた未来志向の組織体制を構築し、行政課題に対応した施策を着実に推進します。
- 定員適正化計画に基づく定員管理を行い、職員定数の適正化を図ります。
- 業務の一元化及び集約化を進め、業務執行の効率化を図ります。
- 業務プロセスの最適化やICTの活用などを進め、業務執行における生産性の向上を図り、持続的かつ効果的な行政サービスを提供します。
- 不断の業務改善を積極的に進めることにより、業務の効率化や市民サービスの向上を図ります。
- 内部統制の強化を図ることにより、適正な業務執行を確保し、市民から信頼される行政サービスを提供します。

(8) 人材の確保・育成

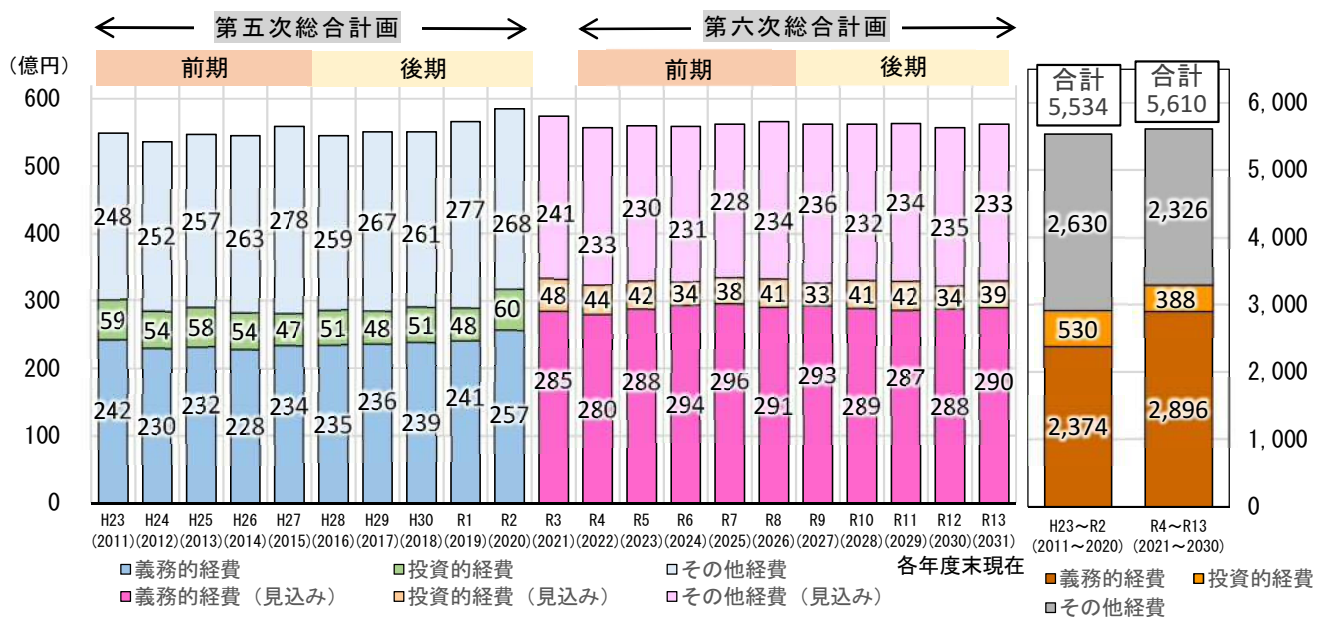
- 様々な形での採用試験により、熱意を持ち行動力のある有為な人材を確保します。
- 任期付職員の採用制度の活用などにより、高度の専門的な知識経験や優れた識見を有する民間人材を登用します。
- 人事評価制度を活用した人材育成を図るとともに、職員研修により時代に応じた専門知識や課題解決能力を有する人材を育成します。
- 長時間勤務の縮減や職員の健康の管理、多様なワークスタイルの採用などにより、働き方改革を推進し、職員一人ひとりが活躍できるための職場環境や体制を整備します。
- 弁護士経験を有する法務監を活用するとともに、事業の執行の際には絶えず法的リスクを把握しながら取り組むなど、職員の法務能力の向上を図ります。

第2節 持続可能な財政運営

1 現状と課題

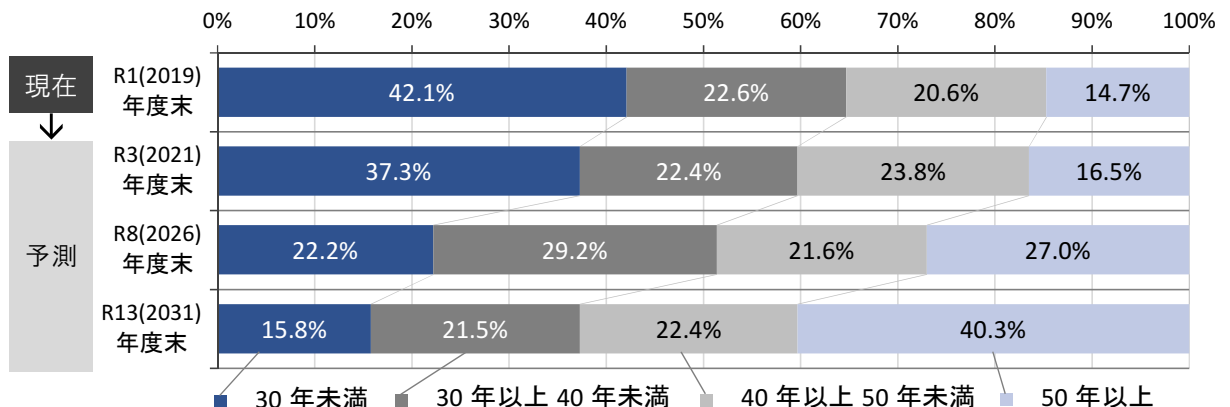
- 1 自主財源の根幹である市税収入は、新型コロナウイルス感染症の影響による大幅な減収から徐々に回復すると見込まれますが、今後も大きな増加は見込めない状況の中、社会保障関係経費や、公共施設の老朽化対策経費、公債費の増加等により、厳しい財政運営が続くと予測されます。このため、大規模投資的事業をはじめ、全ての事業における抜本的な見直しなど、限りある財源の中で、効率的・効果的に事業を実施するための取捨選択、創意工夫を行い、将来にわたって健全性を維持し、持続可能な財政基盤を形成していく必要があります。

一般財源の充当額の推移と予測（一般会計）



- 2 公共施設の多くが更新・大規模修繕の時期を迎える中、これまでと同じ水準で施設整備を継続していくことは困難です。今後、公共施設に求められるニーズが変化し、必要とされる規模・量が縮小すると予想されることから、人口減少社会に応じた中長期的な視点で公共施設の整備、管理運営を図る必要があります。

公共建築物の経過年数別床面積構成比



※ 予測は、令和元（2019）年度末現在の本市の既存公共建築物が予測年次まで新築・建替・除却等がなかった場合

2 主な取組

(1) 持続可能な財政基盤の形成

- 将来負担すべき債務などの計画的な管理や事業の創意工夫、取捨選択などを適切に行います。
- 長期的な視点による効率的かつ効果的な予算編成及び予算執行に努め、健全性を維持していきます。
- インフラ等も含めたアセットマネジメントを推進し、保有財産の最適化を図ります。
- 収入の一層の増加を図り、将来にわたり持続可能な財政基盤の形成を図ります。
- クレジット納付、マルチペイメント、アプリ等、市税の納付チャネルの拡大を検討し、納付環境の充実を図ります。
- QRコードを活用した納税通知書等、多言語化の検討を進めるとともに、厳正かつ適正な滞納整理により納税の公平性を確保し、収納率の向上を図ります。

(2) 公共施設マネジメントの推進

- 公共施設において提供すべき公共サービスの質・量を見極め、更新時には適切な施設規模への見直しや施設の統廃合・複合化を進めることで保有建築物の総量を削減します。
- 公共施設の長寿命化、予防保全の導入等による更新・修繕費用の軽減、平準化を図るとともに、PFI事業や民間委託など民間活力を積極的に導入し、更新費用及び維持管理費用を削減します。
- 公共施設の複合化、多機能化等を図り、建築物を最大限有効活用するとともに、公共施設の統廃合により生じた余剰施設の民間への貸付け、売却等の効率的な運用により収益の確保に努めます。
- 土木系インフラについて、施設の劣化状況や利用状況などから事業の優先度を判断し、計画的な維持管理、予防保全による長寿命化を図ります。

第2章 総合計画の進行管理

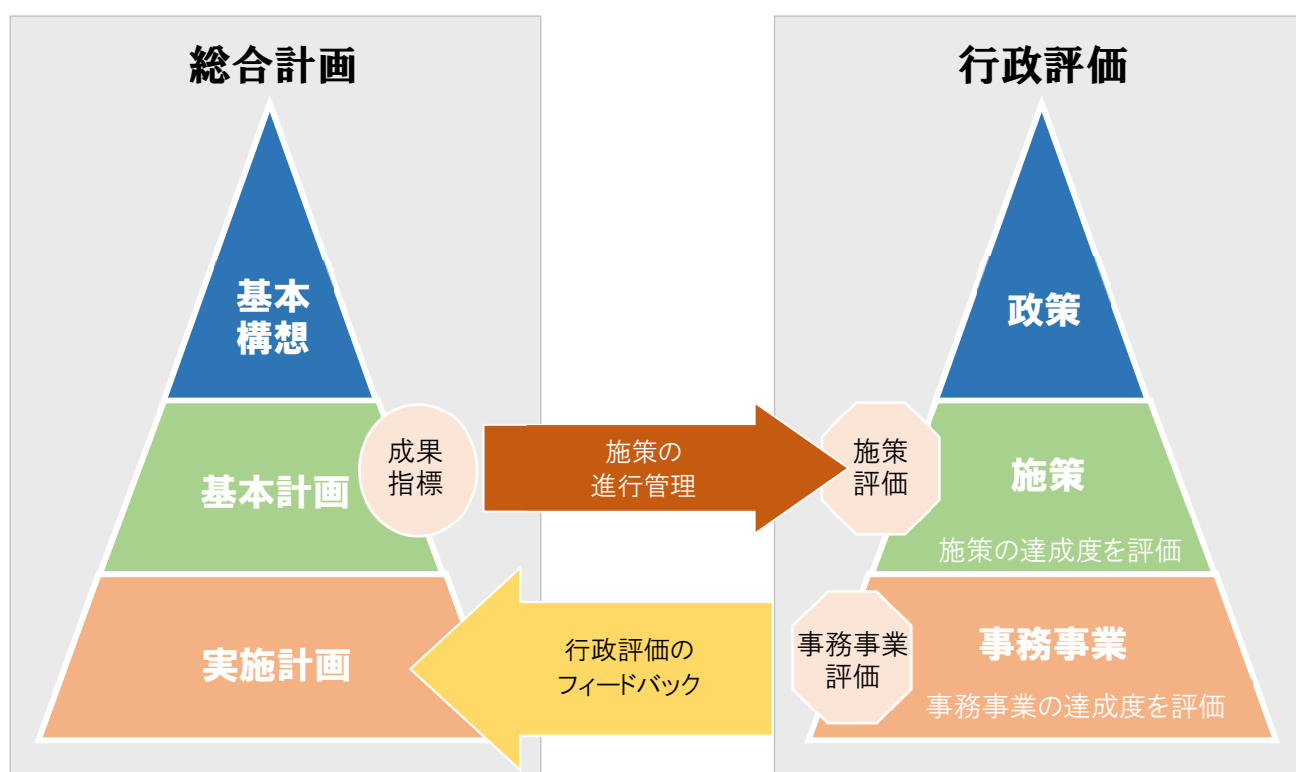
第1節 行政評価を活用した指標の進行管理

本計画では、施策や事業を推進した結果、将来の本市がどのような状態になるのかわかりやすく表現するために、各政策分野を代表する指標として「成果指標」を設定しました。

200人の市民で構成する総合計画モニターへのアンケート調査により「成果指標」を毎年測定し、その結果を各施策の達成度合い等に基づき検証し、施策評価を行うとともに、各施策に紐づく事務事業の評価も併せた行政評価を実施計画にフィードバックしていきます。

また、後期基本計画策定時には、世論調査により本計画を評価し、その結果を後期基本計画へフィードバックしていきます。

進行管理のイメージ

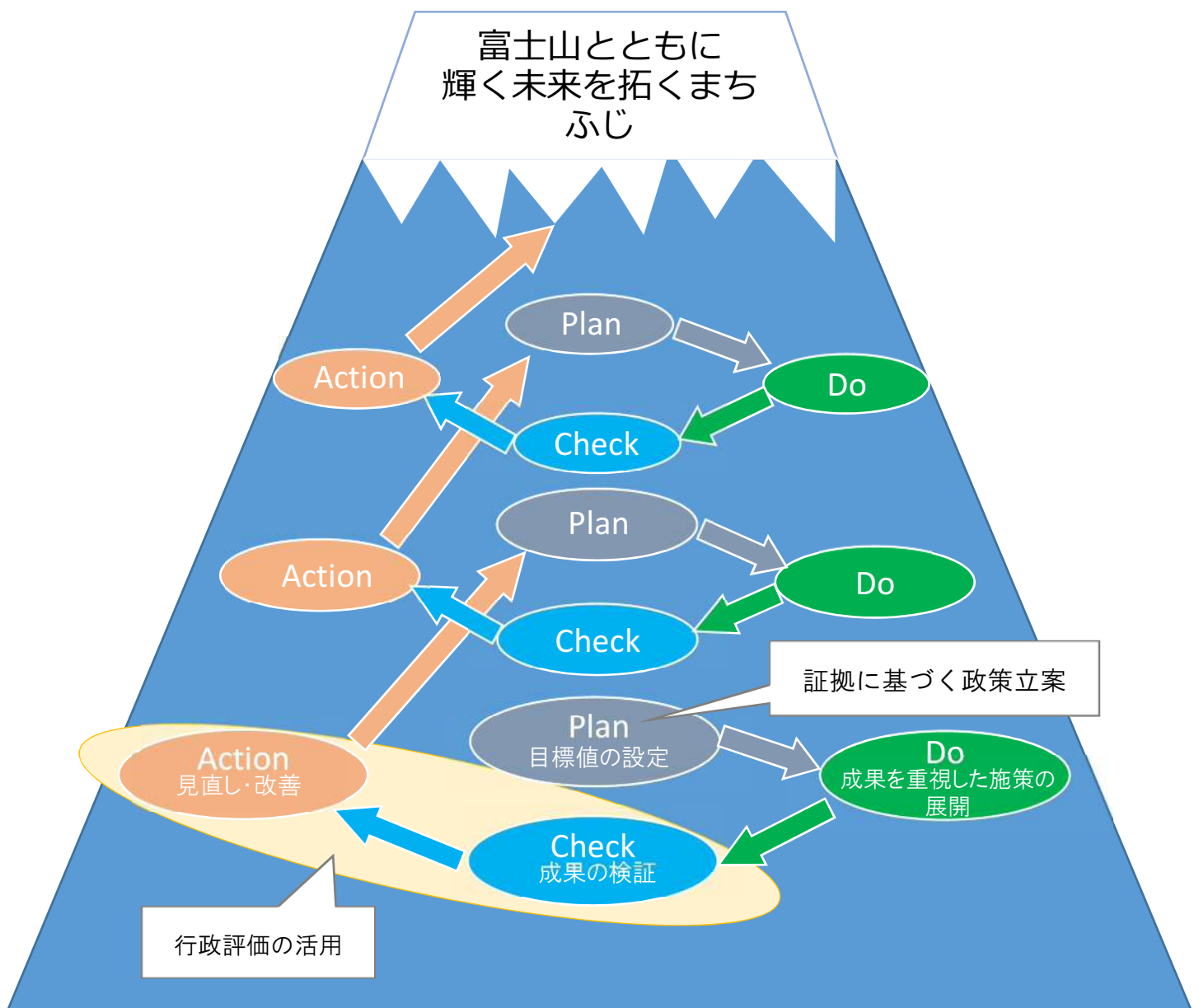


第2節 PDCAサイクルによる継続的な改善

総合計画の実施にあたっては、「Plan（計画）→ Do（実施）→ Check（評価）→ Action（見直し）」という流れを繰り返すことが重要であるため、継続的な見直し・改善に取り組めます。

また、事業立案の際にはEBPM^{※1}（証拠に基づく政策立案）の考え方を取り入れるとともに、各政策分野の成果指標及び施策に基づく評価結果を毎年度公表し、成果や課題を市民と共有しながら、課題解決に向け効果的・効率的に施策を推進します。

PDCAサイクルのイメージ



※1 EBPM：エビデンス・ベースト・ポリシー・メイキングの略。証拠に基づく政策立案のことであり、政策の企画をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化したうえで合理的根拠（エビデンス）に基づくものとすることです。

